# 由利本荘市国民保護計画

平成31年3月 変更由 利 本 荘 市

この計画は、国際平和を希求する由利本荘市が、国民保護やその他関連する法律、ジュネーブ諸条約などの国際人道法に基づいて作成したものです。

万が一、日本国に対する武力攻撃や緊急対処事態 (大規模テロ) などの不測の事態が発生した場合に、 由利本荘市内にいる全ての人を保護するため、安全に避難させ、救援するとともに武力攻撃等に伴う災 害への対処を行うことなどを内容とする計画です。

市は、この計画を基本として、国、県及び関係機関と連携し、住民を守るための活動を行いますので、 住民の皆さんには、この計画の趣旨を理解していただき、自主的に協力をお願いします。

## 目 次

第 1	編	総 論	1
第	1章	市の責務、計画の位置づけ、構成等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	1	市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	1
	2	市国民保護計画の構成	
	3	市国民保護計画の見直し、変更手続	2
第	2章	国民保護措置(緊急対処保護措置)に関する基本方針	3
第	3章	5 関係機関の事務又は業務の大綱等	5
第	4章	5 市の地理的、社会的特徴	10
第	5章	5 市国民保護計画が対象とする事態	14
	1	武力攻擊事態等	14
	2	緊急対処事態	17
第 2	編	平素からの備えや予防	20
第	1章	5 組織・体制の整備等	20
第	1	市における組織・体制の整備	20
	1	市の各部課室における平素の業務	20
	2	市職員の参集基準等	24
	3	市対策本部等の機能の確保のための準備	26
	4	消防機関の体制	26
	5	国民の権利利益の救済に係る手続等	27
第	2	関係機関との連携体制の整備	28
	1	基本的考え方	28
	2	県との連携	28
	3	近接市町村との連携	29
	4	指定公共機関等との連携	29
	5	ボランティア団体等に対する支援	29
笹	3	通信の確保	30

第4	情報収集・提供等の体制整備	30
1	基本的考え方	31
2	警報等の伝達に必要な準備	32
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	33
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	34
第5	研修及び訓練	35
1	研修	35
2	訓練	35
第2章	章 避難、救援及び武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)へ	ው <del>ክ</del>
<b>先∠</b> □	早、歴無、秋後及び成力攻撃火告(素心対処争忠における火告)へ	ניא כט
処に		37
1	避難に関する基本的事項	
2	避難実施要領のパターンの作成	
3	救援に関する基本的事項	
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	
5	避難施設の指定への協力	
6	生活関連等施設の把握等	39
第3章	章 物資及び資材の備蓄、整備	40
1	市における備蓄	40
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	
/ <del>///</del>	÷	4 1
第 4 i	章 国民保護に関する啓発	41
1	国民保護措置に関する啓発	41
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	41
第3編	武力攻撃事態等(緊急対処事態)への対処	12
کای کی دالا		12
第 1 i	章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	42
1	事態認定前における緊急事態対策室の設置及び初動措置	42
2	武力攻撃(緊急対処事態における攻撃)等の兆候に関する連絡があった場合の対応	44
第2章	- 章 市対策本部の設置等4	45
-		
1	17.4710	
2	通信の確保	59
笋3音	音 関係機関相互の連進 りょうしゅう	60

	1	国・県の対策本部との連携	60
	2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	60
	3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	61
	4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	61
	5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	61
	6	市の行う応援等	62
	7	ボランティア団体等に対する支援等	62
	8	住民への協力要請	63
华	4 章	- 章 警報及び避難の指示等(	6 <i>1</i> 1
か	4 5	アー言和及い避難の指外等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	J <del>4</del>
第	1	警報の伝達等	64
	1	警報の内容の伝達等	
	2	警報の内容の伝達方法	
	3	緊急通報の伝達及び通知	
第	2	避難住民の誘導等	66
	1	避難の指示の通知・伝達	
	2	避難実施要領の策定	67
	3	避難住民の誘導	71
第	5章	· 章 救援	77
215			
	1	救援の実施	
	2	関係機関との連携	
	3	救援の内容	78
第	6章	章 安否情報の収集・提供	79
	-1	<b>皮</b> 不体也不使生	70
	1	安否情報の収集 県に対する報告	
	2	<ul><li></li></ul>	
		女告情報の庶芸に対する協力 日本赤十字社に対する協力	
	4	日本亦十子任に対する協力	81
第	7 章	章 武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)への対処	82
第	1	武力攻撃災害 (緊急対処事態における災害) への対処	82
<i>&gt;</i> 1₹	1	武力攻撃災害 (緊急対処事態における災害) への対処の基本的考え方	
	2	武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)の兆候の通報	
第		応急措置等	
<i>&gt;</i> 1₹	1	退避の指示	
	2	警戒区域の設定	
			85

	4		
第			:ける災害への対処等 87
	1 2		全確保
第	_		カ攻撃災害(緊急対処事態における災害)の防止及び防除 88 害への対処等88
第	8章	被災情報の収算	<b>集及び報告92</b>
第	9章	保健衛生の確保	呆その他の措置93
	1	保健衛生の確保	
	2	廃棄物の処理	94
第	10章	国民生活の安気	定に関する措置95
	1	生活関連物資等の価格	8安定95
	2		定等95
	3	生活基盤等の確保	
第	11章	特殊標章等の多	を付及び管理96
第 4	編	復旧等	
第	1章	た 応急の復旧	98
	1	基本的考え方	
	2	公共的施設の応急の行	复旧98
第	2章	武力攻撃災害	(緊急対処事態における災害)の復旧99
第	3章	国民保護措置	(緊急対処保護措置) に要した費用の支弁等100
	1	国民保護措置(緊急対	対処保護措置)に要した費用の支弁、国への負担金の請求. 100
	2		賞
	3	総合調整及び指示に係	系る損失の補てん100
資	料	編	
第	1章	実施体制に関す	する資料101
1	由	利本荘市連絡先等一	覧 101
2			する資料
3	通	信に関する資料	

医療体制に関する資料	106
自主防災組織に関する資料	106
交通規制に関する資料	
赤十字標章等の特殊標章等に関する資料	114
2章 避難・退避に関する資料	126
輸送網に関する資料	126
3章 武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)への対処に関する資料	132
生活関連等施設の安全確保に関する資料	132
消防に関する資料	132
廃棄物の処理に関する資料	132
文化財の保護に関する資料	134
被災情報に関する資料	142
1章 救援に関する資料	161
救援の原則に関する資料	161
収容施設の供与に関する資料	172
食品の供与及び飲料水の供給に関する資料	179
5章 安否情報に関する資料	184
安否情報の収集・提供に関する資料	184
1	自主防災組織に関する資料 交通規制に関する資料 赤十字標章等の特殊標章等に関する資料 章 避難・退避に関する資料 輸送網に関する資料 章 武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)への対処に関する資料 生活関連等施設の安全確保に関する資料 消防に関する資料 廃棄物の処理に関する資料 文化財の保護に関する資料 被災情報に関する資料 被災情報に関する資料 教援の原則に関する資料 収容施設の供与に関する資料 食品の供与及び飲料水の供給に関する資料 食品の供与及び飲料水の供給に関する資料

## 用語の定義

## この計画で使用する用語の定義については、次のとおりです。

## 【法令名、計画等名】

【四日七二】	·
用 語	定義
事態対処法	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の
	確保に関する法律(平成15年法律第79号)をいう。
事態対処法施行令	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の
	確保に関する法律施行令(平成15年政令252号)をいう。
国民保護法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16
	年法律第112号)をいう。
国民保護法施行令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平
	成16年政令第275号)をいう。
基本指針	国民保護法第32条に基づき、政府が、武力攻撃事態等に備えて、国民の
	保護のための措置の実施に関して、あらかじめ定める基本指針をいう。
県国民保護計画	国民保護法第34条に基づき、秋田県知事が作成する「秋田県国民保護計
	画」をいう。
市国民保護計画	国民保護法第35条に基づき、市長が作成する市の国民の保護に関する計
	画をいう。
国民保護業務計画	国民保護法第36条に基づき、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成
	する国民の保護に関する業務計画をいう。

## 【組織、機関関連用語】

【MMK、1及因为生/110	H
用語	定義
県	秋田県(知事及びその他の執行機関)をいう。
国対策本部	武力攻撃事態等への対処措置の実施を推進するため、事態対処法第10条
	に基づき、内閣総理大臣が臨時に内閣に設置する武力攻撃事態等対策本部を
	いう。
国緊急対処事態対策本	緊急対処事態への対処措置の実施を推進するため、事態対処法第26条に
部	基づき、内閣総理大臣が臨時に設置する緊急対処事態対策本部をいう。
県対策本部	本県の区域に係る国民保護措置の実施を総合的に推進するため、国民保護
	法第27条に基づき、知事が設置する秋田県国民保護対策本部をいう。
県緊急対処事態対策本	本県の区域に係る緊急対処保護措置の実施を総合的に推進するため、国民
部	保護法第183条において準用する同法第27条に基づき、知事が設置する
	秋田県緊急対処事態対策本部をいう。
市対策本部	本市の区域に係る国民保護措置の実施を総合的に推進するため、国民保護
	法第27条に基づき、市長が設置する市国民保護対策本部をいう。

用語	定義
市緊急対処事態対策本	本市の区域に係る緊急対処保護措置の実施を総合的に推進するため、国民
部	保護法第183条において準用する同法第27条に基づき、市長が設置する
	市緊急対処事態対策本部をいう。
指定行政機関	事態対処法第2条に基づき、事態対処法施行令で定めるものをいう。
	内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者省、総務省、消防庁、
	法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生
	労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中
	小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁
	、海上保安庁、環境省、防衛省が指定されている。
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、事態対処法
	第2条に基づき、事態対処法施行令で定めるものをいう。
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機
	関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処
	法第2条に基づき、事態対処法施行令で定めるものをいう。
指定地方公共機関	国民保護法第2条に基づき、県の区域において電気、ガス、輸送、通信、
	医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管
	理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知
	事が指定するものをいう。
消防機関	消防組織法第9条の規定により、市が消防事務を処理するための機関とし
	て設置している消防本部、消防署、消防団の全部又は一部をいう。
消防組合	国民保護法第62条の規定により、消防に関する事務の全部又は一部を
	処理する地方公共団体の組合をいう。
広域緊急救助隊	大規模災害に対応し、情報収集、救出・避難誘導、緊急交通路の確保など
	の活動を迅速に行うため、全国すべての都道府県警察に設置されている特殊
	部隊をいう。
緊急消防援助隊	消防組織法第24条の4第1項に規定する緊急消防援助隊をいう。国内に
	おける大規模災害又は特殊災害(被災地の属する都道府県内の消防力をもっ
	ては対処できないもの) の発生に際し、被災地の消防の応援のため、消防庁
	長官の要請によって出動し、人名救助活動等を行うため都道府県ごとに編成
	された消防の舞台で、救助、救急、消化、航空部隊等がある。
自主防災組織	災害対策基本法第5条第2項の規定による「住民の隣保協同の精神に基づ
	く自発的な防災組織」をいう。
生活関連等施設	国民保護法第102条の規定により、国民生活に関連を有する施設でその
	安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認め
	られるもの又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じ
	させるおそれがあると認められる施設をいう。発電所、浄水施設、危険物の
	貯蔵施設などが該当する。

## 【その他の用語】

用語	定義
国民保護措置	国民保護法第2条の規定により、対処基本方針が定められてから廃止され
	るまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定
	公共機関が法律の規定に基づいて実施する次に掲げる措置その他の武力攻
	撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活
	及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにす
	るための措置(へに掲げる措置にあっては、対処基本方針が廃止された後こ
	れらの者が国民保護法の規定に基づいて実施するものを含む。) をいう。
	イ 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、消防等に関する措置
	ロ 施設及び設備の応急の復旧に関する措置
	ハ 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置
	ニ 輸送及び通信に関する措置
	ホ 国民の生活の安定に関する措置
	へ 被害の復旧に関する措置
緊急対処保護措置	国民保護法第172条の規定により、緊急対処事態対処方針が定められて
	から廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関
	若しくは指定地方公共機関が国民保護法の規定に基づいて実施する、緊急対
	処事態における攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は緊
	急対処事態における攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合にお
	いて当該影響が最小となるようにするために緊急対処事態の推移に応じて
	実施する警報の発令、避難の指示、被災者の救助、施設及び設備の応急の復
	旧その他の措置(緊急対処事態対処方針が廃止された後これらの者が法律の
	規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。)その他これらの
	者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づい
	て実施する措置をいう。
武力攻擊事態	事態対処法第2条の規定により、武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が
	発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
武力攻擊予測事態	事態対処法第2条の規定により、武力攻撃事態には至っていないが、事態
	が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。
武力攻擊事態等	事態対処法第1条の規定により、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をい
	う。
緊急対処事態	事態対処法第25条の規定により、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて
	多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危
	険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処する
	ことが必要なものをいう。
NBC攻撃	核兵器(Nuclear weapons)、生物兵器(Biological weapons)又は化学兵
	器(chemical weapons)による攻撃をいう。

用語	定義
武力攻撃災害	国民保護法第2条の規定により、武力攻撃による直接又は間接に生ずる人
	の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
	をいう
緊急対処事態における	国民保護法第183条において準用する同法第2条の規定により、武力攻
災害	撃に準ずる攻撃による直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発
	、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。
対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったときに、事態対処法第9条に基づき、政府が定め
	る武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針をいう。
緊急対処事態対処方針	緊急対処事態に至ったときに、事態対処法第25条に基づき、政府が定め
	る緊急対処事態への対処に関する基本的な方針をいう。
利用指針	武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律(平成16年
	法律第114号)第6条、第10条、第12条、第13条、第15条若しく
	は第17条又は第21条の規定に基づき、国対策本部長又は政府が定めるこ
	とができる港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域又は電波の利用に関す
	る方針をいう。
避難住民等	国民保護法第75条の規定により、避難住民及び武力攻撃災害による被災
	者をいう。
災害時要援護者	必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場
	所に避難するなど、災害時において適切な防災行動をとることが特に困難な
	人々をいう。具体的には、ひとりぐらしや寝たきり等の高齢者、障害者、傷
	病者、妊産婦、乳幼児、外国人等が考えられる。
要避難地域	国民保護法第52条の規定により、住民の避難が必要な地域をいう。
避難先地域	国民保護法第52条の規定により、住民の避難先となる地域をいう。(住
	民の避難の経路となる地域を含む。)
特定物資	国民保護法第81条の規定により、救援の実施に必要な物資であって生産
	、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が、取り扱うものをいう。
トリアージ	トリアージとは、負傷者を重症度、緊急度などによって分類し、治療や搬
	送の優先順位を決めることであり、救助、応急処置、搬送、病院での治療の
	際に行う。災害時等において、現存する限られた医療資源(医療スタッフ、
	医薬品等)を最大限に活用して、救助可能な傷病者を確実に救い、可能な限
	り多数の傷病者の治療を行うためには、傷病者の傷病の緊急性や重症度に応
	じて、治療の優先順位を決定し、この優先順位に従って患者搬送、病院選定
	、治療の実施を行うことが大切である。

## 第1編総論

## 第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民保護措置(緊急対処保護措置)を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

## 1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市(市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。)は、武力攻撃事態等(緊急対処事態)において、国民保護法その他の法令、基本指針及び県国民保護計画を踏まえ、市国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置(緊急対処保護措置)を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

#### 【市国民保護計画に定める事項】

- 1 市の区域に係る国民保護措置(緊急対処保護措置)の総合的な推進に関する事項
- 2 市が実施する国民保護措置(緊急対処保護措置)に関する事項
  - (1) 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置
  - (2) 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置
  - (3) 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃 災害 (緊急対処事態における災害) の対処に関する措置
  - (4) 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置
  - (5) 武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)の復旧に関する措置
  - (6) 市の委員会及び委員が実施する国民保護措置 (緊急対処保護措置) 措置に関する事項
- 3 国民保護措置 (緊急対処保護措置) を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- 4 国民保護措置(緊急対処保護措置)を実施するための体制に関する事項

- 5 国民保護措置 (緊急対処保護措置) の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との 連携に関する事項
- 6 その他国民保護措置(緊急対処保護措置)に関し市長が必要と認める事項

## 2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等 (緊急対処事態) への対処
- 第4編 復旧等

資料編

## 3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの 構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直 しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

#### (2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする(ただし、国民保護法施行令で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。)。

## 第2章 国民保護措置(緊急対処保護措置)に関する基本方針

市は、国民保護措置(緊急対処保護措置)を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置(緊急対処保護措置)に関する基本方針として定める。

#### (1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置(緊急対処保護措置)の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

#### (2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置(緊急対処保護措置)の実施に伴う損失補償、国民保護措置(緊急対処保護措置)に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

#### (3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等(緊急対処事態)においては、国民に対し、国民保護措置(緊急対処保護 措置)に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

## (4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

#### (5) 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置(緊急対処保護措置)の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

#### (6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置(緊急対処保護措置)の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮 を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置(緊急対処保護措置)を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

#### (7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置(緊急対処保護措置)の実施方法につ

いては、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等(緊急対処事態)の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

## (8) 国民保護措置 (緊急対処保護措置) に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置(緊急対処保護措置)に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

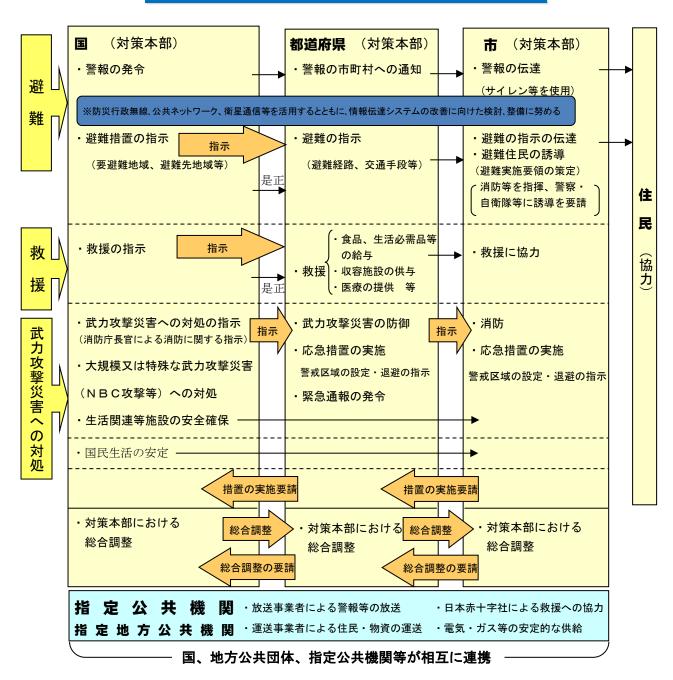
また、要請に応じて国民保護措置(緊急対処保護措置)に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

## 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置(緊急対処保護措置)の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

【国民保護措置の全体の仕組み】

## 国民の保護に関する措置の仕組み



## ○市

機関の名称	事務又は業務の大綱
	1 国民保護計画の作成、見直し
	2 国民保護協議会の設置、運営
	3 国民保護対策本部等(緊急対処事態対策本部等)の設置、運営
	4 組織の整備、訓練
	5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難
市	に関する措置の実施
	6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
	7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災
	害(緊急対処事態における災害)への対処に関する措置の実施
	8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
	9 武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)の復旧に関する措置の実施

## ○県

機関の名称		事務又は業務の大綱
	1	国民保護計画の作成、見直し
	2	国民保護協議会の設置、運営
	3	県対策本部等総合的推進組織の設置、運営
	4	組織の整備、訓練
	5	警報の通知
	6	住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、県の区域を越える住民の避難に
県		関する措置その他の住民の避難の措置
)N	7	救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
	8	武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指
		示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害(緊急対処事
		態における災害)の対処に関する措置の実施
	9	生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施
	10	交通規制の実施
	11	武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)の復旧に関する措置の実施

## ○指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱							
	1 管区内各県警察の国民保護措置(緊急対処保護措置)及び相互援助の指導・調整							
市业签区数家已	2 他管区警察局との連携							
東北管区警察局	3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡							
	4 警察通信の確保及び統制							
東北防衛局	1 所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整							
宋40岁1年1月	2 米軍施設内通行等に関する連絡調整							

機関の名称	事務又は業務の大綱
	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整
+ II.W A 7 / F   I	2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること
東北総合通信局	3 非常事態における重要通信の確保
	4 非常通信協議会の指導育成
	1 地方公共団体に対する災害融資
東北財務局	2 金融機関に対する緊急措置の指示
(秋田財務事務所)	3 普通財産の無償貸付
	4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
函館税関	1 輸入物資の通関手続
(秋田船川税関支署)	
東北厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
秋田労働局	1 被災者の雇用対策
東北農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保
(秋田県拠点)	2 農業関連施設の応急復旧
東北森林管理局	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
	1 工業用水道の応急・復旧対策
東北経済産業局	2 災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給対策
	3 産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援
関東東北産業保安	1 鉱山における災害時の応急対策
監督部東北支部	2 危険物等の保全
東北地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧
(秋田河川国道事務所)	2 港湾施設の使用に関する連絡調整
(秋田港湾事務所)	3 港湾施設の応急復旧
東北運輸局	1 運送事業者への連絡調整
(秋田運輸支局)	2 運送施設及び車両の安全保安
東京航空局	1 飛行場使用に関する連絡調整
(秋田空港・航空路	2 航空機の航行の安全確保
監視レーダー事務所)	
札幌航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
仙台管区気象台	1 気象状況の把握及び情報の提供
(秋田地方気象台)	
	1 船舶内にある者に対する警報及び避難措置の指示の伝達
	2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全確保
第二管区海上保安本部	3 生活関連等施設の安全確保に係る立ち入り制限区域の指定等
(秋田海上保安部)	4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示
	5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害(
	緊急対処事態における災害)の対処に関する措置

## ○自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱					
自衛隊秋田地方協力本部	1 武力攻撃事態等における武力攻撃の排除措置による被害の極小化					
陸上自衛隊	2 武力攻撃事態等(緊急対処事態)における国民保護措置(緊急対処保護措置)					
東北方面総監部	の実施及び関係機関が実施する国民保護措置(緊急対処保護措置)の支援等					
第9師団司令部						
第21普通科連隊						
(秋田駐屯地)						
海上自衛隊						
舞鶴地方総監部						
航空自衛隊						
北部航空方面隊司令部						
(加茂分屯基地)						
航空支援集団司令部						
(秋田分屯基地)						

## ○指定公共機関

機関名	事務又は業務の大綱
日本赤十字社	1. 救援への協力
(秋田県支部)	2. 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
独立行政法人国立病院機構 (あきた病院)	1. 医療の確保
東日本高速道路株式会社	1. 道路の管理
(東北支社秋田管理事務所、横手管理事務所、	
十和田管理事務所)	
東北電力株式会社(本柱電力センター)	1. 電気の安定的な供給
東日本旅客鉄道株式会社(秋田支社)	1. 避難住民の運送及び緊急物資の運送
ジェイアールバス東北株式会社 (秋田支店)	2. 旅客及び貨物の運送の確保
日本航空株式会社(秋田支店)	
全日本空輸株式会社(秋田支店)	
日本貨物鉄道株式会社(秋田営業支店)	
新日本海フェリー株式会社 (秋田支店)	
佐川急便株式会社(東日本支社北東北支店秋田店)	
西濃運輸株式会社 (秋田支店)	
日本通運株式会社 (秋田支店)	
ヤマト運輸株式会社(秋田主管支店)	
	(秋田県支部) 独立行政法人国立病院機構 (あきた病院) 東日本高速道路株式会社 (東北支社秋田管理事務所、横手管理事務所、十和田管理事務所) 東北電力株式会社 (本住電力センター)  東日本旅客鉄道株式会社 (秋田支社) ジェイアールバス東北株式会社 (秋田支店) 日本航空株式会社 (秋田支店) 日本航空株式会社 (秋田支店) 日本貨物鉄道株式会社 (秋田支店) 日本貨物鉄道株式会社 (秋田支店) 新日本海フェリー株式会社 (秋田支店) 統川急便株式会社 (東日本支社北東北支店秋田店) 西濃運輸株式会社 (秋田支店) 日本通運株式会社 (秋田支店)

分類	機関名	事務又は業務の大綱			
	東日本電信電話株式会社(宮城事業部秋田支店)	1. 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置			
通	KDD I 株式会社(au秋田支店)	における協力			
信	ソフトバンクテレコム株式会社 (秋田支店)	2. 通信の確保及び国民保護措置(緊急対処保護措置)			
	株式会社ドコモCS東北(秋田支店)	の実施に必要な通信の優先的取扱い			
放	日本放送協会(秋田放送局)	1. 警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解			
放送		除を含む。)の内容並びに緊急通報の内容の放送			
	日本銀行(秋田支店)	1. 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節			
そ		2. 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑			
の他		の確保を通じた信用秩序の維持			
IG.	1. 郵便の確保				

## ○指定地方公共機関

分類	機関名	事務又は業務の大綱
刀類		
	株式会社秋田放送 	1. 警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解
放送	秋田テレビ株式会社	除を含む。)の内容並びに緊急通報の内容の放送
送	秋田朝日放送株式会社	
	株式会社エフエム秋田	
	秋田中央交通株式会社	1. 遊難住民の運送
	秋北バス株式会社	2. 旅客の運送の確保
	羽後交通株式会社	
運送	由利高原鉄道株式会社	
2	秋田内陸縦貫鉄道株式会社	
	秋田臨海鉄道株式会社	1. 緊急物資の運送
	社団法人秋田県トラック協会	2. 貨物の運送の確保
	一般社団法人秋田県医師会	1. 医療の確保
	秋田県厚生農業協同組合連合会	
医療	公益社団法人秋田県看護協会	
///	一般社団法人秋田県薬剤師会	
	一般社団法人秋田県歯科医師会	
	東部瓦斯株式会社(秋田支社)	1. ガスの安定的な供給
-13°	湖東ガス株式会社	
ガス	のしろエネルギーサービス株式会社	
	一般社団法人秋田県建設業協会	1. 災害時における公共施設の応急対策への協力に関するこ
建 設	以山山山入水山水、土地、	1. 次音時代為5/3/2/2/2/2/2/2/2/2/2/2/2/2/2/2/2/2/2/2/
		<u>C</u>

## 第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置(緊急対処保護措置)を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置(緊急対処保護措置)の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

#### (1) 地形及び土地利用状況

由利本荘市は秋田県の南西部に位置し、北は 秋田市、南はにかほ市、東は大仙市、横手市、 羽後町、湯沢市に接し、県都秋田市には20km ~60kmの圏内にある。

南に標高 2,236m の鳥海山、東に出羽丘陵を背し、中央を 1 級河川子吉川が貫流して日本海にそそぎ、鳥海山と出羽丘陵に接する山間地帯、子吉川流域地帯、日本海に面した海岸平野地帯の3 地帯から構成されている。

面積は、1,209.60k m<sup>2</sup> (東西約32.3 km、南北約64.7 km) で秋田県の面積の10.4%を占め、県内一の面積である。

地目別では、山林が約75%(約902k m²)、農 用地が約12%(約148k m²)、宅地が22%(約24k m²)となっている。

本市は、その生い立ちから合併前の旧市町で ある8つの地域から構成されるが、地域別に見



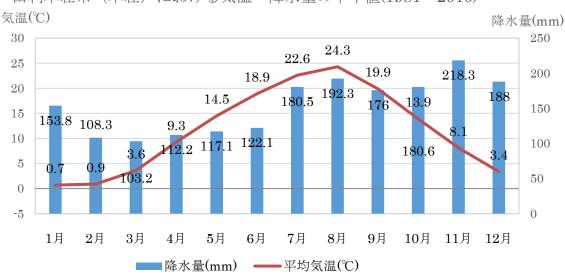
た面積構成は、鳥海地域が約27%を占めるのに対し、西目地域は約3%となっている。また、宅地の地域別構成を見ると本市の宅地の約4割を本荘地域が占めている。

#### (2) 気候

広大な面積を有する本市の気象は、山間地域、子吉川流域地域、海岸平野地域に大別されるが、総じて冬季における寒冷積雪と夏期における高温多湿を特徴とする日本海性の気候となっている。

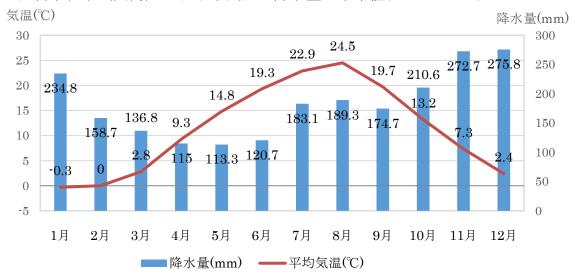
2016 年の年間降水量は本荘で 1,638mm、矢島で 2,097mm 程度で、冬季の降雪による降水量が多いほか、台風等により夏季の降水量も増加傾向にある。

また、人口の集中する海岸平野地域は対馬暖流の影響により冬季の気温が比較的高く、降雪量も 内陸、山岳地域に比べ少なく、秋田県下で最も温暖な地域となっている。



由利本荘市(本荘)における気温・降水量の平年値(1981~2010)





#### (3) 人口分布

平成 27 年の国勢調査による由利本荘市の人口は 79,925 人だが、平成 2 年の 95,489 人から減少 傾向で推移しており、平成 2 年から平成 27 年にかけて、15,564 人、約 16.3%減少している。

また、年齢3区分人口の推移をみると、少子・高齢化の進展が顕著であり、年少人口の構成比率で、平成2年18.8%と平成27年10.8%を比較すると8.0ポイント減少しており、逆に老年人口の構成比率では、平成2年15.9%、平成27年33.2%で17.3ポイントと大幅な増加となっている。

世帯数は人口の減少にかかわらず増加傾向が続いていたが、平成 22 年と平成 27 年を比較すると世帯数で 299 世帯、約1%の減少に転じている。一世帯あたりの人員では平成 2年 3.82 人、平成 27 年 2.82 人と次第に減少しており、世帯の少人数化や核家族化が進行している。

本市の産業構造を産業別就業者比率でみると、平成27年国勢調査においては第1次産業就業者人口が11.1%、第2次産業就業者人口が30.6%、第3次産業就業者人口が57.3%となっている。平成2年と比較すると、第1次・第2次産業就業者人口が大幅に減少し、その分第3次産業の就業者人口が増えている。

## ○人口と世帯の推移(国勢調査)

区		分	平成2年	平成7年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
総	人	П	95, 489	94, 410	92, 843	89, 555	85, 229	79, 925
世	帯	数	24, 994	26, 260	27, 805	28, 564	28, 648	28, 349
1 世帯	きあた!	り人員	3.82	3.60	3. 34	3. 14	2. 98	2.82

## ○年齢3区分別人口の推移(国勢調査)

区 分	平成2年	平成7年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
総人口	95, 489	94, 410	92, 843	89, 555	85, 229	79, 925
年少人口0歳~14歳	17, 966	15, 560	13, 316	11, 280	9, 958	8, 551
(%)	18.8	16. 5	14.3	12.6	11.8	10.8
生産年齢人口 15 歳~64 歳	62, 347	59, 959	57, 360	54, 011	50, 059	44, 556
(%)	65. 3	63. 5	61.8	60.3	59. 0	56. 0
老年人口 65 歳以上	15, 154	18, 891	22, 162	24, 197	24, 700	26, 427
(%)	15. 9	20.0	23. 9	27. 0	29. 2	33. 2
年 齢 不 詳	22	0	5	67	512	391

## ○産業別就業者人口の推移(国勢調査)

区 分	平成2年	平成7年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
就 業 者	50, 248	49, 027	47, 482	44, 021	40, 727	38, 878
第1次産業	9, 114	6, 651	5, 168	5, 207	4, 499	4, 328
(%)	18. 1	13.6	10. 9	11.8	11.0	11. 1
第2次産業	20, 289	20, 099	19, 018	15, 129	13, 070	11, 879
(%)	40. 4	41.0	40.0	34. 4	32. 1	30.6
第3次産業	20, 800	22, 216	23, 274	23, 515	22, 660	22, 288
(%)	41. 4	45. 3	49. 0	53. 4	55. 6	57. 3
分類不能	45	61	22	170	498	383
(%)	0. 1	0. 1	0. 1	0. 4	1.2	1. 0

#### (4) 道路の位置等

道路は、海岸部を南北に新潟県新潟市から本市、秋田市等を経由して青森市に至る国道7号、本市を起点にして、東西に本県大仙市、仙北市、北秋田市を繋ぐ国道105号、同じく本県横手市、岩手県北上市を繋ぐ国道107号、本県湯沢市、宮城県大崎市を繋ぐ国道108号がある。

また、日本海東北自動車道が、象潟 IC から本荘 IC 等を経由して河辺 JCT で秋田自動車道に繋がり、北は本県能代市に、南は横手市を経由し岩手県北上市で東北自動車道に繋がっている。

#### (5) 鉄道、空港、港湾の位置等

鉄道は、羽越本線が本県秋田市から海岸沿いを新潟県方面に延びており、羽後本荘駅から 矢島駅まで由利高原鉄道が延びている。

空港は、秋田市に所在する秋田空港が最も近く、長さ 2,500m の滑走路を有し、東京、大阪、札幌、名古屋と結ばれている。

港湾は、地方港湾として本荘港があり、海洋性レクリェーション基地及び沿岸漁業基地として利用されている。

#### (6) 自衛隊施設等

市内に自衛隊施設は存在しないが、近隣の市町村にある自衛隊施設については次のとおりである。

秋田市に陸上自衛隊の秋田駐屯地、航空自衛隊の秋田分屯基地、男鹿市に加茂分屯基地がある。

#### (7) その他

市内に石油コンビナート施設等は存在しないが、近隣の市町村では秋田地域と男鹿地域が石油コンビナート等特別防災区域になっている。

秋田地区には、石油貯蔵をはじめ、有機化学工業製品の製造、製鋼、金属製品製造、ガス供給所、電気業等の事業所があるが、石油化学、石油精製等の大規模な事業所は存在しない。 男鹿地域は、国家石油備蓄基地がある。

## 第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態等(緊急対処事態)を対象とする。

## 1 武力攻撃事態等

武力攻撃事態等とは、次の2つの事態をいう。

武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫して
	いると認められるに至った事態 (事態対処法第2条)
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測され
	るに至った事態(事態対処法第2条)

※ 武力攻撃事態等の認定は、国際情勢、相手国との意図、軍事的行動を総合的に勘案して判断されるものであり、当時の政府と国会の承認によることとなる。

武力攻撃事態の類型として、次の4類型が基本指針により示されており、それぞれの事態の様相、留意事項については、次のとおりである。

事態類型	想 定
(1)着上陸侵攻	【事態様相】
	他国が武力を行使して、海又は空から地上部隊などを我が国の領土に
	直接着上陸させ、侵攻する事態。着上陸侵攻の前段階として、航空機や弾
	道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高い。
	船舶により上陸を行う場合には、接岸容易な沿岸部が、航空機による
	侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在
	する地域が攻撃目標となる可能性が高い。
	主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ
	、石油コンビナートなど攻撃目標となる施設によっては、二次被害の発
	生が想定される。
	【留意事項】
	事前準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させ
	るとともに、広域避難が必要となる。
	広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、終結後の復旧が課題となる
	0
(2)ゲリラや特殊	【事態様相】

事態類型	想 定	
部隊による攻撃	我が国を撹乱、或いは本格侵攻等の準備のため、ゲリラや特殊部隊と	
	いった兵力を我が国に潜入させ、施設を破壊するため、隠密・奇襲的に行	
	動する。そのため、警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の	
	早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる	
	手段を使用することが想定されることから、事前にその活動等を察知で	
	きず、突発的に被害が生ずることも考えられる。	
	都市部の行政施設、石油コンビナート、発電所、ダム等の施設が攻撃目	
	標と考えられ、攻撃目標の施設によっては、二次被害の発生も想定され、	
	放射性物質を混入させた爆弾(ダーティボム)の使用も想定される。	
	【留意事項】	
	事態の状況によっては、知事の緊急通報、市町村長又は知事の退避の	
	指示又は警戒区域の設定などの措置を行う必要がある。	
	住民の避難については、市町村と県、県警察は、海上保安部及び自衛隊	
	と連携し、状況に応じて、攻撃当初は、屋内に一時避難させ、その後、関	
	係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応	
	を行う必要がある。	
(3)弾頭ミサイル	【事態様相】	
攻撃	弾道ミサイルに各種の弾頭を登載して、我が国に向け発射し、攻撃す	
	る事態。弾頭は、通常弾頭、核弾頭、生物兵器弾頭、化学兵器弾頭が想定	
	される。	
	発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標、	
	弾頭の種類(通常弾頭、NBC弾頭)を特定することは困難である。	
	さらに、極めて短時間で着弾することが予想される。弾頭の種類によ	
	って被害の様相及び対応が大きく異なる。通常弾頭の場合は、家屋、施設	
	等の破壊、火災等が想定される。	
	【留意事項】	
	迅速な情報伝達体制と適切な対応による被害の局限化が重要であり、	
	屋内への避難や消火活動が中心となる。	
(4)航空攻撃	【事態様相】	
	周囲を海に囲まれた我が国の地理的な特性等から航空機やミサイルに	
	よる急襲的な航空攻撃が行われ、この航空攻撃はその意図が達成される	
	まで反復されることも考えられる。安全を確保しなければ周辺の地域に	
	著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対	
	する攻撃の場合には、被害が拡大することが想定される。	
	航空攻撃が行われれば、対応する時間が少なく、攻撃目標を特定する	
	ことは困難である。都市部、ライフラインのインフラ施設が攻撃目標と	
	考えられる。通常弾頭の場合は、家屋、施設等の破壊、火災等が想定され	

事態類型	想 定
	る。
	【留意事項】
	攻撃目標地を限定せずに、屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示
	する必要がある。被害の拡大防止のため、生活関連等施設の安全確保措
	置を実施する必要がある。

さらに、上記の4類型において、大量破壊兵器(核兵器(N:Nuclear weapon)、生物兵器(B:Biological weapon)、化学兵器(Chemical weapon)のこと。)を使用しての攻撃が行われる場合の事態様相、留意事項については、次のとおりである。

事態類型	想 定	
大量破壊兵器を使用	①核兵器等(N)	
しての攻撃	【事態様相】	
(NBC攻撃)	被害は、当初は主に核爆発による熱線、爆風、初期放射線によって、物	
	質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害が短時間に発生し、その後初	
	期放射線を吸収した建築物や土壌から発する中性子誘導放射線により、	
	爆心地周辺において被害を受ける。また、爆発時に生じ、上昇気流によっ	
	て上空に吸い上げられ、拡散、降下する放射能を持った物質(放射性降下	
	物)により、広範囲の地域に被害が拡大することが想定される。	
	放射性降下物による被害は一般的に、放射性降下物が皮膚に付着する	
	ことにより皮膚が被ばくし、あるいはこれを吸飲したり、汚染された飲	
	料水や食物を摂取することにより内部被ばくする。	
	また、ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵	
	器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被	
	害をもたらす。	
	【留意事項】	
	避難に当たっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって皮膚	
	被ばくを抑制するほか、ロ、鼻を汚染されていないタオル等で保護する	
	ことや疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服	
	用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。	
	また、汚染地域の立入制限を確実に行い、避難住民の誘導や医療提供	
	する要員の被ばく管理を適切に行うことが重要である。	
	②生物兵器(B)	
	【事態様相】	
	生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発	
	症するまでの潜伏期間中に感染者が移動することにより、生物剤が散布	

されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。

生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、人から人への感染力、 ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否かにより被害の範囲が異 なるが、人を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感 染による被害が拡大することが考えられる。

#### 【留意事項】

厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等疾病監視により、感染源、感染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた医療活動、まん延防止を行う必要がある。

## ③化学兵器(C)

#### 【事態様相】

化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より 重いサリン等の神経剤は下をはうように広がる。また、特有のにおいが あるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。

#### 【留意事項】

国、市町村等関係機関の連携のもと、原因物質の検知及び汚染地域の 特定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台等に誘導するなど 避難措置を適切にするとともに、汚染者については、可能な限り除染し、 原因物質の特性に応じた緊急医療活動を行うことが重要である。また、 化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染し て、当該地域から原因物質を取り除くことが必要である。

### 2 緊急対処事態

緊急対処事態とは、次の事態をいう。

(120 t) = 1 /2 (2 to t)	
事態分類	想定
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生
	した事態、又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認めら
	れるに至った事態(後日、対処基本方針において武力攻撃事態であるこ
	との認定が行われることとなる事態を含む。) で、国家として緊急に対
	処することが必要なものをいう。
	(事態対処法第22条)

また、緊急対処事態の事態例として、次の4事態が基本指針により示されており、それぞれの事態 例、事態様相については、次のとおりである。

なお、留意事項は、武力攻撃事態等を参考とする。

事態分類	想定	
(1) 危険性を内在	【事態例①】	
する物質を有す	・石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破	
る施設等への攻	【事態様相】	
撃が行われる事	・爆発、火災の発生	
態	・建物、ライフライン等が被災し社会経済活動に支障	
	【事態例②】	
	・危険物積載船への攻撃	
	【事態様相】	
	・危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生	
	・港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障	
	【事態例③】	
	・ダムへの攻撃による破壊	
	【事態様相】	
	・下流地域に及ぼす被害が多大	
(2)多数の人が集	【事態例】	
合する施設及び	・大規模集客施設、文教施設、ターミナル駅、新幹線等の爆破	
大量輸送機関等	【事態様相】	
に対する攻撃が	・爆破による被害が多大	
行われる事態		
(3)多数の人を殺	【事態例①】	
傷する特性を有	・放射性物質を混入させた爆弾(ダーティボム)等の爆発による放射能の拡	
する物質等によ	散	
る攻撃が行われ	【事態様相】	
る事態	・爆弾の破片、飛び散った物体による被害、熱及び炎による被害	
	・放射線により正常な細胞機能が撹乱、皮膚、内臓が被ばく	
	【事態例②】	
	・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布	
	【事態様相】	
	・潜伏期間内に感染者が移動し、判明したときは被害が拡大	
	【事態例③】	
	・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布	
	【事態様相】	
	・風下に拡散し、人的被害が発生	
	【事態例④】	
	・水源地に対する毒素等の混入	
	【事態様相】	
	・飲料水摂取による人的被害	

	・農作物等への被害
(4) 破壊の手段と	【事態例】
して交通機関を	・航空機による多数の死傷者を伴う自爆テロ
用いた攻撃等が	【事態様相】
行われる事態	・施設の破壊に伴う人的被害と周辺への被害が多大

## 第2編 平素からの備えや予防

## 第1章 組織・体制の整備等

## 第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置(緊急対処保護措置)を的確かつ迅速に実施するため、国民保護(緊急対処保護措置)の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

## 1 市の各部課室における平素の業務

市の各部課室は、国民保護措置(緊急対処保護措置)を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

#### 【市の各部課室における平素の業務】

100台前硃主にわける平系の未伤』		
部局名	課名	武力攻撃事態等における業務
総務部	危機管理課	・市国民保護協議会の運営に関すること
		・市国民保護計画の見直しに関すること
		・実施体制の整備に関すること
		・関係機関との連携体制の整備に関すること
		・ボランティアの支援体制の整備に関すること
		・警報、緊急通報及び避難・退避の指示等の連絡体制の整備に関
		すること
		・避難施設の指定等に関すること
		・救援の実施体制の整備に関すること
		・安否、被災情報の収集体制の整備に関すること
		・生活関連等施設・大規模集客施設等の把握、安保対策、被災情
		報の収集体制の整備に関すること
		・国民保護措置(緊急対処保護措置)の研修及び訓練に関するこ
		と
		・特殊標章等及び特殊標章等の交付及び管理体制の整備に関する
		こと。
		・物資及び資材の備蓄、整備等に関すること。
		・国民保護に関する普及・啓発に関すること
	総務課	・職員の参集体制の整備に関すること

部局名	課名	武力攻撃事態等における業務
		・職員の安否、被災情報の収集体制の整備に関すること
		・庁内電源及び通信線確保対策に関すること
	財政課	・国民保護措置(緊急対処保護措置)に係る予算に関すること
	契約検査課	
	税務課	・武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)に係る減免措置に
	収納課	関すること
	管財課	・市有財産の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関すること
	(車両センター)	・国民保護措置(緊急対処保護措置)用車両の確保と配車体制の
		整備に関すること
	秘書課	・総務部又は他の部に属する各事務の協力に関すること
	行政改革推進課	
	会 計 課	
	選举管理委員会事務局	
	監査委員事務局	
企画調整部	総合政策課	・広報体制の整備に関すること
	広報課	・報道関係機関との連絡体制の整備に関すること
	CATVセンター	・CATVの保安対策、被災情報の収集及び被災情報の伝達に関
		すること
	情報管理課	・情報システムの保安対策、被災情報の収集体制の整備に関する
		こと
	地域振興課	・町内会等との連絡体制に関すること。
		・企画調整部に属する各事務の協力に関すること
市民生活部	市民課	・避難所の運営体制の整備に関すること
	市民窓口センター	・市民生活の相談体制の整備に関すること
	生活環境課	・武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)の発生に起因する
	清掃事業所	公害の検査体制の整備に関すること
		・武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)の発生に起因する
		廃棄物処理体制の整備に関すること
		・危険動物、ペット等の管理体制の整備に関すること
		・埋葬及び火葬のための体制の整備に関すること
健康福祉部	健康管理課	・医療、保健施設等の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関
		すること
		・医療の確保体制の整備に関すること
		・救援における医療の提供及び助産の体制整備に関すること
	福祉支援課	・福祉施設等の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関するこ

部局名	課名	武力攻撃事態等における業務
	子育て支援課	と
	長寿支援課	・高齢者、障害者等の避難行動要支援者の安全確保、支援体制の
	地域包括支援センター	整備に関すること
		・義援物資、義援金等の受付・保管及び配分のための体制の整備
		に関すること
農林水産部	農業振興課	・主食副食物の調達、斡旋体制の整備に関すること
	農山漁村振	・農協等共同利用施設の保安対策、被災情報の収集体制の整備に
	興課	関すること
		・家畜飼料の調達、斡旋体制の整備に関すること
		・農地及び農業用施設の保安対策、被災情報の収集体制の整備に
		関すること
		・農山村振興施設の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関す
		ること
		・農道の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関すること
		・水産関係の応急対策体制の整備に関すること
		・漁港海岸保全施設の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関
		すること
		・林業関係の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関すること
	農業委員会事務局	・農林水産部又は他の部に属する各事務の協力に関すること
商工観光部	商工振興課	・商業施設、工業団地施設、鉱業関係施設等の保安対策、被災情
		報の収集体制の整備に関すること
		・運送事業者との連絡・調整体制の整備に関すること
	観光文化振興課	・観光施設の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関すること
建設部	建設管理課	・建設用資機材の調達・斡旋体制の整備に関すること
		・港湾の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関すること
		・道路、橋梁等の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関する
		こと
		・水防活動の総合調整のための体制の整備に関すること
		・砂防関係の被災情報の収集・連絡体制の整備に関すること
		・道路交通の確保・規制のための体制の整備に関すること
		・河川の被災情報の収集・連絡体制の整備に関すること
	都市計画課	・公園施設等の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関すること
	建築住宅課	・長期避難住宅の供与体制の整備に関すること
	医亲性七麻	・応急仮設住宅の供与体制の整備に関すること
	 上下水道課	
	上   小坦硃	・飲料水供給施設、下水道施設等の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関すること
		制の整備に関すること

部局名	課名	武力攻撃事態等における業務
まるごと営業	仕事づくり課	・災害対策のための労働力の確保及び被災者に対する就業の斡旋
部	まるごと売り込み課	体制の整備に関すること

# 【総合支所における平素の業務】

部局名	課名	武力攻撃事態等における業務
総合支所	市民サービ	・職員の参集体制の整備に関すること
	ス課	・市対策本部等との連絡体制の整備に関すること
		・管内における被災情報の収集体制の整備に関すること
		・広報体制の整備に関すること
		・庁舎等の施設等の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関す
		ること
		・義援物資、義援金等の受付・保管体制の整備に関すること
		・社会福祉施設、保健衛生関係施設の保安対策、被災情報の収集
		体制の整備に関すること
		・医療、救護体制の整備に関すること
		・防疫、清掃体制の整備に関すること
	産業課	・農林関係に係る保安対策、被災情報の収集体制の整備に関する
		こと
	建設課	・土木関係の施設等の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関
		すること

# 【教育委員会における平素の業務】

部局名	課名	武力攻撃事態等における業務			
教育委員会	教育総務課	・職員の参集体制の整備に関すること			
		・教育委員会所管に係る施設等の保安対策、被災情報の収集体制			
		の整備に関すること			
		・県教育委員会との連絡体制の整備に関すること			
	学校教育課	・児童、生徒、教職員の安全指導に関すること			
	生涯学習課	・社会教育施設等の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関す			
		ること			
	スポーツ課	・社会体育施設等の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関			
		ること			
	文化課	・文化財に係る保安対策、被災情報の収集体制の整備に関するこ			
		٤			
	上記以外の教育委	・教育委員会に属する各事務の協力に関すること			
	員会に属する機関				

### 【ガス水道局における平素の業務】

部局名	課名	武力攻撃事態等における業務			
ガス水道局	管理課	・ガス水道局所管に係る被災情報の収集体制の整備に関すること			
	営業課				
	水道課	・水道施設の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関すること			
	各水道事務所				
	ガス課	・ガス施設等の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関するこ			
		と			

# 【消防本部における平素の業務】

部局名	課名	武力攻撃事態等における業務
消防本部	総務課	・消防職員の初動体制の整備に関すること
	警防課	・消防職員の参集基準の整備に関すること
	予防課	・消防団の充実・活性化対策に関すること
	救急課	・消防団員の参集基準の整備に関すること
	通信指令課	・消防応援要請の整備に関すること
	各消防署・分署	

# 2 市職員の参集基準等

# (1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)が発生し、又はまさに発生しようとしている 場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等(緊急対処事態)に対処するために必要な職 員が迅速に参集できる体制を整備する。

### (2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃(緊急対処事態における攻撃)が発生した場合において、事態の推移に応じて速 やかに対応する必要があるため、消防本部との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに 市長及び危機管理課職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

# (3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

### 【職員参集基準】

体制	参 集 基 準
①市緊急事態連絡室	危機管理課職員が参集
②市緊急事態対策室	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を 行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、そ の都度判断
③市国民保護対策本部 (市緊急対処事態対策本部)	すべての職員が本庁又は出先機関等に参集

# 【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準				
	市の全部課室での対応は不要だが、情報収集の対応が必要な場合				
事態認定前	市の全部課室での	対応が必要な場合(現場からの情報により多数の人を殺	2		
	傷する行為等の事業	傷する行為等の事案の発生を把握した場合)			
事態認定後	市国民保護対策本	市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応 が必要な場合	1)		
	部(市緊急対処事態対策本部)設置	市の全部課室での対応が必要な場合(現場からの情報	)		
	の通知がない場合	により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握 した場合)	2		
	市国民保護対策本語	部(市緊急対処事態対策本部)設置の通知を受けた場合	3		

# (4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び総務課職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話、衛星電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

# (5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び危機管理課職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員について定める。

# 【市対策本部長等の代替職員】

名称	代替職員(第1順位)	代替職員(第2順位)	代替職員(第3順位)
本部長 (市長)	副市長 (総務担当)	副市長	危機管理監
副本部長 (副市長(総務担当))	副市長	危機管理監	総務部長
副本部長(副市長)	危機管理監	総務部長	企画調整部長

### (6) 職員の服務基準

市は、(3)①~③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

# 3 市対策本部等の機能の確保のための準備

市は、市対策本部等を設置した場合において、その機能が確保されるよう、次の事項について、整備 に努める。

# (1) 通信の確保

通信の確保については、「第3 通信の確保」において定める。

### (2)情報収集・提供体制の確保

市は、武力攻撃(緊急対処事態における攻撃)等の状況、国民保護措置(緊急対処保護措置)の 実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関および住民に対しこれらの情報の 提供等を適時かつ適切に実施するため、市ホームページの整備や広報体制を整備する。

## (3) 交代要員の確保のための職員の配置

市は、交代要員の確保のための職員の配置に留意する。

#### (4) 自家発電設備の整備

市は、市対策本部等の機能が確保されるよう自家発電設備の整備に努める。

#### (5) 仮眠設備の整備

市は、市対策本部等の機能が確保されるよう仮眠設備の整備に努める。

# (6) 食料、燃料等の備蓄

市は、市対策本部等の機能が確保されるよう必要な食料、燃料等の備蓄に努める。

# |4 消防機関の体制|

#### (1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置(緊急対処保護措置)が実施できる体制を整備する。

#### (2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置(緊急対処保護措置)についての研修を

実施するとともに、国民保護措置(緊急対処保護措置)についての訓練に消防団を参加させるよう 配慮する。

さらに、市は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

# 5 国民の権利利益の救済に係る手続等

# (1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等(緊急対処事態)の認定があった場合には、国民保護措置(緊急対処保護措置)の実施に伴う損失補償、国民保護措置(緊急対処保護措置)に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、県に準じ担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

# 【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

	24 - 1E 1 1 1 1 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			
	特定物資の収用に関すること (法第81条第2項)			
損失補償	特定物資の保管命令に関すること (法第81条第3項)			
(法第159条第1項)	土地等の使用に関すること(法第82条)			
	応急公用負担に関すること(法第113条第1項・5項)			
損害補償	国民への協力要請によるもの			
(法第160条)	(法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)			
不服申立てに関すること(法第6条、175条)				
訴訟に関すること(法第6条、175条)				

#### (2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書(公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等)を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実に行うため、武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等(緊急対処事態)が継続している場合及び国民保護措置 (緊急対処保護措置) に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

# 第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置(緊急対処保護措置)を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

# 1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等(緊急対処事態)への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための 連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

# (2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

### (3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思 疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会の部会等を活 用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

# 2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署(担当部局名、所在地、電話(FAX)番号、メールアドレス等)について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置(緊急対処保護措置)の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

### (2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

### (3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置(緊急対処保護措置)と市の行う国民保護措置(緊急対処保護措置)との整合性の確保を図る。

### (4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態(緊急対処事態)において、道路の通行禁 止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

# 3 近接市町村との連携

#### (1) 近接市町村との連携

市は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

### (2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

# 4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

#### (2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、 救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じ て、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう(公財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

#### (3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

# 5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置(緊急対処保護措置)の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織

等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置(緊急対処保護措置)についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

# (2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社秋田県支部、由利本荘市社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等(緊急対処事態)においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

# 第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等(緊急対処事態)において国民保護措置(緊急対処保護措置)を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

# (1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置(緊急対処保護措置)の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

#### (2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)発生時においても情報の収集、提供を確実に 行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害 時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

(3) 緊急情報ネットワークシステム (Em-net) および全国瞬時警報システム (J-ALERT) の活用 緊急情報ネットワークシステム (Em-net) および全国瞬時警報システム (J-ALERT) を活用し、 国からの連絡通信を確保する。

# 第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等(緊急対処事態)において、国民保護措置(緊急対処保護措置)に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 基本的考え方 1

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃事態等(緊急対処事態)の状況、国民保護措置(緊急対処保護措置)の実施状況、 被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適 時かつ適切に実施するための体制を整備する。

# (2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武 力攻撃災害(緊急対処事態における災害)により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用する とともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

運用体制の構築を図る。 施

設

・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理

・武力攻撃災害 (緊急対処事態における災害) による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整 備(有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等)、関連機器装置の二重化等の障害 発生時における情報収集体制の整備を図る。

設 備

- ・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
- ・武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)時において確実な利用ができるよう、国民保護措置(緊急 対処保護措置)の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
- ・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
- ・武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並 びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓 練の実施を図る。
- ・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を 設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うもの とし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

運

用

面

- ・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等 (緊急対処事態) 非常時におけ る運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政 無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
- ・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
- ・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の 職員が代行できるような体制の構築を図る。
- ・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者 、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考 えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

### (3)情報の共有

市は、国民保護措置(緊急対処保護措置)の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

# 2 警報等の伝達に必要な準備

#### (1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。(その際、民生委員や社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。)

#### (2) 防災行政無線及びケーブルテレビの整備

市は、武力攻撃事態等(緊急対処事態)における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系 その他の防災行政無線及びケーブルテレビの整備を図る。

また、既に防災行政無線の整備を行っている地域においては、可聴範囲の拡大を図るとともにケーブルテレビを用いることにより、警報を迅速に的確に伝達できる体制を整え、孤立集落が生じないよう整備に努める。

#### (3) 全国瞬時警報システム (J-ALERT) の整備

市は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国 瞬時警報システム(J-ALERT)を整備する。

#### (4) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等(緊急対処事態)において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて海上保安部との協力体制を構築する。

#### (5) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音(「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知)については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

# (6) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

### (7) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

# 3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)により死亡し又は負傷した住民の安否情報(以下参照)に関して、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(以下「安否情報省令」という。)第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて県に報告する。

### 【収集・報告すべき情報】

- 1 避難住民(負傷した住民も同様)
  - ① 氏名
  - ② フリガナ
  - ③ 出生の年月日
  - ④ 男女の別
  - ⑤ 住所(郵便番号含む。)
  - ⑥ 国籍
  - ⑦ その他個人を識別するための情報
  - ⑧ 負傷 (疾病) の該当
  - ⑨ 負傷又は疾病の状況
  - ⑩ 現在の居所
  - ① 連絡先その他必要情報
  - ② 親族・同居者からの照会に対する回答(①~⑪)の希望
  - ③ 知人からの照会に対する回答(①⑦⑧)の希望
  - ④ ①~⑪について親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し、回答 又は公表することへの同意
- 2 死亡した住民

(上記①~⑦に加えて)

- ⑧ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑨ 遺体が安置されている場所
- ⑩ 連絡先その他必要情報
- ⑩ ①~⑩について親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し、回答することへの同意

### (2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、安否情報システムの整備に努め、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制(担当の配置や収集方法・収集先等)の確認を行う。

# (3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、 収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把 握する。

# 4 被災情報の収集・報告に必要な準備

#### (1)情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

# 【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した○○○による被害(第 報)

 平成
 年
 月
 日
 時
 分

 由
 利
 本
 荘
 市

- 1 武力攻撃災害が発生した日時、場所(又は地域)
  - (1) 発生日時 平成 年 月 日
- (2) 発生場所 由利本荘市

(北緯 度、東経 度)

- 2 発生した武力攻撃災害の状況の概要
- 3 人的・物的被害状況

7 4113 103113100	- v - v -						
	人 的 被 害			住 家	被害	その他	
市町村名	死 者	行方	負 傷 者		<b>△</b> 梅	水棒	
		不明者	重傷	軽傷	全壊	半壊	
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を 一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概 況

### (2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

# 第5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国 民保護措置(緊急対処保護措置)の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を 通じて武力攻撃事態等(緊急対処事態)における対処能力の向上に努める必要がある。このため 、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

# 1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県自治研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

## (2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置(緊急対処保護措置)に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eーラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

- ※【国民保護ポータルサイト】 http://www.kokuminhogo.go.jp/
- ※【総務省消防庁ホームページ】 http://www.fdma.go.jp/

### (3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

# 2 訓練

#### (1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置(緊急対処保護措置)についての訓練を実施し、武力攻撃事態等(緊急対処事態)における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

# (2)訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に 意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練の実施に努めるする。

訓練項目	内容				
①情報伝達訓練	関係機関が所有する通信施設を活用し、警報等の発令、避難の指				
1月 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1	示等を住民へ確実に伝達する訓練				
②被災・安否情報収集訓練	関係機関からの被災・安否情報の収集、整理を行う訓練				
③広報訓練	住民に対し、国民保護措置(緊急対処保護措置)に関する情報を				
(3)/ <b>公</b> 報訓練	的確かつ迅速に提供する訓練				
	関係機関の参加による、武力攻撃事態等 (緊急対処事態)発生時				
④対策本部等運営訓練	における本部の設置、職員の参集、情報の収集・整理・分析等本				
	部運営の訓練				
⑤避難訓練	関係機関、住民参加による避難誘導、職員等の配置、避難経路・				
	避難施設の確認、避難施設の開設等住民避難訓練				
○ <del>小</del>	炊き出し、生活必需品の供与、物資運送機関への伝達、輸送経路				
⑥救援訓練 	等救援に関する訓練				
<b>②性殊</b> 巛生訓練	NBC災害に対処するため、関係機関参加の下に、情報伝達、救				
⑦特殊災害訓練	出・救助、物質特定、除染、医療救護等の訓練				

# (3)訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置 (緊急対処保護措置) と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置 (緊急対処保護措置) についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置(緊急対処保護措置)についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会等の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 市は、自治会等、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その 他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等 に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

# 避難、救援及び武力攻撃災害(緊急対処事態における災害) 第2章 への対処に関する平素からの備え

# 避難に関する基本的事項

# (1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設の リスト等必要な基礎的資料を準備する。

# 【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

項目	内 容
116 551	各種情報の地理的状況を明らかにするための地図
地図	(1/1,500~1/100,000程度の縮尺の地形図、住宅地図、道路網図、施設等位置図等)
人口分布	市の人口分布、世帯数、昼夜別人口の統計数値
道路網一覧	避難経路として想定される高速道路、国道、県道等幹線的な道路網一覧
避難輸送力一覧	運送事業者である指定公共機関および指定地方公共機関等が保有し、避難住民等の
<u> </u>	輸送に使用可能なバス、船舶、航空機等の輸送力に関する資料
避難施設一覧	秋田県指定避難施設の一覧
備蓄物資一覧	備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者の一覧
生活関連等施設一覧	避難経路の設定等避難の指示の内容に影響を与えかねない一定規模以上のものに関
生佔民建守施政 見	する資料
町内会、自主防災組織等の	代表者等の自宅の住所、連絡先等
連絡先等一覧	1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、
関係機関連絡先一覧	避難に関係する機関の連絡先等一覧
消防機関一覧	消防本部等の所在地等の一覧、消防団長の連絡先、消防機関の装備資機材の一覧
避難行動要支援者名簿	最新の避難行動要支援者名簿、個別避難支援計画等

# (2) 隣接する市町村との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難 経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連 携を確保する。

#### (3) 高齢者、障害者等避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難につ いて、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支 援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支

援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

## ※【避難行動要支援者名簿について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の 避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難 行動要支援者名簿を活用することが重要である(「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指 針」(平成25年8月)参照)。

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第 49 条の 10 において作成を義務づけられており、避難 行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされ ている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は避難 行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施 に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者(避難支援等関係者)に提供することが求められて いる。

#### (4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

# (5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業 所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方につい て、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

# |2 避難実施要領のパターンの作成|

市は、関係機関(県、県警察、海上保安部、自衛隊等)と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別(特に冬期間の避難方法)、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通 渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

# 3 救援に関する基本的事項

### (1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を当該市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

#### (2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

# 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、 避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共 有する。

- ①輸送力に関する情報
  - (ア) 保有車輌等(鉄道、定期・路線バス、船舶、飛行機等)の数および定員
  - (イ) 本社および支社の所在地、連絡先、連絡方法など
- ②輸送施設に関する情報
  - (ア) 道路(路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
  - (イ) 鉄道(路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)
  - (ウ) 港湾 (港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など)
  - (エ) 飛行場(飛行場名、滑走路の本数、管理者の連絡先など)

#### (2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等(緊急対処事態)における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、 県が保有する市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

# 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供 するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するととも に、県と連携して住民に周知する。

# 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連 絡態勢を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」(平成17年8月29日閣副安 危第364号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官通知)に基づき、その 管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

#### (2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等にお いて、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施す る。この場合において、県警察及び海上保安部との連携を図る。

# 第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

# 1 市における備蓄

### (1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

# (2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ョウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

#### (3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を 調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじ め締結するなど、必要な体制を整備する。

# 2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

### (1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

# (2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

## (3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

# 第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

# 1 国民保護措置に関する啓発

# (1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

#### (2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

#### (3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成の ため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のた めの教育を行う。

# 2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処 についても、国が作成する各種資料(内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」な ど)を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。 (なお、「武力攻撃事態やテロから身を守るために」において応急措置等について記載しており、これ らの資料を参照できる。)

# 第3編 武力攻撃事態等(緊急対処事態)への対処

# 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

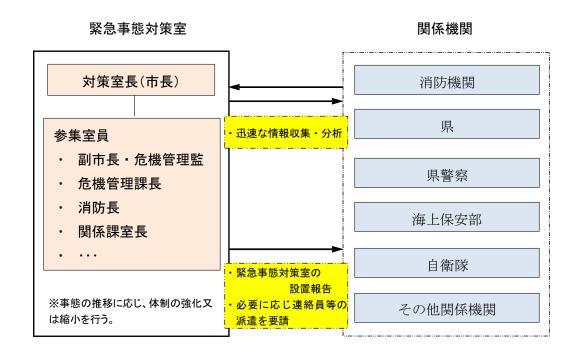
多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、 その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等(緊急対処事態) の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場におい て初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が 提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくこと が必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析 して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制に ついて、以下のとおり定める。

# 1 事態認定前における緊急事態対策室の設置及び初動措置

- (1) 緊急事態対策室の設置
  - ① 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市として的確かつ迅速に対処するため、「緊急事態対策室」を設置する。「緊急事態対策室」は、市対策本部員のうち、危機管理監など、事案発生時にその都度判断し、必要な要員により構成する。



※ 住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合 は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告するものとする。

消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。

② 「緊急事態対策室」は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収 集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報 提供を行うとともに、緊急事態対策室を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、緊急事態対策室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

### (2) 初動措置の確保

市は、「緊急事態対策室」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による 消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必 要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行 う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行 う。

市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

### (3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

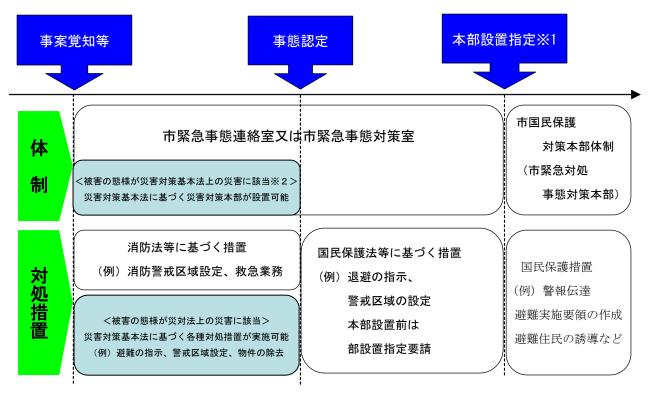
### (4) 対策本部への移行に要する調整

「緊急事態対策室」を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「緊急事態対策室」は廃止する。

# ※【災害対策基本法との関係について】

災害対策基本法は、武力攻撃事態等(緊急対処事態)に対処することを想定した法律ではないことにかんがみ、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を関係部局長に対し周知徹底する

市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。



- ※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。
- ※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

# 2 武力攻撃 (緊急対処事態における攻撃) 等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等(緊急対処事態)の認定が行われたが本市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、市緊急事態連絡室を立ち上げ、又は、緊急事態対策室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

# 第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の基準、手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

# 1 市対策本部の設置

# (1) 市対策本部等の設置基準等

市は、市対策本部等の設置基準等に従い、市及び関係機関の的確かつ迅速な対応を推進するための組織を設置する。

また、市長の行う国民保護措置(緊急対処保護措置)を実施するため、各部課室、各総合支所に おいて、各々、実施体制を確立する。

なお、市長は本市が市対策本部を設置すべき市として指定されていない場合において、市における国民保護措置(緊急対処保護措置)を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

# 【市対策本部等の設置基準等】

番号	組織名称	設置基準	設置 権者	設置場所	所掌事務	構成員
1	由利本荘市 国民保護対策本部 (由利本荘市緊急対処事 態対策本部)	閣議決定による設置指 定があったとき	市長	市役所正庁	国民保護措置( 緊急対処保護措 置)に係る総合 調整	対策本部長 同本部員 同本部事務局員
2	由利本荘市 緊急事態対策室	1の組織の設置基準に は該当しないが、情報 収集等の総合調整が必 要な場合	市長	市役所正庁	所要の情報収集 ・連絡に係る総 合調整	対策室長 同部員 同部事務局員
3	由利本荘市 緊急事態連絡室	1、2の組織の設置基準 に該当しないが、情報収 集等の対応が必要な場合	市長	危機管理課内	所要の情報収集 ・連絡	連絡室長同部員
4	由利本荘市 緊急事態○○地域対策部	1又は2の組織が設置されたとき	総合 支所長	総合支所内	所要の情報収集 ・連絡	地域対策部長 同部員 同部事務局員
5	由利本荘市 国民保護現地対策本部 (由利本荘市緊急対処事 態現地対策本部)	1の組織が設置された ときで、かつ、特に必 要と認めたとき	市長	災害現地又は 総合支所内	1の組織の事務の一部	現地対策本部長 同本部員 同本部事務局員

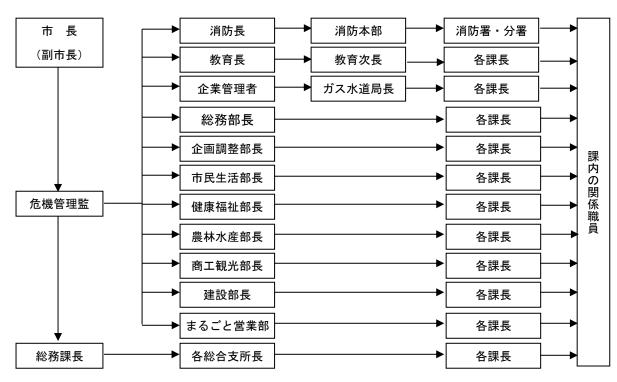
番号	組織名称	設置基準	設置権者	設置場所	所掌事務	構成員
	由利本荘市	国民保護(緊急対処保			所要の情報収集	現地派遣班長
	国民保護現地派遣班	護)対策上特に必要と	± E	《公中田山	・連絡	同班員
6	(由利本荘市緊急対処事	認めたとき	市長	災害現地		
	態現地派遣班)					

# (2) 職員の参集基準

市対策本部等が設置された場合における職員の参集について定める。

# ① 市対策本部等の設置の通知・伝達

市は、市対策本部等が設置されたことについて、次の連絡体制により、各職員へ通知・伝達する。



市対策本部等の設置の通知・伝達

#### ② 各所属部局課室等への参集

職員は、【職員参集基準】に従い自ら、又は参集指示に従い、各所属部局課室等に参集する。

# 【職員参集基準】

体制	参 集 基 準
①市緊急事態連絡室	危機管理課・総務課職員が参集
②市緊急事態対策室	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが 、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
③市国民保護対策本部 すべての職員が本庁又は出先機関等に参集	
(市緊急対処事態対策本部)	

# ③ 市対策本部等への参集及び派遣

市長、助役、教育長、企業管理者及び各部局長は、市対策本部等の構成員となっている場合には、自ら市対策本部等へ参集する。

各課室長等は、【市対策本部長等の代替職員】の定めに従い、平素において定めた派遣予定職員及び代替職員を参考として、参集した職員の中から、市対策本部等の事務局員となる職員を派遣する。

# 【市対策本部長等の代替職員】

名称	代替職員	代替職員	代替職員	
<b>石</b> 你	(第1順位)	(第2順位)	(第3順位)	
本部長	副市長	副市長	危機管理監	
(市長)	(総務担当)	文山间	<b>厄機官理監</b>	
副本部長	副市長	危機管理監	総務部長	
(副市長 (総務担当))	女们间	<b>心矮官埋</b> 监	松伤司技	
副本部長	危機管理監	総務部長	企画調整部長	
(副市長)	心機皆垤鰛	心伤司(文	正四侧笠印文	

# 【派遣の基準及び範囲】

巨♡盆中及○靶四』		派遣先及び派遣職員数			
部局課室等名	対策本部	対策室	連絡室	地域対策部	
総務部	•			-	
危機管理課	4	4	4		
総務課	1 0	1 0	3		
管財課	2	2			
企画調整部	·			•	
広報課	1	1			
情報管理課	1	1			
CATVセンター	1	1			
市民生活部					
生活環境課	1	1			
健康福祉部	健康福祉部				
健康管理課	1	1			
福祉支援課	1	1			
子育て支援課	1	1			
長寿支援課	1	1			
農林水産部					
農業振興課	1	1			

農山漁村振興課	1	1		
商工観光部				
商工振興課	1	1		
観光文化振興課	1	1		
建設部				
建設管理課	1	1		
都市計画課	1	1		
建築住宅課	1	1		
上下水道課	1	1		
まるごと営業部				
仕事づくり課	1	1		
まるごと売り込み課	1	1		
教育委員会				
教育総務課	1	1		
ガス水道局				
管理課	1	1		
消防本部				
総務課	1	1		
各総合支所				
市民サービス課				4
産業課				2
建設課				2
合計	3 7	3 7	7	8

### ④ 職員の参集時の心得

武力攻撃事態等(緊急対処事態)が発生したときは、ラジオ、テレビ等で報じられる情報に 留意し、被災その他やむを得ない事情がある場合を除き、自ら、又は、部局課室長の参集指示 に基づき参集する。

交通途絶などで所属部課室等へ参集できない場合は、最寄りの市機関へ参集し、所属長に報告 して指示を受ける。

参集した職員は、家族を含む自己の被害並びに参集途中見聞きした被害の状況等を所属長に報告する。

所属長は、職員の報告をもとに、災害の状況については市対策本部等へ、職員の被災について は職員課に報告する。

# (3) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

① 市対策本部を設置すべき市町村の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣(消防庁)及び県知事を通じて市対策本部を設置すべき 市の指定の通知を受ける。

# ② 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する(※事前に緊急事態対策室を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする(前述))。

## ③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市長は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、一斉参集システム等の連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

# ④ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、市庁舎正庁に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する(特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認)。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

#### ⑤ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

## ⑥ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等、市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市対 策本部の予備施設をあらかじめ指定する(第1順位、第2順位など)。なお、事態の状況に応じ、 市長の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではない。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

第1順位	市庁舎正庁(本庁舎4階)
第2順位	消防庁舎防御作戦室(4階)

# (4) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

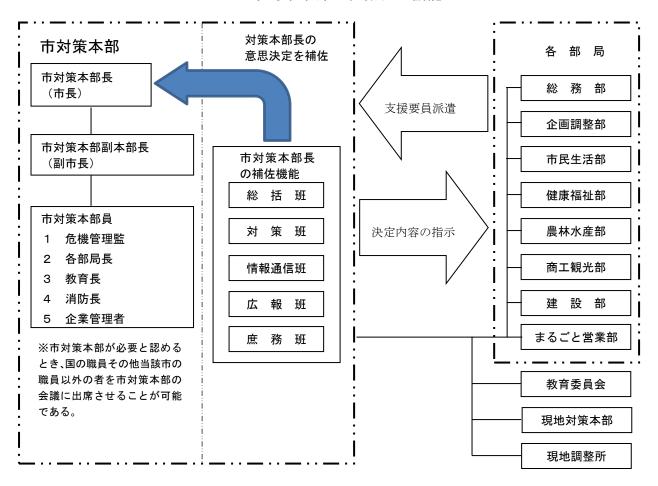
市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民 保護措置(緊急対処保護措置)を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経 由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

# (5) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

### ※【市対策本部の組織構成及び各組織の機能】

# 市対策本部の組織及び機能



※ 市対策本部における決定内容等を踏まえて、各部課室において措置を実施するものとする(市 対策本部には、各部課室から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。)。

# ※【市対策本部長の補佐機能の編成】

	機能
統括班	・市対策本部会議の運営に関する事項
	・情報通信班が収集した情報を踏まえた市対策本部長の重要な意思決定に係る
	補佐
	・市対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示
	人数 7人(危機管理課3人、総務課3人、消防本部1人)
対策班	・市が行う国民保護措置に関する調整
	・他の市町村に対する応援の求め、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入
	等広域応援に関する事項

	機能
	・県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に
	関する事項
	人数 4人(危機管理課1人、総務課3人)
情報通信班	・以下の情報に関する国、県、他の市町村等関係機関からの情報収集、整理
	及び集約
	○ 被災情報 ○ 避難や救援の実施状況 ○ 災害への対応状況
	○ 安否情報 ○ その他統括班等から収集を依頼された情報
	・市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録
	・ 通信回線や通信機器の確保
	人数 17人(総務課、生活環境課、情報政策課、健康管理課、福祉支援課、
	子育て支援課、長寿支援課、農業振興課、農山漁村振興課、商工振興課、
	観光文化振興課、建設管理課、都市計画課、建築住宅課、上下水道課、仕
	事づくり課、まるごと売り込み課から各1人)
広報班	・被災状況や市対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記
	者会見等対外的な広報活動
	人数 3人(総務課、広報課、CATVセンターから各1人)
庶務班	・市対策本部員や市対策本部職員のローテーション管理
	・市対策本部員の食料の調達等庶務に関する事項
	  人数 6人(総務課2人、管財課2人、教育総務課、ガス水道局管理課から各
	1人)
	1

# 【市の各部課室における業務】

部局名	課名	武力攻撃事態等における業務
総務部	危機管理課	・初動情報の処理に関すること
		・実施体制の確立に関すること
		・市対策本部等の運営に関すること
		・関係機関との連携体制に関すること
		・県および自衛隊等の派遣要請および連絡・調整に関すること
		・ボランティアの支援に関すること
		・赤十字標章等および特殊標章等の交付および管理に関すること
		・避難・退避に関すること
		・武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)への対処に関する
		こと

部局名	課名	武力攻撃事態等における業務
		・避難施設の指定等に関すること
		・救援に関すること
		・物資及び資材の管理に関すること
		・安否、被災情報の収集・提供に関すること
		・国民生活の安定に関すること。
		・国民の権利利益の救済に関すること。
		・応急の復旧に関すること。
		・復旧に関すること。
	総務課	・本部長および副本部長との連絡に関すること。
		・市議会との連絡に関すること。
		・各部局および協力関係機関との連絡・調整に関すること。
		・職員の参集関すること
		・職員の安否、被災情報に関すること
		・庁内電源及び通信線確保対策に関すること
		・その他、他の部に属しない事項に関すること。
	秘書課	・市対策本部長等の秘書に関すること
	財政課	・国民保護措置(緊急対処保護措置)に係る予算措置に関するこ
	契約検査課	٤
		・救援物資の購入、保管ならびに出納に関すること。
		・その他財政全般に関すること
	税務課	・武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)に係る減免措置等
	収納課	に関すること
	管財課	・市有財産の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関すること
	(車両センター)	・国民保護措置 (緊急対処保護措置) 用車両の確保と配車体制の
		整備に関すること
	行政改革推進課	・総務部又は他の部に属する各事務の協力に関すること
	会 計 課	
	選挙管理委員会事務局	
	監査委員事務局	
企画調整部	総合政策課	・国会の委員会等の対応および陳情に関すること。
		・市内在住外国人に関すること。
		・市外からの見舞いおよび問い合わせへの対応に関すること。
		・交流都市等からの支援申し入れに関すること。
	広報課	・広報資料、記録写真等の収集、整理、保存に関すること
	CATVセンター	・報道関係機関との連絡体制の整備に関すること
		・記者発表に関すること
		・CATVの保安対策、被災情報の収集及び伝達に関すること

部局名	課名	武力攻撃事態等における業務
		・その他必要な広報に関すること
	情報管理課	・情報システムの運用および安全確保、応急対策および被災情報
	117 177 21 - 22/217	に関すること
	地域振興課	・町内会等との連絡体制に関すること
		・企画調整部に属する各事務の協力に関すること
市民生活部	市民課	・避難所の運営に関すること
	市民窓口センター	・市民生活の相談に関すること
	生活環境課	・武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)に起因する公害の
	清掃事業所	検査に関すること
		・武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)に起因する廃棄物
		処理に関すること
		・危険動物、ペット等の管理に関すること
		・埋葬及び火葬に関すること
健康福祉部	健康管理課	・医療、保健施設等の保安対策、被災情報の収集に関すること
		・医療の確保に関すること
		・救援における医療の提供及び助産に関すること
	福祉支援課	・福祉施設等の保安対策、被災情報の収集に関すること
	子育て支援課	・高齢者、障害者等の避難行動要支援者の安全確保、支援に関す
	長寿支援課	ること
	地域包括支援センター	・義援物資、義援金等の受付・保管及び配分に関すること
農林水産部	農業振興課	・主食副食物の調達、斡旋に関すること
	農山漁村振	・農協等共同利用施設の保安対策、被災情報の収集に関すること
	興課	・家畜飼料の調達、斡旋に関すること
		・農地及び農業用施設の保安対策、被災情報の収集に関すること
		・農山村振興施設の保安対策、被災情報の収集に関すること
		・農道の保安対策、被災情報の収集に関すること
		・水産関係の応急対策に関すること
		・漁港海岸保全施設の保安対策、被災情報の収集に関すること
	# W. 7 E A	・林業関係の保安対策、被災情報の収集に関すること
	農業委員会事務局	・農林水産部又は他の部に属する各事務の協力に関すること
商工観光部	商工振興課	・商業施設、工業団地施設、鉱業関係施設等の保安対策、被災情
		報の収集に関すること
	Æ□ \/, //	・運送事業者との連絡・調整に関すること
7-h, =11, -b-p	観光文化振興課	・観光施設の保安対策、被災情報の収集に関すること
建設部	建設管理課	・建設用資機材の調達・斡旋に関すること

部局名	課名	武力攻撃事態等における業務
		・港湾の保安対策、被災情報の収集に関すること
		・道路、橋梁等の保安対策、被災情報の収集に関すること
		・水防活動の総合調整に関すること
		・砂防関係の被災情報の収集・連絡に関すること
		・道路交通の確保・規制に関すること
		・河川の被災情報の収集・連絡に関すること
	都市計画課	・公園施設等の保安対策、被災情報の収集に関すること
	建築住宅課	・長期避難住宅の供与に関すること
		・応急仮設住宅の供与に関すること
	上下水道課	・飲料水供給施設、下水道施設等の保安対策、被災情報の収集に
		関すること
		・上水道施設の被害調査および復旧工事に関すること
		・下水道施設の被害調査および復旧工事に関すること
まるごと営業	仕事づくり課	・災害対策のための労働力の確保及び被災者に対する就業の斡旋
部	まるごと売り込み課	に関すること

# 【総合支所における業務】

部局名	課名	武力攻撃事態等における業務
総合支所	市民サービ	・職員の参集体制に関すること
	ス課	・市対策本部等との連絡に関すること
		・管内における被災情報の収集に関すること
		・広報体制に関すること
		・庁舎等の施設等の保安対策、被災情報の収集に関すること
		・義援物資、義援金等の受付・保管に関すること
		・社会福祉施設、保健衛生関係施設の保安対策、被災情報の収集
		に関すること
		・医療、救護に関すること
		・防疫、清掃に関すること
	産業課	・農林関係に係る保安対策、被災情報の収集に関すること
	建設課	・土木関係の施設等の保安対策、被災情報の収集に関すること

# 【教育委員会における平素の業務】

部局名	課名	武力攻撃事態等における業務
教育委員会	教育総務課	・職員の参集体制に関すること
		・教育委員会所管に係る施設等の保安対策、被災情報の収集に関
		すること
		・県教育委員会との連絡に関すること

学校教育課	・児童、生徒、教職員の安全指導に関すること
生涯学習課	・社会教育施設等の保安対策、被災情報の収集に関すること
スポーツ課	・社会体育施設等の保安対策、被災情報の収集に関すること
文化課	・文化財に係る保安対策、被災情報の収集に関すること
上記以外の教育委	・教育委員会に属する各事務の協力に関すること
員会に属する機関	

# 【ガス水道局における業務】

部局名	課名	武力攻撃事態等における業務
ガス水道局	管理課	・ガス水道局所管に係る施設等の安全確保、応急対策および被災
	営業課	情報の収集、記録、報告および広報に関すること。
		・関係機関への応援要請および受入れに関すること。
		・車両および無線の配備と統括に関すること。
		・飲料水の確保・供給体制の整備に関すること。
		・断水の巡回広報に関すること。
		・応急給水に関すること。
		・災害による問い合せに関すること。
	水道課	・水道施設の保安対策、被災情報の収集に関すること
	各水道事務所	・水圧、流量等の配水調整に関すること
		・応急給水の水質検査および衛生管理に関すること
	ガス課	・ガス施設等の保安対策、被災情報の収集に関すること
		・ガス施設の被害調査および復旧工事に関すること

# 【消防本部における業務】

部局名	課名	武力攻撃事態等における業務
消防本部	総務課	・部内の被害調査の集計および報告に関すること。
	予防課	・火災原因および損害調査に関すること。
		・消防協力者の災害補償に関すること。
		・消防職員、団員の配食に関すること。
		・その他警防調査全般に関すること。
	警防課	・消防部隊の指揮運用に関すること。
	救急課	・災害現場の連絡調整に関すること。
		・警防資機材の調達に関すること。
		・消防応援要請に関すること。
		・その他警防指揮全般に関すること。

通信指令課	・消防通信および指令全般に関すること。
	・災害情報および気象予・警報の収集、伝達に関すること。
	・市民からの情報収集に関すること。
	・関係機関との連絡に関すること。
	・災害現場との連絡に関すること。
	・災害活動状況の収集および報告に関すること。
各消防署・分署	・災害の防除および警戒に関すること。
	・避難誘導に関すること。
	・人命救助および行方不明者の捜索に関すること。
	・警戒区域の設定に関すること。
	・災害現場における被害調査および報告に関すること。
	・その他警防活動全般に関すること

## (6) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等(緊急対処事態)において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民 に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

# ※【市対策本部における広報体制】

#### ① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等(緊急対処事態)において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報 を一元的に行う「広報責任者」を設置

#### ② 広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備

# ③ 留意事項

- ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸すること のないよう迅速に対応すること。
- イ) 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市 長自ら記者会見を行うこと。
- ウ) 県と連携した広報体制を構築すること。

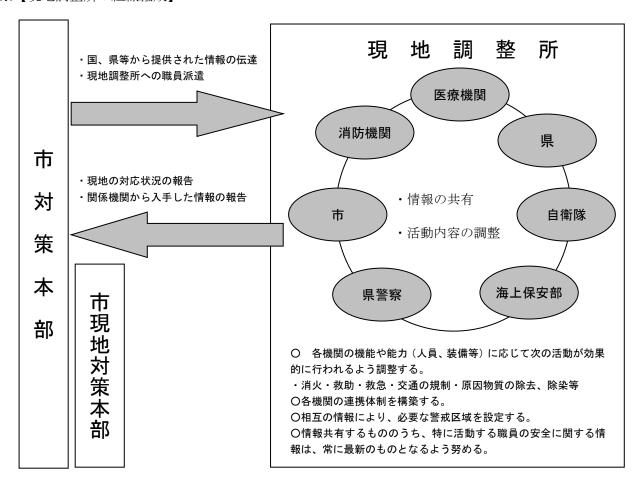
# (7) 市現地対策本部の設置

市長は、被災現地における国民保護措置(緊急対処保護措置)の的確かつ迅速な実施並びに国、 県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対 策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。 市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

#### (8) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃(緊急対処事態における攻撃)による災害が発生した場合、その被害の軽減及 び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関(県、消防機関、 県警察、海上保安部、自衛隊、医療機関等)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、 現地調整所を設置し、(又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、) 関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

### ※【現地調整所の組織編成】



# ※【現地調整所の性格について】

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである(例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。)。
- ② 現地調整所は、事態発生の現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することか

ら、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の 便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。

③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。

現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置(緊急対処保護措置)の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

- ④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置(緊急対処保護措置)を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることが必要である(このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。)。
- (注) 現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは、困難であるが、市は、 国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行うことが重要であ る。

#### (9) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置(緊急対処保護措置)を総合的に推進するため、各種の国民保護措置(緊急対処保護措置)の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置(緊急対処保護措置)の的確かつ迅速な実施を図る。

① 市の区域内の国民保護措置(緊急対処保護措置)に関する総合調整 市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置(緊急対処保護措置)を的確かつ迅速に実施す るため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置(緊急対処保護措置)に関する総 合調整を行う。

### ② 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置(緊急対処保護措置)に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置(緊急対処保護措置)に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に関係する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

### ③ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置(緊急対処保護措置)の 実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置(緊急対処保護措置)に係る実施状況の報告又は資料の求め 市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る 国民保護措置(緊急対処保護措置)の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

### ⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置(緊急対処保護措置)を 実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

#### (10) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣(消防庁)及び県知事を経由して市対策本部を設置すべき 市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

# 2 通信の確保

# (1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、ケーブルテレビ、インターネット、LGWAN(総合行政ネットワーク)、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置(緊急対処保護措置)の実施に必要な情報通信手段を確保する。

#### (2)情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

## (3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等(緊急対処事態)における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

# 第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置(緊急対処保護措置)を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

# 1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

#### (2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と 緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

# 2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置(緊急対処保護措置)を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関(以下「知事等」という。)に対し、その所掌事務に係る国民保護措置(緊急対処保護措置)の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置(緊急対処保護措置)を的確かつ迅速に実施するため特に 必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請 を行うよう求める。

### (3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置(緊急対処保護措置)を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めると きは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置(緊急対 処保護措置)の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照 らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

# 3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

- (1) 市長は、国民保護措置(緊急対処保護措置)を円滑に実施するため必要があると認めるときは、 知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める(国民保護等派遣)。また、通信の途 絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域 を担当区域とする自衛隊秋田地方協力本部長(第1優先連絡先)又は第9師団長(第2優先連絡 先)を通じて、陸上自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする東北方面総監、海上自衛隊にあっ ては当該区域を警備区域とする舞鶴地方総監、航空自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする 北部航空方面隊司令官を介し、防衛大臣に連絡する。
- (2) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動(内閣総理大臣の命令に基づく出動(自衛隊法第78条)及び知事の要請に基づく出動(自衛隊法第81条))により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

# 4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

- (1) 他の市町村長等への応援の要求
  - ① 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。
  - ② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合 には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。
- (2) 県への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

- (3) 事務の一部の委託
  - ① 市が、国民保護措置(緊急対処保護措置)の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共 団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
    - ・ 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
    - 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
  - ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

# 5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 市は、国民保護措置(緊急対処保護措置)の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若

しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関(指定公共機関である特定独立行政法人をいう。)に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 市は、(1) の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置(緊急対処保護措置)の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1) の職員の派遣について、あっせんを求める。

# 6 市の行う応援等

- (1) 他の市町村に対して行う応援等
  - ① 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置(緊急対処保護措置)と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
  - ② 他の市町村から国民保護措置(緊急対処保護措置)に係る事務の委託を受けた場合、市長は、 所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。
- (2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置(緊急対処保護措置)の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置(緊急対処保護措置)と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

# 7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会等の地域のリーダーとなる 住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報 の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等(緊急対処事態)におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等(緊急対処事態)の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

# (3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

# 8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)への対処 に関する措置
- 保健衛生の確保

# 第4章 警報及び避難の指示等

# 第1 警報の伝達等

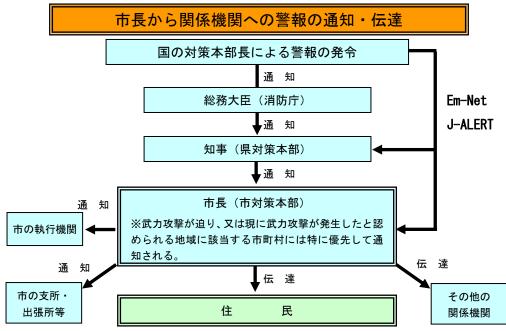
市は、武力攻撃事態等(緊急対処事態)において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

# 1 警報の内容の伝達等

- (1) 警報の内容の伝達
  - ① 市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法(伝達先、 手段、伝達順位)により、速やかに住民及び関係のある公私の団体(消防団、自治会等、社会福 祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会、青年会議所、病院、学校など)に 警報の内容を伝達する。

## (2) 警報の内容の通知

- ① 市は、市の他の執行機関その他の関係機関(教育委員会、保育園など)に対し、警報の内容を 通知する。
- ② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ (http://www.city.yurihonjo.lg.jp) に警報の内容を掲載する。 市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、下記のとおり。



- ※ 市長はホームページに警報の内容を掲載
- ※ 警報の伝達に当たっては、防災行政無線のほか、拡声器を活用することなどにより行う。

# 2 警報の内容の伝達方法

- (1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム(Em-net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。
  - ① 「武力攻撃(緊急対処事態における攻撃)が迫り、又は現に武力攻撃(緊急対処事態における攻撃)が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等(緊急対処事態)において警報が発令された事実等を周知する。

- ② 「武力攻撃(緊急対処事態における攻撃)が迫り、又は現に武力攻撃(緊急対処事態における攻撃)が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合
  - ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの 掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

イなお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

- ※ 全国瞬時警報システム (J-ALERT) によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム (Em-net) によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。
- (2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会等や 避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行な われるように配意する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

- (3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で、避難行動要支援者 名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。
- (4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態(緊急対処事態)の双方にお

いて、原則として、サイレンは使用しないこととする。 (その他は警報の発令の場合と同様とする。)

# 3 緊急通報の伝達及び通知

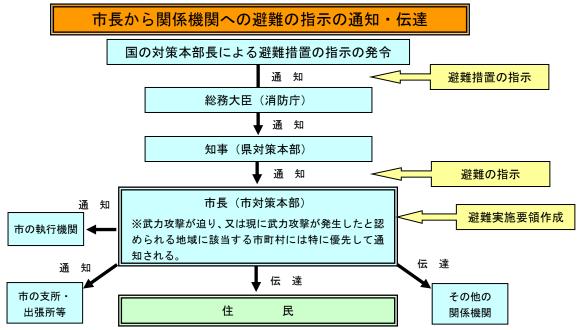
緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

# 第2 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

# 1 避難の指示の通知・伝達

- ① 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- ② 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容 を、住民に対して迅速に伝達する。
- ※ 避難の指示の流れについては下図のとおり。



※ 市長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

### 【避難の指示(参考例)】

#### 避難の指示(参考例)

秋 田 県 知 事

- 本県においては、○日○時に県対策本部長から、○時に避難措置の指示があった。 要避難地域の住民は、次に掲げる避難の方法に従って、避難されたい。
- 本県における住民の避難は、次の方法により行うこと。
- (1) A地区の住民は、由利本荘市B地区を避難先として、〇日〇時を目途に住民の避難を開 始すること(〇〇時間を目途に避難を完了)。
  - · · · 以下省略 · · ·

# 2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に 留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

#### ※【避難実施要領に定める事項(法定事項)】

- ・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の 誘導に関する事項
- ・その他避難の実施に関し必要な事項

## ※【避難実施要領の策定の留意点について】

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を 円滑に行えるようにするために策定するものであり、県計画に記載される市の計画作成の基準の 内容に沿った記載を行うことが基本である。

ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を 箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものもありうる。 (2) 避難実施要領の策定の際における留意事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

① 避難の指示の内容の確認

(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)

- ② 事態の状況の把握(警報の内容や被災情報の分析) (特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握(屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難(運送事業者である指定地方 公共機関等による運送))
- ⑤ 輸送手段の確保の調整 (※ 輸送手段が必要な場合) (県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- ⑥ 要援護者の避難方法の決定(避難支援プラン、災害時要援護者支援班の設置)
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整(具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
- ⑧ 職員の配置(各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)
- ⑨ 関係機関との調整 (現地調整所の設置、連絡手段の確保)
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整(県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

#### 【避難実施要領作成の際の主な留意事項】

i)要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

(例: A1地区の住民は「A1町内会」、A2地区の住民は「A2町内会」を避難の単位とする)

ii) 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

(例:避難先 B地区にある市立B中学校体育館)

iii) 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

(例:集合場所 B地区にある市立B小学校グラウンドに集合する。集合にあたっては、原則として 徒歩として徒歩により行う。必要に応じて自転車等を使用するものとし、避難行動要支援者については自動車等の使用を可とする。)

iv) 集合場所

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。 (例:バスの発車時刻 〇日12:00、13:00、14:00)

v) 集合に当たっての留意事項

集合後の自治会等や近隣住民間での安否確認、避難行動要支援者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

(例:集合にあたっては、高齢者、障害者等避難行動要支援者の所在を確認して避難を促すとともに 、集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者等の有無を確認する。)

#### vi)避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

(例:集合後は、○○鉄道A駅より、○日の12:00より運行するB駅行の列車で避難を行う。 B駅到着後は、職員の誘導に従って、徒歩で市立B中学校体育館に避難する。)

#### vii) 市職員、消防職団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、市職員、消防職団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

viii) 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応

高齢者、障害者、乳幼児等、避難行動要支援者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

(例:誘導に際しては、高齢者、障害者、乳幼児等、避難行動要支援者を優先的に避難させるものとする。また、民生委員、自主防災組織及び自治会等に、避難誘導の実施に協力してもらうよう呼びかける。)

#### ix) 要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないよう、残留者の確認方法を記載する。

(例:避難の実施時間の後、すみやかに、残留者の有無を確認する。避難が遅れている者に対しては 、早急な避難を行うよう説得する。避難誘導中に避難者リストを作成する。)

#### x) 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援 内容を記載する。

(例:避難誘導要員は、○月○日18:00に避難住民に対して、食料・水を供給する。 集合場所及び避難先施設においては、救護所を設置し、適切な医療を提供する。)

### xi) 避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。

(例:携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底のしっかりした運動靴を履くようにする。

なお、NBC災害の場合には、マスク、手袋及びハンカチを持参し、皮膚の露出を避ける服装とする。)

xii) 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

(例:緊急連絡先 市対策本部 TEL24-○○○)

### 【避難実施要領の参考例】

### 避難実施要領(一つの参考例)

由利本荘市における住民の避難は、県知事の「避難の指示」の内容(1.要避難地域 2.避難策地域 3.主要な避難の経路 4.避難のための交通手段その他避難の方法 5.住民の避難に関して関係機関が講ずる措置の概要)に従って次の方法で行うものとする。

秋田県由利本荘市長○月○日○時現在

1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

由利本荘市における住民の避難は、秋田県知事からあった避難指示に即して、次の方法で行うものとする。

(1) 由利本荘市のA1地区の住民は、B1地区にある市立B1中学校体育館を避難先として、 〇日〇時を目途に住民の避難を開始する。

#### 【避難経路及び避難手段】

○避難の手段(バス・鉄道・その他)

バスの場合:由利本荘市A1地区の住民は、市立A1小学校グラウンドに集合する。その際 、○日○時を目途に、できるだけ自治会等、事業所等の単位で行動すること。 集合後は、用意したバスにより、国道○号線を利用して市立B1中学校体育館 に避難する。

鉄道の場合:由利本荘市A1地区の住民は、○○鉄道A1駅前に集合する。その際○日○時 ○分を目途に、できるだけ、自治会等、事業所等の単位で行動し、A1駅ま での経路としては、国道○号線又はA通りを使用すること。

集合後は、〇日〇時〇分発B1駅行きの列車で避難する。B1駅到着後は、市職員の指示に従い、主に徒歩でB1中学校体育館に避難する。

(2) 由利本荘市のA 2地区の住民は、B 2地区にある市立B 2中学校体育館を避難先として、 〇時〇分を目途に住民の避難を開始する。

· · · · · · 以下省略 · · · · · ·

- 2 避難住民の誘導の実施方法
  - (1)職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員の割り振りを行う。

- ・住民への周知要員
- 避難誘導要員
- · 市対策本部要員
- 現地連絡要員
- 避難所運営要員
- ・水、食料等支援要員など
- (2) 残留者の確認

市で指定した避難の実施時間の後、すみやかに避難を指示した地区に残留者がいないか 確認 する。 (時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。)

(3) 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導

誘導にあたっては、傷病者、障害者、高齢者、乳児等を優先的に避難誘導する。また、自主防 災組織や自治会等地域住民にも、福祉関係者との連携の下、市職員等の行う避難誘導の実施への 協力を要請する。

- 3 その他避難の実施に関し必要な事項
  - (1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。
  - (2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた 運動靴を履くようにする。
  - (3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は下記のとおりとする。

由利本荘市対策本部 担当 ○○○○ TEL 0184-XX-XXXX FAX 0184-XX-XXXX

…… 以下省略 ……

### ※【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

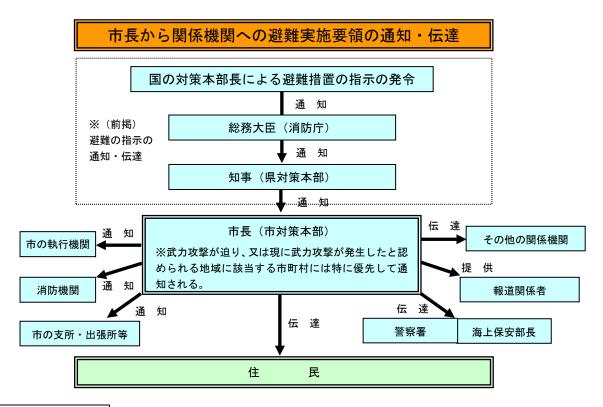
この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取(武力攻撃事態 等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等)及び国の対策本部長からの情報提供の求め(同法第6条第4項等)に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

### (3) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、市の区域を管轄する消防長、警察署長、 海上保安部長及び自衛隊地方連絡部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



## |3 避難住民の誘導

### (1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会等、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる(特に、都市部等の人的関係が希薄な地域や昼間人口が多い地域では、重要である。)。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明(投光器具、車のヘッドライト等)を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

### (2)消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

#### (3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難である と認めるときは、警察署長、海上保安部長又は国民保護措置(緊急対処保護措置)の実施を命ぜら れた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官(以下、「警察官等」という。) による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その 時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が 円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

#### (4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

#### (5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応について

の情報を提供する。

### (6) 大規模集客施設等における避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

#### (7) 高齢者、障害者等への配慮

市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする(また、「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。)。

(ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への 避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。)

#### (8) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

#### (9) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

#### (10) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について (平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産 部畜産企画課通知)」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

#### (11) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住 民等に周知徹底を図るよう努める。

### (12) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

#### (13) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共 機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに 応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地 方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

#### (14) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

### 弾道ミサイル攻撃の場合

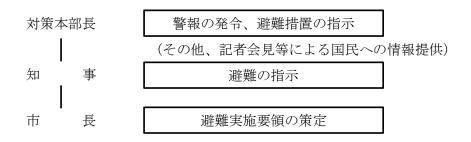
① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階に避難することとなる。)

② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

## (弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃 目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体(国又は国に準じる者)の 意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着 弾地点は変わってくる。

このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム (J-ALERT) による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

#### 避難の指示(一つの参考例)

- 弾道ミサイル攻撃による警報の発令及び避難措置の指示があったので、住民は、速やかに屋内(特に建物の中心部)に避難すること。
  - その際、できるだけ、近隣の堅牢な建物等に避難すること。
- 次の避難指示が行われるまで、当該屋内に留まるとともに、テレビやラジオその他の手段により情報入手に努めること。

(特に、着弾後において、避難措置の指示がある場合)

○ 要避難地域に該当するA市AA地区の住民は、次に避難の指示の解除があるまで、屋内 に留まること。

弾頭の種類は○○剤と考えられることから・・・

※ 上記は避難の一例であり、様態により他の避難指示例が考えられる。

## ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

- ② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。
- ③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、 都市部の政治経済の中枢、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が 一般に高く、注意が必要である。

### 避難の指示 (一つの参考例)

- 本県においては、ゲリラによる急襲的な攻撃が・・・。
- AA地区の住民については、外出による移動には危険を伴うことから、市長による誘導の 連絡があるまで、屋内へ一時的に避難すること。
- BB地区の住民については、市長による誘導に従い、CC地区へ避難すること。 健常者は、徒歩や自転車等により自力で避難することとし、高齢者、障害者その他特に配 慮を要する者については、バス等により避難すること。
- ※ 上記は避難の一例であり、様態により他の避難指示例が考えられる。

# 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

# 第5章 救援

# 1 救援の実施

#### (1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、 竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

# (2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

## |2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

#### (2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

#### (3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

#### (4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

# 3 救援の内容

### (1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣府省告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

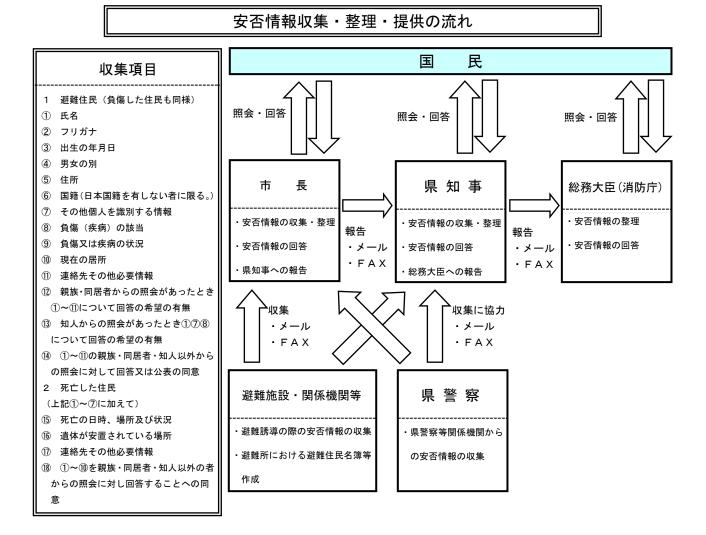
## (2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な 資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。 また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

# 第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置(緊急対処保護措置)の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

※ 安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。



# 1 安否情報の収集

#### (1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本 台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して 行う。

### (2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

### (3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

# 2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則としてて、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む。)を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

# 3 安否情報の照会に対する回答

- (1) 安否情報の照会の受付
  - ① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
  - ② 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口に、安否情報省令に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

#### (2) 安否情報の回答

- ① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う 者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものでは なく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認 めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に 該当するか否か及び武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)により死亡し、又は負傷してい るか否かの別を回答する。
- ② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡 先等を把握する。

### (3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを 職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

# 4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社秋田県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3(2)(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

# 第7章 武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)への対処

# 第1 武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)への対処

市は、武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)への対応、活動時の安全の確保に留意しならがら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

# 1 武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)への対処 市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害(緊急対処事態における 災害)への対処のために必要な措置を講ずる。

#### (2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃(緊急対処事態における攻撃)により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置(緊急対処保護措置)を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

### (3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

# 2 武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)の兆候の通報

## (1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃(緊急対処事態における攻撃)に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

#### (2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

# 第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)が発生した場合において、特に必要がある と認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、 それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

# 1 退避の指示

#### (1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて(又は、関係機関により 設置されている場合には、職員を早急に派遣し)、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行 う。

### ※【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部 長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生の現場からの情報 を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

#### ※【退避の指示(一例)】

- 「○○町×丁目、△△町○丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避すること。
- 「○○町×丁目、△△町○丁目」地区の住民については、○○地区の△△(一時)避難場所へ退避すること。

#### ※【屋内退避の指示について】

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

### (2) 退避の指示に伴う措置等

① 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達する とともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事 に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

② 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

### (3) 安全の確保等

- ① 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び海上保安部と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- ② 市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、海上保安部、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ③ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等(緊急対処事態)においては、 必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

# 2 警戒区域の設定

# (1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

### ※【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、 罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

### (2) 警戒区域の設定に伴う措置等

① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所におけ

る県警察、海上保安部、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- ② 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。
  - 武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。
- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部、消防機関等と連携して、 車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応でき るよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。
- ④ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

### (3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

# 3 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)が発生するおそれがあるときは、武力攻撃 災害(緊急対処事態における災害)を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有 者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除 去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

#### (2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害 (緊急対処事態における災害) を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害 (緊急対処事態における災害) への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置 (工作物等を除去したときは、保管)

# 4 消防に関する措置等

### (1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)への対処措置が適切に行わ

れるよう、武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)や被害情報の早急な把握に努めるととも に、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

#### (2)消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃 災害(緊急対処事態における災害)への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所 轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

#### (3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

#### (4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、県知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

## (5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、県知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

#### (6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)の発生状況を考慮し、県知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

### (7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等に

ついて医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

### (8) 安全の確保

- ① 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないよう、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ② その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 本市が被災地以外である場合、市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃(緊急対処事態における攻撃)の状況及び予測、武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部 と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 市長、消防長は、特に現場で活動する消防職団員に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させる ものとする。

# 第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

# 1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

# (2)消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

#### (3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、海上保安部長、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における 対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

# 2 危険物質等に係る武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本 部で所要の調整を行う。

- ※ 危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措
- 【対象】 消防本部等所在市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しく は取扱所(移送取扱所を除く。)又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱 所において貯蔵し、又は取り扱うもの(国民保護法施行令第29条)
- 【措置】 ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限(危険物については、消防法第12条の3)
  - ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限(国民保護 法第103条第3項第2号)
  - ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄(国民保護法第103条第3項第3号)
- (2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、 市長は、(1)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者 から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

## 第4 NBC攻撃による災害への対処等

市は、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、NBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

#### (1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場 及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定 する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、 被災者の救助等の活動を行う。

#### (2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

### (3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、海上保安部、 自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関す る情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し(又は職員を参画させ)、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

#### (4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

#### ① 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動 を実施させる。

#### ② 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

#### ③ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

#### ※【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜 伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大し ている可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要 である。

このため、市の国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス(疾病監視)による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

#### (5) 市長及び消防長の権限

市長又は消防長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対 象 物 件 等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限
		<ul><li>・移動の禁止</li><li>・廃棄</li></ul>
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	<ul><li>移動の制限</li><li>移動の禁止</li></ul>
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	• 廃棄
5号	建物	<ul><li>・立入りの制限</li><li>・立入りの禁止</li><li>・封鎖</li></ul>
6 号	場所	<ul><li>・交通の制限</li><li>・交通の遮断</li></ul>

市長又は消防長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人(上記表中の占有者、管理者等)に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項 を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

- 1. 当該措置を講ずる旨
- 2. 当該措置を講ずる理由
- 3. 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体(上記表中第5号及び第6号に 掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所)
- 4. 当該措置を講ずる時期
- 5. 当該措置の内容

# (6) 要員の安全の確保

市長又は消防長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

# 第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

#### ○被災情報の収集及び報告

- ① 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ② 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察、海上保安部との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- ③ 市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知)に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第1報を報告する。
- ④ 市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・ 災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

# 第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)により 発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他 の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

# 1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

#### (1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の 配慮を行う。

#### (2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

#### (3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

#### (4) 飲料水衛生確保対策

- ① 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。
- ② 市は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。
- ③ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

#### (5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

# 2 廃棄物の処理

#### (1) 廃棄物処理の特例

- ① 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例 基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- ② 市は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

## (2) 廃棄物処理対策

- ① 市は、地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」(平成10年厚生省生活衛生局 作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

# 第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

なお、2 避難住民等の生活安定等及び3 生活基盤等の確保の定めについては、緊急対処事態において準用する。

# 1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務(以下「生活関連物資等」という。)の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

# 2 避難住民等の生活安定等

(1)被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

#### (2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

### 3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

市は、水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者として、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

#### (2) 公共的施設の適切な管理

道路及び港湾等の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

#### 特殊標章等の交付及び管理 第11章

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書(以下「特殊 標章等」という。)を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理 に必要な事項について、以下のとおり定める。

#### ※ 特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書 (第一追加議定書) において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置(緊急対処保護措置) に 係る職務、業務又は協力(以下この章において「職務等」という。)を行う者及びこれらの者が行う職 務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等(以下この章において「場所等」」という。)を 識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って 保護される。

#### (1) 特殊標章等

ア 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章(オレンジ色地に青の正三角形)。

- イ 身分証明書
  - 第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書(様式のひな型は下記のとおり。)。
- ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。

(国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな型)

表面 ・ (オレンジ色地に青の正三角形)	ļ	裏面			
(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)		身長/Height その他の特徴又は情報	眼の色/Eyes WOther disti		頭髪の色/Hair
身分証明書		血液型/Blood type			
IDENTITY CARD					
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel					
生年月日/Date of birth  この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書 I)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 A ugust 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts(Protocol I) in his capacity as			所持者 /PHOTO OI		
Affined Confiners (Froucott 1) in his capacity as		印章/Stamp		所持者の署	名/Signature of holder
交付等の年月日/Date of issue証明書番号/No. of card 許可権者の署名/Signature of issuing authority					
有効期間の満了日/Date of expiry					

(日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

#### (2) 特殊標章等の交付及び管理

市長、水防管理者及び消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン(平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制担当)通知」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる(「市(町村)の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱(例)」及び「消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱(例)」(平成17年10月27日消防国第30号国民保護室長通知)を参考。)。

#### ① 市長が交付する者

- ・市の職員(消防職員を除く。)で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・消防団長及び消防団員
- ・市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

#### ② 消防長が交付する者

- ・消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

#### ③ 水防管理者が交付する者

- ・水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

#### (3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等 第1章 応急の復旧

# 第4編 復旧等

# 第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

# 1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)が発生した場合には、安全の確保をした上で その管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及 び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

#### (2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

#### (3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

# 2 公共的施設の応急の復旧

- (1) 市は、武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。
- (2) 市は、武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)が発生した場合には、その管理する道路、漁港施設、鉄道施設等及びその所有する港湾施設について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

# 第2章 武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)による被害が発生したときは、武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)の復旧を行うこととし、武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

#### (1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

#### (2) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

# 第3章 国民保護措置(緊急対処保護措置)に要した費用の支弁等

市が国民保護措置(緊急対処保護措置)の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置(緊急対処保護措置)に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 国民保護措置(緊急対処保護措置)に要した費用の支弁、国への負担金の請求

#### (1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置(緊急対処保護措置)の実施に要した費用で市が支弁したものについては、 国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところに より、国に対し負担金の請求を行う。

#### (2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等(緊急対処事態)において、国民保護措置(緊急対処保護措置)の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

### 2 損失補償及び損害補償

#### (1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

#### (2) 損害補償

市は、国民保護措置(緊急対処保護措置)の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

# 3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示を した場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保 護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

# 資 料 編

# 第1章 実施体制に関する資料

# 1 由利本荘市連絡先等一覧

(1) 由利本荘市連絡先等一覧

) 由利本壮市連絡先等			T	T
部名等	課名等	電話番号	FAX	備考
	総務課	24-3321		(代表)
	財政課	24-6219	23-3226	
	行政改革推進課	24-6381		
	秘書課	24-6203	23-2270	
総務部	契約検査課	24-6222	24-6347	
\\r\r\r\r\r\r\r\r\r\r\r\r\r\r\r\r\r\r\	税務課	24-6302	27-1052	
	収納課	24-6256		
	管財課	24-6262	23-8191	
	(車両センター)	24-3319	24-3319	
	危機管理課	24-6238	23-8191	
	総合政策課	24-6226	23-1322	
	地域振興課	24-6231	23-1322	
企画調整部	情報管理課	24-6366	22-1786	
	広報課	24-6237	24-6237	
	CATVセンター	65-3722	65-3723	
	市民課	24-6243	97 1007	
<b>士只在江</b> 郊	市民窓口センター	24-6291	27-1007	
市民生活部	生活環境課	24-6253	24-0228	
	清掃事業所	22-4885	24-4818	
	健康管理課	22-1834	24-0481	
	福祉支援課	24-6314	24-0480	
健康福祉部	子育て支援課	24-6319	04.0005	
	長寿支援課	24-6324	24-6395	
	地域包括支援センター	24-6345	24-6299	
曲井小本如	農業振興課	24-6353	22-5107	
農林水産部	農山漁村振興課	24-6357	24-5578	
去 <b>七</b> 祖 小 如	商工振興課	24-6372	04.0044	
商工観光部	観光文化振興課	24-6376	24-3044	
	建設管理課	24-6329	24-6394	
7-井 =1.1 +17	都市計画課	24-6333	04 1500	
建設部	建築住宅課	24-6334	24-1599	
	上下水道課	24-6335	24-6397	
ナッツに対象が	仕事づくり課	24-6247	04 0000	
まるごと営業部	まるごと売り込み課	24-6266	24-6268	
	市民サービス課	55-4951	55-2025	
矢島総合支所	産業課	55-4953	55-2157	
	建設課	55-4955	55-4822	
	市民サービス課	73-2011		
岩城総合支所	産業課	73-2014	73-2131	
	建設課	73-2015	73-3453	

部名等	課名等	電話番号	FAX	備考
	市民サービス課	53-2112	53-2962	
由利総合支所	産業課	53-2114	53-2969	
	建設課	53-2115	55-2909	
	市民サービス課	65-2211	65-2610	
大内総合支所	産業課	65-2216	GE 9917	
	建設課	65-2802	65-2217	
	市民サービス課	69-2110		
東由利総合支所	産業課	69-2116	69-2526	
	建設課	69-2115		
	市民サービス課	33-4610		
西目総合支所	産業課	33-4614	33-4189	
	建設課	33-4616		
	市民サービス課	57-2201		
鳥海総合支所	産業課	57-2205	57-2076	
	建設課	57-2204		
会計課		24-6308	27-1654	
議会事務局		24-6386	27-1793	
選挙管理委員会事務局		24-6389	23-5055	
 監査委員事務局		24-6392	24-6398	
農業委員会事務局		24-6258	24-6396	
	教育総務課	32-1306	33-3381	
	学校教育課	32-1310	33-3741	
教育委員会	生涯学習課	32-1332		
200200	スポーツ課	32-1334	33-2202	
	文化課	32-1337	33-3741	
	管理課	22-4375	22-4364	
	営業課	22-3504		
ガス水道局	水道課	22-2326	23-5578	
	ガス課	22-0402		
	総務課	22-4282		
	警防課	22-4283	-	
	救急課	22-4290	23-2748	
	予防課	22-4287	1	-
	通信指令課	22-4292	23-5195	+
	本荘消防署	22-0011	23 -2150	+
消防本部	岩城分署	73-2100	73-2410	+
1다까/누마	大内分署	65-2020	65-2023	1
	東由利分署	69-2214	69-2254	
	西目分署	33-2350	33-2389	+
	矢島消防署	55-2111	56-2119	+
	由利分署			
		53-3119	53-3008	+
	鳥海分署	59-2199	59-2198	
	子吉出張所	22-0425	27-1008	1
各出張所	小友出張所	22-0318	27-1009	
	石沢出張所	29-2111	27-4000	1
	北内越出張所	22-0319	27-1010	

部名等	課名等	電話番号	FAX	備考
	松ヶ崎出張所	28-2001	27-3000	
	亀田出張所	72-2001	72-2002	
	下川大内出張所	66-2001	66-2959	
	上川大内出張所	67-2301	67-2918	
	直根出張所	58-2111	58-2112	
	笹子出張所	59-2311	59-2312	

# 2 大規模集客施設等に関する資料

# (1)保育所・認定こども園

名称	所在地	電話番号
亀田保育園	由利本荘市岩城亀田亀田町字亀田町35-2	72-2353
ゆり保育園	由利本荘市前郷字家岸上提76	53-4191
岩谷保育園	由利本荘市岩谷町字日渡59-1	65-2008
下川大内保育園	由利本荘市松本字上川原14-2	66-2111
上川大内保育園	由利本荘市小栗山字横道11	67-2149
西目保育園	由利本荘市西目町海士剥字海士剥下52-21	33-2022
川内保育園	由利本荘市鳥海町字伏見字久保16-3	57-2010
笹子保育園	由利本荘市上笹子字石神10-1	59-2331
本荘保育園	由利本荘市大門13	22-0662
ひかり保育園	由利本荘市八幡下24-1	22-0560
石脇東保育園	由利本荘市石脇字上ノ山99	22-4183
石脇西保育園	由利本荘市石脇字田尻30-12	22-2149
子吉保育園	由利本荘市藤崎字藤代124-2	22-0045
石沢保育園	由利本荘市館字六角168-2	29-2104
松ヶ崎保育園	由利本荘市松ヶ崎字光禅寺前99	28-2054
風の子保育園	由利本荘市御門74	22-8885
小友保育園	由利本荘市館前字後田49-1	22-3532
内越保育園	由利本荘市川口字愛宕山137-2	22-3165
中央保育園	由利本荘市薬師堂字谷地127-3	23-1313
石脇北保育園	由利本荘市石脇字竜巻14	24-3622
矢島保育園	由利本荘市矢島町城内字八森下515	27-5656
道川保育園	由利本荘市岩城内道川字烏森51-1	73-2202
永慶保育園	由利本荘市東由利蔵字蔵127-2	69-3101
みどり保育園	由利本荘市東由利舘合字向田76-1	69-2131
西目幼稚園	由利本荘市西目町沼田字新道下2-4	33-2038
清徳幼稚園·清徳保育園	由利本荘市桜小路43	24-2501
本荘幼稚園	由利本荘市東町56	22-3116
本荘カトリックこども園	由利本荘市給人町100	22-2068
若草幼稚園·保育園	由利本荘市東梵天52	22-0852

# (2) 小学校

名称	所在地	電話番号
新山小学校	由利本荘市石脇字山ノ神11	22-1420
鶴舞小学校	由利本荘市水林	22-1422
尾崎小学校	由利本荘市桜小路1	24-1236
子吉小学校	由利本荘市薬師堂字堂ノ下93-2	24-2990

名称	所在地	電話番号
小友小学校	由利本荘市館字後田20	22-4017
石沢小学校	由利本荘市館字六角167	29-2341
矢島小学校	由利本荘市矢島町城内字八森6	56-2069
岩城小学校	由利本荘市岩城赤平字新鶴巻4	62-5030
由利小学校	由利本荘市前郷字金神110	32-8171
岩谷小学校	由利本荘市岩谷町字十二柳2	65-2220
大内小学校	由利本荘市松本字小及位野78	66-2010
東由利小学校	由利本荘市東由利法内字宮ノ前243	69-2500
西目小学校	由利本荘市西目町沼田字新屋下37-1	33-2305
鳥海小学校	由利本荘市鳥海町上川内字西野14-1	27-6311

# (3) 中学校

名称	所在地	電話番号
本荘北中学校	由利本荘市石脇字山ノ神11-304	22-0321
本荘南中学校	由利本荘市水林466	22-7153
本荘東中学校	由利本荘市薬師堂字境橋77	27-2311
矢島中学校	由利本荘市矢島町七日町字助の渕1-4	56-2062
岩城中学校	由利本荘市岩城二古字向村20-1	73-2212
由利中学校	由利本荘市前郷字根堀台39	53-2526
大内中学校	由利本荘市中館字堤台6	65-2105
東由利中学校	由利本荘市東由利老方字台山85	69-2410
西目中学校	由利本荘市西目町出戸字浜山6-107	33-2304
鳥海中学校	由利本荘市鳥海町上川内字西野108	57-2309

# (4) 高等学校

名称	所在地	電話番号
本荘高等学校	由利本荘市陳場岱6	22-0832
由利高等学校	由利本荘市川口字愛宕山1-1	22-3219
由利工業高等学校	由利本荘市石脇字田尻30	22-5520
矢島高等学校	由利本荘市七日町字助の渕1-4	55-3031
西目高等学校	由利本荘市西目町沼田字新道下2-142	33-2203

# (5) 特殊教育学校\_\_\_\_\_\_

名称	所在地	電話番号
ゆり支援学校	由利本荘市水林456-3	27-2630

# (6) 大学

名称	所在地	電話番号
県立大学システム科学技術部	由利本荘市土谷字海老ノ口84-4	27-2000

# (7)病院

名称	所在地	電話番号
由利組合総合病院	由利本荘市川口字家後38	27-1200
由利本荘医師会病院	由利本荘市水林456-4	22-0054
特定医療法人荘和会 菅原病院	由利本荘市石脇字田尻33	22-1604
医療法人 佐藤病院	由利本荘市小人町117-3	22-6555

名称	所在地	電話番号
社会医療法人青嵐会 本荘第一病院	由利本荘市岩渕下110	22-0111
独立行政法人 国立病院機構あきた病院	由利本荘市岩城内道川字井戸ノ沢84-40	72-2002

#### (8) 大規模小売店舗

名称	所在地	電話番号
マックスバリュ本荘店	由利本荘市東梵天257	23-3131
マックスバリュ新西目店	由利本荘市西目町沼田字新道下1111-1	33-4411
ホームセンターハッピー本荘店	由利本荘市石脇字田中12	23-3666
アクロス本荘	由利本荘市東梵天141	
コメリホームセンター本荘店	由利本荘市出戸町字赤沼下道58	24-2566
マックスバリュ新川口店	由利本荘市川口字八幡前3-196	23-3240
マックスバリュ石脇店	由利本荘市石脇字田尻野4-62	24-4970
ファッションセンターしまむら本荘店	由利本荘市東梵天100-1	27-1399
東由利地場産業センター	由利本荘市東由利老方字畑田38-1	69-3266
(ぷれっそ東由利ショッピングプラザ) DCMホーマック本荘店		03 0200
	由利本荘市東梵天183-1	22-1155
ドラッグセイムス本荘中梵天店	由利本荘市中梵天132	27-1655
イオン本荘ショッピングセンター	由利本荘市石脇字田中138	28-0010
マックスバリュ矢島店	由利本荘市矢島町元町字間木123	55-2243
フレスポ本荘	由利本荘市石脇字田中7−1	
マックスバリュ本荘中央店	由利本荘市岩渕下18	41-2345
グランマート本荘南店	由利本荘市堤脇15	24-3555
ワンダーグー・ツタヤ由利本荘店	由利本荘市中梵天124	28-1150
グランマート一番堰店	由利本荘市一番堰135	22-3535
ネクサス由利本荘店	由利本荘市石脇字田尻野17-24	25-8050
秋田トヨタ本荘店・ブックスモア本荘店	由利本荘市石脇字田頭43	28-1177
(仮称) ナイス本荘東店	由利本荘市上大野114外	

<sup>※</sup>大規模小売店舗立地法による届出義務のある店舗(店舗面積 1,000 m²以上)

#### (9) 観光文化スポーツ施設

名称	所在地	電話番号
ナイスアリーナ (由利本荘アリーナ)	由利本荘市石脇字田尻野18	22-0001
道の駅にしめ	由利本荘市西目町沼田字新道下1112-2	33-4260
道の駅岩城	由利本荘市岩城内道川字新鶴潟192-43	73-3789
道の駅おおうち	由利本荘市岩谷町字西越36	62-1126

<sup>※</sup>年間入込数10万人以上の施設

# 3 通信に関する資料

#### (1) 由利本荘市防災行政無線一覧

			同幸	服系							
区分	•	親局	遠隔 制御装置	再送信 子局	屋外 拡声子局	合計	基地局	車載局	携帯局	合計	
本荘地	域	1	1	0	27	29	1	5	21	27	
岩城地	域	0	3	2	35	40	1	1	9	11	
西目地	域	0	2	0	17	19	0	10	9	19	

		同幸	报系							
区分	親局	遠隔 制御装置	再送信 子局	屋外 拡声子局	合計	基地局	車載局	携帯局	合計	
矢島地域	0	2	0	8	10	1	33	24	58	
由利地域	0	2	0	12	14	1	14	7	22	
大内地域	0	2	2	11	15	0	6	3	9	
東由利地域	0	2	2	14	18	1	34	7	42	
鳥海地域	0	2	1	13	16	1	5	17	23	
合計	1	16	7	137	161	6	108	97	211	

<sup>※</sup> 同報系欄の鳥海地域は、一部有線方式。

# 4 医療体制に関する資料

#### (1)病院

7 11 11 -		
名称	所在地	電話番号
由利組合総合病院	由利本荘市川口字家後38	27-1200
由利本荘医師会病院	由利本荘市水林456-4	22-0054
特定医療法人荘和会 菅原病院	由利本荘市石脇字田尻33	22-1604
医療法人 佐藤病院	由利本荘市小人町117-3	22-6555
社会医療法人青嵐会 本荘第一病院	由利本荘市岩渕下110	22-0111
独立行政法人 国立病院機構あきた病院	由利本荘市岩城内道川字井戸ノ沢84-40	72-2002

#### (2) 消防本部が保有する救急自動車及び救急救命士

緊急指令	Ę.	緊急自動車数(台)		救急救命士数	備考	
装置数 (基)	高規格	普通型計		(人)	1用 石	
1	9	0	9	4 0		

# 5 自主防災組織に関する資料

# (1) 自主防災組織の組織数

平成30年4月1日現在

11114	( to the MI	資機材の貸与状況							
地域名	組織数	ヘルメット	メガホン	アルミカート	レスキュー ボード				
本 荘	1 3 0	1 5 5	5 5	1 3	1 4				
矢 島	4 8	4 5	3 4		1				
岩城	4 7	2 5	1 2	7	2				
由利	4 7	2 5	3 5		1				
大 内	4 8	2 5	3 9	1	3				
東由利	5 0	1 5	8		1				
西目	1 2	1 0	8	1	1				
鳥 海	5 7	3 0	3 5	2	2				
計	4 3 9	3 3 0	2 2 6	2 4	2 5				

### 6 交通規制に関する資料

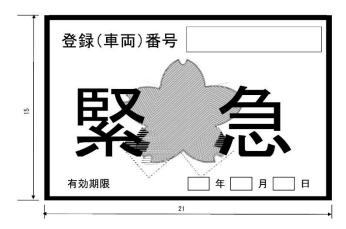
(1) 通行の禁止又は制限についての標示(国民保護法第42条第2項・第155条第1項関係)



備考 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、 斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。

- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルと する。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の 必要がある場合にあっては、図示の寸法の 2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の 1まで縮小することができる。

◎ 災害対策基本法施行規則別記様式第3 (第6条関係)



#### 【備考】

- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期間」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

(2) 災害時の緊急通行車両の確認事務処理(秋田県)

災害対策基本法第76条及び同法施行令第33条に基づいて、知事が行う緊急通行車両の確認事務手続は次によって行うものとする。

#### ① 緊急通行車両の意義

緊急通行車両とは、当該車両の使用者の申出により知事又は公安委員会が、災害対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するため必要であると認めて確認した車両である。

② 確認対象車両

災害応急対策のため、災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両として確認する 車両は、次の各号のいずれかに該当する業務に従事する車両である。

- (ア) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関するもの。
- (イ) 消防・水防その他応急措置に関するもの。
- (ウ) 被災者の救護、救助その他の保護に関するもの。
- (エ) 被害を受けた児童及び生徒の応急教育に関するもの。
- (オ) 施設及び設備の応急復旧に関するもの。
- (カ) 清掃、防疫その他保健衛生に関するもの。
- (キ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの。
- (1) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止又は拡大防止のための措置に関するもの。
- ③ 緊急通行車両の確認

緊急通行の確認は、県知事及び公安委員会が行うことになっているが、県における確認は次のと おりである。

(ア) 県有の車両及び借り上げ車両の確認は、総合防災課が行う。

上記車両のうち、災害応急対策に使用することがあらかじめ決定しているものについては、用 者の申出により、事前に確認することができる。

- (イ) 上記(1)以外の緊急通行車両の確認は、車両の使用者の申出により、警察本部及び各警察署が 行う。
- ④ 確認事務処理
  - (7) 申請受理

緊急通行車両確認の申出は、別紙様式1「緊急通行車両確認申請書」により受理するが、その場で申請内容を慎重に審査して確認し、別紙様式4「緊急通行車両確認申請受理簿」に記載し、その処理経過を明らかにすること。

(イ) 確認証明書及び標章の交付

緊急通行車両の確認を行ったときは当該車両の使用者に対し、別紙様式 2「緊急通行車両確認 証明書」及び別紙様式 3「緊急通行車両の標章」を交付すること。

(ウ) 報告

確認証明書及び標章を交付したときは、その都度緊急通行車両確認申請受理簿の様式により 知事(総合防災課)に報告すること。

⑤ 留意すべき事項

確認証明書、標章等関係書類は担当者を定めて管理保管し、いつでも申請を受理できるようにしておくこと。

また、保管には十分留意し紛失などのないようにすること。

#### 別紙様式 第1

4711 4 1144	- /11					<del>-</del>			
災	害					災 害			
地震防	i災応急対策用					第   号			
原子力	災害					地震防災応急対策用			
国民保	:護措置用					原子力災害			
						国民保護措置用			
緊急通行車両等事前届出書									
			年	月	п	緊急通行車両等事前届出済証			
tlam I⊟	八 中 壬 旦 人 一 則	п	平	月	日				
秋田界	公安委員会 展	ž.				左記のとおり事前届出を受けたことを証する			
	П.	1. de 1. de							
	<b>庙</b> [	出者住所				年 月 日			
		(電話)							
		氏名			Ø	秋田県 公安委員会 🗓			
番号欄	に表示					(注)1 災害災害対策基本法、大規模地震対策特別措置			
されて	いる番号					法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等			
車両の	用途(緊急輸					における国民の保護のための措置に関する法律に			
送を行	う車両にあっ					基づく交通規制が行われたときには、この届出済証			
	輸送人員又は					を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出			
品名)	111110000000000000000000000000000000000					して所要の手続を受けてください。			
						2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失			
使	住所	(	)	局	番	し、滅失し、汚損し、破損した場合には、警察署を			
用		(		/HJ		経由して公安委員会に届け出て再交付を受けてく			
者	氏名					ださい。			
	出発地					3 次に該当するときは、本届出済証を返還			
(24)	- a <del></del>	1 = 1 1 0 = 1 1 1 C =	4) - W=	<del>* +</del>	. /→ III	してください。			
(注)	この事前届出		,			(1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。			
して行う業務の内容を疎明する書類及び当該車両 の自動車検査証の写しを添付の上、車両の使用の本					(2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。				
						(3) その他、緊急通行車両等としての必要性			
	拠の位置を管轄	<b>善する警察署</b>	に提出して	くださ	Λ,°	がなくなったとき。			

- 備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
  - 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

#### 別紙様式 第2

3/12/12/27	N1 D						
第	<del>5</del>					年 月	日
		緊急通行車両等確認証明書					
					秋田県	公安委員会	Ø
番号欄に	表示されている番号						
	金(緊急輸送を行う車両にあっ 送人員又は品名)						
使用者	住所			(	)	局	番
	氏名						
	通行日時						
通行経路		出発地			目的	地	
	備考		1				

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列5番とする。

#### 別紙様式 第3

災害							災	害							
応急対策用							第		号						
原子力災害							応急	対策	用						
国民保護措置	Ħ						原子	力災	害						
							国民	保護	措置用						
	規制	削除外車両事	前届出書	<b></b>											
				<b>F</b>	п				規	制除外	車両事前	届出	済証		
71 - 12 N - 1-7-1	7.0	Пп.		年	月	日	<i>t</i> . ⇒⇒	_ ,	1 - 10 <del> 1</del> 1	·		, ,	1		
秋田県公安委員	会会	殿					左記	のと	おり事匪	可届出を	受けたこ	とる	と証する		
														_	
	Ji	届出者住所 (1.1.1)											年	月	目
		(電話)													
		氏名				1							公安委員		卽
番号欄に表示							(注)	1	災害災害	<b>F</b> 対策基	本法、原	子力	災害対策	特別指	昔置法
されている番号	<del>-</del>							又	は武力を	女擊事態	ま等におり	ける[	国民の保	:護のた	こめの
車両の用途(	緊急						措置に関する法律に基づく交通規制が行われたと								
輸送を行う車	両に						きには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、								
あっては、輸	送人						交通検問所等に提出して所要の手続を受けてくだ					こくだ			
員又は品名)								さ	い。						
使								2	届出内	容に変	更が生じ	又心	は本届出	済証を	亡失
用住所		(	)		局	番		l	、滅失し	ノ、汚損	し、破損	した	場合には	は、警察	畧署を
者 氏名								経	は由して!	公安委員	員会に届け	ナ出	て再交付	を受け	けてく
出発地								た	ごさい。						
								3	次に該当	すると	:きは、本	届出	出済証を注	反還し	
(注) この事	前届	出書は2部位	作成して	、当該	核車両	を使用		て	ください	١,					
して行	う業務	5の内容を疎	朝する書	<b></b>	び当	該車両		(1)	規制除夕	ト車両に	該当しな	< 1	よったと	き。	
の自動車検査証の写しを添付の上、車両の本拠の位						拠の位	(2) 規制除外車両が廃車となったとき。								
置を管轄	害する	警察署に提	出してく	ださ	い。			(3)	その他、	規制隊	外車両と	して	ての必要に	生がな	
			•	_	•			2	たったし	. +					

- 備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
  - 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

# 別紙様式 第4

# 緊急通行車両等事前届出受理簿(届出済証交付簿)

受付(交付)	番号標に標示されて	使 用 者	六 <i>什</i> 年 日 日	備考
番    号	いる番号	氏 名	交付年月日	/佣 / 与

(3) 災害時の緊急通行車両の確認事務処理(秋田県公安委員会)

大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等に おける国民の保護のための措置に関する法律に基づいて、秋田県公安委員会が行う緊急通行車両 等の確認は次の事務手続により行うものとする。

- ① 緊急通行車両とは、災害応急対策に従事する者又は必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための車両で、当該車両の使用者の申出により、公安委員会が必要と認めた車両をいう。
- ② 確認対象車両 (緊急通行車両及び規制除外車両)
  - ア 災害対策基本法の規程に基づく車両 (緊急通行車両)
    - (ア) 警報の発令及び伝達ならびに避難の勧告又は指示に従事するもの。
    - (イ) 消防、水防その他の応急措置に従事するもの。
    - (ウ) 被災者の救難、救助その他保護に従事するもの。
    - (エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に従事するもの。
    - (オ) 施設及び応急の復旧に従事するもの。
    - (カ) 清掃、防疫その他保健衛生に従事するもの。
    - (キ) 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に従事するもの。
    - (ク) 緊急輸送の確保に従事するもの。
    - (ケ) その他災害発生の防禦又は拡大防止のための措置に従事するもの。
  - イ 災害対策基本法の規定に基づく交通規制から除外する車両(規制除外車両)
    - (ア) 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
    - (4) 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
    - (ウ) 患者等搬送用車両(特別な構造又は装置があるものに限る。)
    - (エ) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両
    - (オ) その他災害応急対策に従事する車両
  - ウ 大規模地震対策特別措置法の規程に基づく車両
    - (ア) 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に従事するもの。
    - (4) 消防、水防その他の応急措置に従事するもの。
    - (ウ) 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に従事するもの。
    - (エ) 施設及び設備の整備及び点検に従事するもの。
    - (オ) 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に従事するもの。
    - (カ) 緊急輸送の確保に従事するもの。
    - (キ) 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫、その他の 保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に従事するもの。
    - (ク) その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に従事するもの。
  - エ 原子力災害対策特別措置法に基づく車両
    - (ア) 原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の伝達及び避難の勧告又は指示に従事 するもの。
    - (4) 放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集に従事するもの。
    - (ウ) 被災者の救難、救助その他保護に従事するもの。

- (エ) 施設及び設備の整備及び点検並びに応急に復旧に従事するもの。
- (オ) 犯罪の予防、交通の規制その他当該原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に従事するもの。
- (カ) 緊急輸送の確保に従事するもの。
- (キ) 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に従事するもの。
- (ク) その他原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)の拡大の防止を図るための措置に 従事するもの。
- オ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規程に基づく車両
  - (ア) 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、消防等に従事するもの。
  - (イ) 施設及び設備の応急の復旧に従事するもの。
  - (ウ) 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に従事するもの。
  - (エ) 輸送及び通信に従事するもの。
  - (オ) 国民の生活の安定に従事するもの。
  - (カ) 被害の復旧に従事するもの。
- ③ 緊急通行車両の確認

緊急通行車両の確認は、公安委員会が行うこととなっているが、車両の使用者の申出により、各 警察署長が専決事務として行う。また、緊急通行車両の証明書及び標章の交付は、警察本部及び交 通検問所においても行うことができる。

#### ④ 確認事務処理

#### ア 事務担当

緊急通行車両確認の事務処理は、各警察署において行う。

- イ 事前届出車両の確認
  - (ア) 公安委員会は、届出済証の交付を受けている車両の使用者から確認を求める旨の申し出が あった場合は、事前届出を行っていない者からの申し出に優先して確認を行うものとする。
  - (イ) 公安委員会は確認に当たっては、当該車両の使用者に既に交付されている届出済証を提出 させるとともに、確認証明書に必要事項を記載させることにより手続きを行うものとする。
  - (ウ) 届出済証による確認は、警察本部、警察署及び交通検問所において行うことができるものとする。
- ウ 事前届出車両以外の緊急通行車両等に対する確認
  - (ア) 別記様式6 の緊急通行車両等届出書に必要事項を記載の上、緊急通行車両等であることを 疎明する書面及び当該車両の自動車検査証の写しとともに、出発地を管轄する警察署長に提 出させる。
  - (4) 公安委員会は、当該車両が災害応急対策等を実施するための緊急通行車両等に該当するか 否かについて、届出書及び添付書類を審査する。
- エ 確認証明書及び標章の交付

審査結果により緊急通行車両等に該当すると認められた場合は、確認標章と確認証明書に必要事項を記入の上、申請者に交付する。

#### 別紙様式 第5

第  号	•				年月	日
					1 /1	
		規制除外車両等確認証明書				
				秋田県	公安委員会	Ø
来早場	 欄に表示			水山坑	五女女貝云	E)
	いる番号					
	(緊急輸送					
を行う車	両にあって					
は、輸送人	員又は品名)					
使用者	住所		(	)	局	番
IX/II <sup>1</sup> II	 氏名				773	
通行日時						
<b>运</b> 行奴 牧		出発地		目的	]地	
通行経路			·	·	·	
婧	<b>着考</b>					

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 5 番とする。

#### 別紙様式 第6

災 害 地震災害応 原子力災害 国民保護措	•									
		ļ	緊急通行車	両等届出書						
秋田県公安	委員会 殿							年	月	日
						届出者 ( :名	住所 電話)			
番号欄に表	示									
されている	番号	<u> </u>								
車両の用途	会 (緊急輸送	l								
を行う車	両にあって	l								
は、輸送人	員又は品名)									
使用者	住所	<u> </u>				(	)		局	番
	氏名	<u> </u>								
通行	<b></b>	L								
出	発地									
(注) こ	の届出書は1	部作成して、当	6該車両を使	用して行う	業務の内	容を	疎明する	る書類	及び当	該車

- 備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
  - 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

両の自動車検査証の写しを添付の上、出発地を管轄する警察署に提出してください。

#### 7 赤十字標章等の特殊標章等に関する資料

(1) 赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン

平成17年8月2日 赤十字標章等、特殊標章等に係る事務の 運用に関する関係省庁連絡会議申合せ

#### 1 目的

このガイドラインは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年 法律第112号。以下「国民保護法」という。)第157条及び第158条に規定する事務を円滑に実施するため、武力攻撃事態等における赤十字標章等(国民保護法第157条第1項の特殊信号及び身分証明書並びに同条第2項の赤十字標章等をいう。以下同じ。)及び特殊標章等(国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。)の交付又は使用の許可(以下「交付等」という。)に関する基準、手続等を定めることを目的とする。

#### 2 赤十字標章等の交付等に関する基準、手続等

- (1) 交付等の対象者
  - ・許可権者(指定行政機関の長及び都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市にあっては、指定都市の長。2(1)(②(ウ)を除く。)において同じ。)をいう。以下2において同じ。)は、次に定める区分に従い、赤十字標章等の交付等を行うものとする。
- ① 指定行政機関の長が交付等を行う対象者
  - (ア) 避難住民等の救援の支援を行う当該指定行政機関の長が所管する医療機関
  - (イ) 避難住民等の救援の支援を行う当該指定行政機関の職員(その管轄する指定地方行政機関の職員を含む。)である医療関係者(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号)第18条の医療関係者をいう。以下2において同じ。)
  - (ウ) (ア)及び(イ)に定める対象者以外の当該指定行政機関の長が所管する医療機関である 指定公共機関
  - (エ) (ア)から(ウ)までに定める対象者の委託により医療に係る業務(捜索、収容、輸送等) を行う者
- ② 都道府県知事が交付等を行う対象者
  - (ア) 当該都道府県知事から国民保護法第85条第1項の医療の実施の要請、同条第2項の医療の実施の指示等を受けて、当該都道府県知事の管理の下に避難住民等の救援を行う医療機関及び医療関係者
  - (イ) 当該都道府県知事から国民保護法第80条第1項の救援に必要な援助についての協力の 要請等を受けて、当該都道府県知事の管理の下で行われる避難住民等の救援に必要な援助 について協力をする医療機関及び医療関係者

- (ウ) (ア)及び(イ)に定める対象者以外の当該都道府県知事が指定した医療機関である指定 地方公共機関
- (エ) ① (ア) から(ウ) まで及び② (ア) から(ウ) までに定める対象者以外の当該都道府県 (地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあっては、指定都市。(2)(ア)におい て同じ。)において医療を行う医療機関及び医療関係者
- (オ) (ア)から(エ)までに定める対象者の委託により医療に係る業務(捜索、収容、輸送等) を行う者

#### (2) 交付等の手続、方法等

- ・赤十字標章等の交付等は、次に定める区分に従い行うものとする。
- (ア) 指定行政機関又は都道府県の職員並びにこれらの者が行う医療のために使用される場所 及び車両、船舶、航空機等(以下「場所等」という。)を識別させるための赤十字標章等に ついては、許可権者が作成して交付するものとする。
- (イ) 対象者の委託により医療に係る業務(捜索、収容、輸送等)を行う者(以下(イ)において「受託者」という。)及び受託者が行う医療に係る業務を行う場所等を識別させるための赤十字標章等については、原則として当該対象者が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請(申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。)を行い、使用の許可を受けるものとする。
- (ウ) (ア)及び(イ)に定める対象者以外の対象者並びに当該対象者が行う医療のために使用される場所等を識別させるための赤十字標章等については、当該対象者が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請(申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。)を行い、使用の許可を受けるものとする。
  - ・許可権者は、人命の救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと 認めるときは、当該申請を待たずに白地に赤十字の標章のみを交付することができる。
- ・許可権者は、武力攻撃事態等において交付等を行う方法と平時において交付等をしておく方 法とのいずれを採用するか、対象者の種別、対象者が行うことが想定される医療の内容等に応 じて定めるものとする。ただし、赤十字標章等の濫用を防止する必要があることを踏まえ、武 力攻撃事態等において医療等を行う蓋然性が少ないと考えられる者に対しては、平時におい ては赤十字標章等の交付等を行わないものとする。
- ・許可権者は、申請書の保管、赤十字標章等の交付等をした者に関する台帳(当該台帳の様式の 例は、別紙の様式2のとおりとする。)の作成など交付等した赤十字標章等の管理を行うもの とする。
- ・赤十字標章等の交付等を受けた者は、赤十字標章等を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、赤十字標章等の再交付又は再許可を受けることができるものとする。この場合において、汚損又は破損した赤十字標章等を返納しなければならない。

#### (3) 赤十字標章等の様式等

- ① 赤十字等の標章
  - ・我が国関係者については、すべて白地に赤十字の標章を使用するものとする。なお、白地に赤 新月又は赤のライオン及び太陽の標章については、外国から派遣された医療関係者等による

使用を想定している。

- ・白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽の標章(以下(3)及び(7)において「赤十字等の標章」という。)は、状況に応じて適当な大きさとする。なお、赤十字、赤新月並びに赤のライオン及び太陽の形状のひな形は図1のとおりである。
- ・赤十字等の標章の赤色の部分の色は、金赤 (CMYK値: C-0,M-100,Y-100,K-0、RGB値: #FF0000) を目安とする。ただし、他の赤色を用いることを妨げるものではない。

#### 「図1]



- ・場所等を識別させるための赤十字等の標章は、できる限り様々な方向から及び遠方から(特に空から)識別されることができるよう、可能な限り、平面若しくは旗に又は地形に応じた他の適当な方法によって表示するものとする。
- ・場所等を識別させるための赤十字等の標章は、夜間又は可視度が減少したときは、点灯し又は 照明することができるものとすることが望ましい。
- ・赤十字等の標章の赤色の部分は、特に赤外線機器による識別を容易にするため、黒色の下塗り の上に塗ることができるものとする。
- ・対象者を識別させるために赤十字等の標章を使用する際は、できる限り赤十字等の標章を帽子及び衣服に付けるものとする。

#### ② 特殊信号

- ・対象者が使用することができる特殊信号は、発光信号、無線信号及び電子的な識別とする。
- ・特殊信号の規格等については、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)(以下「第一追加議定書」という。)附属書 I第3章の規定によるものとする。

#### ③ 身分証明書

- ・常時の医療関係者等の身分証明書は、第一追加議定書附属書 I 第2条の規定も踏まえ、次の要件を満たす同一の形式のものとし、その様式は別紙の様式3のとおりとする。
- (ア) 赤十字等の標章を付し、かつ、ポケットに入る大きさのものであること。
- (イ) できる限り耐久性のあるものであること。
- (ウ) 日本語及び英語で書かれていること。
- (エ) 氏名及び生年月日が記載されていること。
- (オ) 所持者がいかなる資格において1949年8月12日のジュネーヴ諸条約(以下単に「ジュネーヴ諸条約」という。)及び第一追加議定書の保護を受ける権利を有するかが記載されていること。なお、所持者の資格については、○○省の職員、救援を行う△△(医

療機関)の職員又は医療関係者、指定地方公共機関である××の職員等と記載することとする。

- (カ) 所持者の写真及び署名が付されていること。なお、写真の標準的な大きさは縦4センチメートル、横3センチメートルとするが、所持者の識別が可能であれば、これと異なる大きさの写真でも差し支えない。
- (キ) 許可権者の印章(公印)が押され、及び当該許可権者の署名が付されていること。(いずれも印刷されたもので差し支えない。)
- (ク) 身分証明書の交付等の年月日及び有効期間の満了日が記載されていること。なお、有効期間については、武力攻撃事態等において交付等する場合にあっては対象者が行う医療等の実施が必要と認められる期間等を勘案し、平時において交付等する場合にあっては対象者である職員の在職予定期間等を勘案して、許可権者が決定することとする。
- (ケ) 所持者の血液型が判明している場合には、身分証明書の裏面に所持者の血液型 (ABO 式及びRh式) が記載されていること。
- ・臨時の医療関係者等の身分証明書については、原則として、常時の医療関係者等の身分証明書と同様のものとする。ただし、常時の医療関係者等の身分証明書と同様の身分証明書の交付等を受けることができない場合には、これらの者が臨時の医療関係者等として医療等を行っていることを証明し並びに医療等を行っている期間及び赤十字等の標章を使用する権利を可能な限り記載する証明書であって、許可権者が署名するものを交付等するものとする。この証明書には、所持者の氏名、生年月日及び当該医療関係者等が行う医療等の内容を記載するとともに、所持者の署名を付するものとする。
- ・常時の医療関係者等及び臨時の医療関係者等の区別については、当該医療関係者等が行う医療等の内容、その期間等を勘案し、許可権者が決定することとする。

#### (4) 赤十字標章等の使用に当たっての留意事項

- ・何人も、武力攻撃事態等において、赤十字標章等をみだりに使用してはならないとされている ことを踏まえ、以下のとおり取り扱うものとする。
- (ア) 赤十字標章等の交付等を受けた者は、当該赤十字標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。
- (イ) 赤十字標章等の交付等を受けた者は、医療を行っていない場合には、赤十字標章等を使用してはならない。
- (ウ) 赤十字標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら医療 のために使用されていなければならない。

#### (5) 訓練及び啓発

- ・許可権者及び対象者は、国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。)について の訓練を実施するに当たって、赤十字標章等を使用するよう努めるものとする。
- ・国 [内閣官房、外務省、厚生労働省、消防庁、文部科学省等] は、地方公共団体等と協力しつ つ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における赤十字標章等の 使用の意義等について教育や学習の場などの様々な機会を通じて国民に対する啓発に努める ものとする。

#### (6) 体制の整備等

- ・許可権者は、本ガイドラインに基づき、必要に応じて具体的な運用に関する要綱を作成するものとする。なお、許可権者は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書並びに国民保護法の規定を踏まえ、それぞれの機関の実情に応じた取扱いを当該要綱で定めることができる。
- ・許可権者又は対象者は、武力攻撃事態等における赤十字標章等の必要量を勘案した上で、武力 攻撃事態等において赤十字標章等を速やかに交付等し、又は使用できるようあらかじめ必要 な準備を行うよう努めるものとする。
- ・国及び地方公共団体は、必要に応じて、職員の服制に関する規定の見直し等を行うものとする。
- ・国 [内閣官房、外務省、厚生労働省、消防庁] は、許可権者の間で運用の統一が図られるよう 必要な措置を講ずるものとする。

#### (7) 平時における赤十字等の標章の使用等

- ・平時においては、(5) に定める場合を除いて、赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する 法律 (昭和22年法律第159号。(7) において「赤十字標章法という。)の規定に基づき、 日本赤十字社及び日本赤十字社の許可を受けた者に限って赤十字等の標章を使用することが できるものとする。
- ・武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号)第9条第1項の対処基本方針が定められる前に日本赤十字社から赤十字等の標章の使用の許可を受けた者は、武力攻撃事態等においても、赤十字標章法第3条に規定する傷者又は病者の無料看護を引き続き行う場合に限り、改めて国民保護法に基づく交付等を受けることなく赤十字等の標章を使用することができるものとする。

#### 3 特殊標章等の交付等に関する基準、手続等

- (1) 交付等の対象者
  - ・許可権者(国民保護法第158条第2項の指定行政機関長等をいう。以下3において同じ。)は、次に定める区分に従い、特殊標章等の交付等を行うものとする。なお、「国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者」とは、国民保護法第70条第1項、第80条第1項、第115条第1項及び第123条第1項に基づいて、許可権者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者等を指すものである。
- ① 指定行政機関の長が交付等を行う対象者
  - (ア) 当該指定行政機関の職員(その管轄する指定地方行政機関の職員を含む。)で国民保護 措置に係る職務を行うもの
  - (イ) 当該指定行政機関の長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
  - (ウ) 当該指定行政機関の長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
  - (エ) 当該指定行政機関の長が所管する指定公共機関
- ② 都道府県知事が交付等を行う対象者
  - (ア) 当該都道府県の職員(③(ア)及び⑤(ア)に定める職員を除く。)で国民保護措置に

#### 係る職務を行うもの

- (イ) 当該都道府県知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 当該都道府県知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- (エ) 当該都道府県知事が指定した指定地方公共機関
- ③ 警視総監又は道府県警察本部長が交付等を行う対象者
  - (ア) 当該都道府県警察の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
  - (イ) 当該警視総監又は道府県警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
  - (ウ) 当該警視総監又は道府県警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- ④ 市町村長が交付等を行う対象者
  - (ア) 当該市町村の職員(当該市町村の消防団長及び消防団員を含み、⑤(ア)及び⑥(ア) に定める職員を除く。)で国民保護措置に係る職務を行うもの
  - (イ) 当該市町村長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
  - (ウ) 当該市町村長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- ⑤ 消防長が交付等を行う対象者
  - (ア) 当該消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
  - (イ) 当該消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
  - (ウ) 当該消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- ⑥ 水防管理者が交付等を行う対象者
  - (ア) 当該水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの
  - (イ) 当該水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
  - (ウ) 当該水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

# (2) 交付等の手続、方法等

- 特殊標章等の交付等は、次に定める区分に従い行うものとする。
  - (ア) 許可権者の所轄の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの及び当該国民保護措置に 係る当該職員が行う職務のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等につ いては、許可権者が作成して交付するものとする。
- (イ) 許可権者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者又は許可権者が実施する国民 保護措置の実施に必要な援助について協力をする者及び当該国民措置に係るこれらの者 が行う業務又は協力のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等について は、原則として当該対象者が許可権者に対して交付の申請(申請書の様式の例は、別紙の 様式1のとおりとする。)を行い、許可権者が作成して交付するものとする。
- (ウ) 指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する国民保護措置に係る業務を行う者 (当該指定公共機関又は指定地方公共機関の委託により国民保護措置に係る業務を行う 者を含む。)又は当該指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する国民保護措置の 実施に必要な援助について協力をする者及び当該国民保護措置に係るこれらの者が行う 業務又は協力のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、指

定公共機関又は指定地方公共機関が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請 (申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。)を行い、使用の許可を受けるも のとする。

- ・許可権者は、人命の救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認 めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができる。
- ・許可権者は、武力攻撃事態等において交付等を行う方法と平時において交付等をしておく方法 とのいずれを採用するか、対象者の種別、対象者が行うことが想定される国民保護措置に係る職 務、業務又は協力の内容等に応じて定めるものとする。ただし、特殊標章等の濫用を防止する必 要があることを踏まえ、武力攻撃事態等において国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行う 蓋然性が少ないと考えられる者に対しては、平時においては特殊標章等の交付等を行わないも のとする。
- ・許可権者は、申請書の保管、特殊標章等の交付等をした者に関する台帳(当該台帳の様式の例は、 別紙の様式2のとおりとする。)の作成など交付等した特殊標章等の管理を行うものとする。
- ・特殊標章等の交付等を受けた者は、特殊標章等を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しく は破損した場合には、特殊標章等の再交付又は再許可を受けることができるものとする。この場 合において、汚損又は破損した特殊標章等を返納しなければならない。

#### (3) 特殊標章等の様式等

#### ① 特殊標章

- ・特殊標章は、オレンジ色地に青色の正三角形とし、原則として次の条件を満たすものとする。なお、そのひな形は図2のとおりである。
- (ア) 青色の三角形を旗、腕章又は制服に付する場合には、その三角形の下地の部分は、オレン ジ色とすること。
- (イ) 三角形の一の角が垂直に上を向いていること。
- (ウ) 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。
- ・特殊標章の大きさは、状況に応じて適当な大きさとする。
- ・特殊標章の色については、オレンジ色地の部分はオレンジ色(CMYK値: C-0,M-36,Y-100,K-0、RGB値:#FFA500)を、青色の正三角形の部分については青色(CMYK値: C-100,M-100,Y-0,K-0、RGB値:#0000FF)を目安とする。ただし、他のオレンジ色及び青色を用いることを妨げるものではない。

#### [図2]



- ・場所等を識別させるための特殊標章は、できる限り様々な方向から及び遠方から識別されることができるよう、可能な限り、平面又は旗に表示するものとする。
- ・場所等を識別させるための特殊標章は、夜間又は可視度が減少したときは、点灯し又は照明する

ことができるものとすることが望ましい。

・対象者を識別させるために特殊標章を使用する際は、できる限り特殊標章を帽子及び衣服に付けるものとする。

#### ② 身分証明書

- ・身分証明書は、第一追加議定書附属書 I 第15条の規定も踏まえ、次の要件を満たす同一の形式のものとし、その様式は別紙の様式4のとおりとする。
- (ア) 特殊標章を付し、かつ、ポケットに入る大きさのものであること。
- (イ) できる限り耐久性のあるものであること。
- (ウ) 日本語及び英語で書かれていること。
- (エ) 氏名及び生年月日が記載されていること。
- (オ) 所持者がいかなる資格においてジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の保護を受ける権利を有するかが記載されていること。なお、所持者の資格については、○○省の職員、△△県の職員、指定地方公共機関である××の職員等と記載することとする。
- (カ) 所持者の写真及び署名が付されていること。なお、写真の標準的な大きさは縦4センチメートル、横3センチメートルとするが、所持者の識別が可能であれば、これと異なる大きさの写真でも差し支えない。
- (キ) 許可権者の印章(公印)が押され、及び当該許可権者の署名が付されていること。(いずれも印刷されたもので差し支えない。)
- (ク) 身分証明書の交付等の年月日及び有効期間の満了日が記載されていること。なお、有効期間については、武力攻撃事態等において交付等する場合にあっては対象者が行う国民保護措置に係る職務、業務又は協力の実施が必要と認められる期間等を勘案し、平時において交付等する場合にあっては対象者である職員の国民保護措置を担当する部局における在職予定期間等を勘案して、許可権者が決定することとする。
- (ケ) 所持者の血液型が判明している場合には、身分証明書の裏面に所持者の血液型 (ABO式 及びRh式) が記載されていること。

#### (4) 特殊標章等の使用に当たっての留意事項

- ・何人も、武力攻撃事態等において、特殊標章等をみだりに使用してはならないとされていることを踏まえ、以下のとおり取り扱うものとする。
- (ア) 特殊標章等の交付等を受けた者は、当該特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。
- (イ) 特殊標章等の交付等を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っていない場合には、特殊標章等を使用してはならない。
- (ウ) 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護 措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

#### (5) 訓練及び啓発

- ・許可権者及び対象者は、国民保護措置についての訓練を実施するに当たって、特殊標章等を使 用するよう努めるものとする。
- ・国〔内閣官房、外務省、消防庁、文部科学省等〕は、地方公共団体等と協力しつつ、ジュネー

ヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における特殊標章等の使用の意義等に ついて教育や学習の場などの様々な機会を通じて国民に対する啓発に努めるものとする。

#### (6) 体制の整備等

- ・許可権者は、本ガイドラインに基づき、必要に応じて具体的な運用に関する要綱を作成するものとする。なお、許可権者は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書並びに国民保護法の規定を踏まえ、それぞれの機関の実情に応じた取扱いを当該要綱で定めることができる。
- ・許可権者又は対象者は、武力攻撃事態等における特殊標章等の必要量を勘案した上で、武力攻撃 事態等において特殊標章等を速やかに交付等し、又は使用できるようあらかじめ必要な準備を 行うよう努めるものとする。
- ・国及び地方公共団体は、必要に応じて、職員の服制に関する規定の見直し等を行うものとする。
- ・国 [内閣官房、外務省、消防庁] は、許可権者の間で運用の統一が図られるよう必要な措置を講 ずるものとする。

#### (7) 平時における特殊標章の使用

・平時におけるいたずらな使用が武力攻撃事態等における混乱をもたらすおそれがあることにか んがみ、平時における特殊標章の使用については、(5)に定める場合を除いて使用しないことと する。

[様式 1]						(5	引紙)
[徐凡 ]	赤十字 特 殊	標章等に係る	交 付 使用許可	申請書		\ <i>7.</i>	19 <b>7</b> 44.7
				平成	年	月	目
(許可権者) 様							
私は、国民保護法領の交付又は使用許可を			Èに基づき、赤−	十字標章等	<b>デ</b> 又は特別	+標章等	至
氏名:(漢字)				生年月	日(西暦)	)	
					年	月	日
					写 縦4×t	横 3 cm	
					使用許可の場		
	(身分証明書 cm	の交付又は使用許 眼の色: 血液型:	可の場合のみ記:		)		
標章を用する衣服、 (標章又は特殊信号)				- る標章の数 			
L							
		交付等					
有効期間の満了日	:						

返 納 日:\_\_\_\_\_

[様式2]

# 赤十字標章等/特殊標章等の交付/使用許可をした者に関する台帳

証明書番号	氏名(漢字)	氏名(ローマ字)	生年月日	資 格	交付等 の年月日	有効期間 の満了日	身長	眼の色	頭髪の色	血液型	その他の特徴等	標章の使用	返納日	備考
(記載例) 1	国民 保護	Hogo Kokumin	1975/6/18	〇〇県の職員	2005/6/18	2007/6/18	173	茶	黒	O(Rh+)		帽子、衣服用×1	2007/6/18	所属:国民保護課
2														
3														

# [様式3]

表面

(この証明書を交付等					
する許可権者の名を記					
載するための余白)					
身分証明書					
IDENTITY CARD					
常時の					
自衛隊の衛生要員等以外の 医療関係者用					
臨時の PERMANENT					
for civilian medical personnel					
TEMPORARY					
氏名/Name					
#/T					
生年月日/Date of birth					
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8 月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する 追加議定書(議定書 I)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 A ugust 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as					
交付等の年月日/Date of issue証明書番号/No. of card					
許可権者の署名/Signature of issuing authority					
有効期間の満了日/Date of expiry					

裏面								
身長/Height	眼の色/Ey	es	頭髪の色/Hair					
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:								
血液型/Blood type	血液型/Blood type							
		斉の写真 OF HOLDER						
印章/Stamp		正技者の関	名/Signature of holder					
т-р-очитр		別が有の有	A/Signature of noider					

# (日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

# [様式4]

表面



(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)



身分証明書 IDENTITY CARD

国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel

氏名/Name
生年月日/Date of birth
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8 月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する 追加議定書(議定書I)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 A ugust 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as
交付等の年月日/Date of issue 証明書番号/No. of card 許可権者の署名/Signature of issuing authority

有効期間の満了日/Date of expiry\_\_\_\_\_

-	_
黒	ГÉП
<b>₹</b>	щ

身長/Height	眼の色/Ey	es	頭髪の色/Hair					
その他の特徴又は情報	その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:							
血液型/Blood type								
		****						
		者の写真 OF HOLDER						
印章/Stamp		所持者の署	名/Signature of holder					
. *** 1 0 5 5		1 2 11						

(日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

# 第2章 避難・退避に関する資料

# 1 輸送網に関する資料

# (1) 高速道路

路線名	起点~終点	延長 (km)
近77水·石	市内 I C名	是文 (KIII)
口大海市北白新市省	象潟IC~河辺JCT	64 5
日本海東北自動車道	岩城IC・松ヶ崎亀田IC・大内JCT・本荘IC	64. 5

#### (2) 国道

亚口	#2 #2	<b>₩</b>	延長	自動車交通
番号	起点	終点	(km)	不能区間(km)
7	西目町出戸字猿田	岩城勝手字雪川	34. 4	0
1	(にかほ市境)	(秋田市境)	34. 4	0
105	井戸尻23番11 [国道7号交点]	羽広 (大仙市境)	34. 6	0
107	東由利舘合字境	一番堰159番1地先 [国道105号交点]	33. 5	0
107	(横手市境)	一番堰199番1地尤[国道100万父总]	აა. ა	U
108	鳥海町上笹子字峠ノ沢	一番堰146番1 [国道105号交点]	52.8	0
100	(湯沢市境)	雷松140亩1[国边100万文点]	52.8	
341	岩城滝俣	神沢字浜辺3番4 [国道7号交点]	26.8	0
341	(秋田市境)	所从于依应0番4【图度175文点】	20.0	O
398	東由利舘合字松沢	東由利館合字壇の下10番3	36.8	0
390	(羽後町境)	[国道107号交点]	50.6	U

# (3) 主要地方道

番号	路線名	起点	終点	延長	自動車交通
留 万		<b>心</b> 尽	於尽	(km)	不能区間(km)
9	私口批和大批组	中俣字道ノ下	徳沢字大川原野203番5	96 F	0
9	秋田雄和本荘線	(秋田市境)	[国道105号交点]	26. 5	0
10	10 本荘西仙北角館線	井戸尻23番11号	中俣字道ノ下	26.8	0
10		[国道7号交点]	(秋田市境)	20.8	0
29	横手大森大内線	羽広字沼ノ沢	新田字壱の台60番	9. 3	0
29	(東子八 <del>林</del> 八円)	(横手市境)	[国道105号交点]	9. 3	U
30	神岡南外東由利線	東由利法内字中ノ沢	東由利蔵字藁沢16番1	9.6	0
30		(横手市境) [国道107号交点]		8.6	U
20	<b>一种</b> 伊 左 自 始 入 始	西沢字南由利原 東由利館合字前谷地8番8		40. 4	0
32	仁賀保矢島館合線	(にかほ市境)	[国道107号交点]	40. 4	U

亚口.	番号  路線名	却占	終点	延長	自動車交通
<b>留</b> 万		起点	於 点	(km)	不能区間(km)
34		東由利黒渕字境田	東由利田代字沖田19番1	9. 4	0
34	羽後向田館合線	(羽後町境)	[仁賀保矢島館合線交点]	9.4	U
43	本荘西目線	荒町字真城137番1地先	西目町字新道下2番309	8. 9	0
43	平 工 四 日 脉	[国道107号交点]	[国道7号交点]	0.9	U
44	雄和岩城線	岩城君ケ野	岩城内道川字川向44番2	9. 4	0
44	《E个I 石 · 双形	(秋田市境)	[国道7号交点]	9.4	U
48	横手東由利線	東由利老方字浮蓋	東由利老方字西の浜9番16号	6. 5	0
40	(	(横手市境)		0.5	O
49	本荘大内線	三条字三条谷地76番	岩野目沢字長瀬野164番3	17. 7	0
49		[国道107号交点]	[横手大森大内線交点]	17.7	
57	十文字羽後鳥海線	鳥海町下笹子字一ノ坪	鳥海町下笹子字一の坪30番12	3, 2	0
57	义于初饭局供脉	(羽後町境)	[国道108号交点]	3. 2	0
58	象潟矢島線	矢島町城内	矢島町元町字新ら町129番3	10. 4	0
96		(にかほ市境)	[国道108号交点]	19. 4	0
69	未进业的	北の股字北の股9番1	岩城亀田大町字肴町3番1地内	27.8	
09	本莊岩城線	[本荘大内線交点]	[国道341号交点]	21.8	0
70	自海左良鉑	上笹子字境台107番4地先	矢島町七日町字七日町73番地2	00.0	
10	鳥海矢島線	[国道108号交点]	[仁賀保矢島館合線交点]	26. 8	0

# (4) 一般県道

	路線名	起点	終点	延長	自動車交通
留力	此台7秒×1/口 	心不	於尽	(km)	不能区間(km)
165	77.28 大井传末担始	<b>###</b> 1丁月207季	鶴沼121番地1地先	1.8	0
100	羽後本荘停車場線	花畑町1丁目307番 	[国道105号交点]		0
171	<b>治郷信事担</b> 绰	亭車場線 前郷字家岸68番15号 [国道108号交点]	1.4	0	
171			1.4	Ŭ	
284	投资性类的	岩野目沢字袖ケ台9番 東由利蔵字横渡134番	東由利蔵字横渡134番	10.0	0
284	楢渕横渡線	[横手大森大内線交点]	[国道107号交点]	12.8	
285	友在工口炉	西目町字西目	西目町沼田字中谷地148番地先	11.7	0
289	冬師西目線	(にかほ市境)	[本荘西目線交点]	11. /	
287	- 古山利原&川須	西沢字南由利原214番	南福田字大門239番	13.0	0
281	南由利原鮎川線	[仁賀保矢島館合線交点]	[国道108号交点]	13.0	0
201	<b>十川岩</b> 体目領	鳥海町下直根字石神27番2	鳥海町伏見字折切21番1地先	4.0	
291	大川端伏見線 [鳥海矢島彩	[鳥海矢島線交点]	[国道108号交点]	4. 2	0
202	西海泊館館	山本字下野69番	舘字中島375番1	8.8	0
293	西滝沢館線	[国道108号交点]	[国道107号交点]		0

番号路線名	路線名 起点 終点	<b>幼</b> 占	延長	自動車交通	
留万		(km)	不能区間(km)		
000	四目町出戸 では、		西目町西目字松の木台23番1	6.0	
296		[冬師西目線交点]	6. 0		
010	医网络氏虫的	矢島町城内字桃野	内字桃野 矢島町城内字谷地沢71番3	0.5	
312	長岡冬師城内線	(にかほ市境)	[仁賀保矢島館合線交点]	2. 5	0

# (5) 市道(1級) (緊急輸送道路及びアクセス路)

路線番号	路線名	起点(地番)	終 点(地番)	延長 (km)	自動車交通 不能区間(km)
10001	由利橋通線	瓦谷地27	石脇字石脇237-3	1.2	0
10013	由利中央線	岩渕下57	大鍬町281-3	1. 7	0
10018	由利飛鳥線	桶屋町508	八幡下47-7	0.7	0
10020	松ヶ崎亀田IC 1号線	松ヶ崎字新大野148-1	松ヶ崎字新大野148-1	0.3	0
10021	松ヶ崎亀田IC 2号線	松ヶ崎字袖ヶ沢50-1	松ヶ崎字新大野151-1	0.3	0
10022	松ヶ崎亀田IC 3号線	松ヶ崎字新大野128-1	松ヶ崎字新大野119-1	0.4	0
10023	松ヶ崎亀田IC 4号線	松ヶ崎字田中102-27	松ヶ崎字袖ヶ沢139-1	0.2	0
11003	本荘駅前広場線	西梵天139-1	西梵天63-5	0.1	0
11036	赤沼下御門線	赤沼下396-4	本田仲町101	1.3	0
11747	田尻環状線	田尻野5-10	田頭93-1	2.5	0
20010	前杉豊町矢越線	矢島町川辺字小坂72-6地先	矢島町荒沢字矢越382地先	3.4	0
20013	停車場線	矢島町 七日町字羽坂13-7地先	矢島町 七日町字曲り渕137-1地先	0.6	0
30001	川尻小二古線	岩城二古字向村32-2	岩城二古字冗ノ下64-1	0.8	0
40003	御伊勢下中島線	前郷字御伊勢下1	前郷字上川原13-1	0.9	0

路線	路 線 名 起 点(地番) 終 点(地番)	延長	自動車交通		
番号	始	上	於	(km)	不能区間(km)
60104	台山線	東由利舘合字前谷地5-2	東由利老方字老方5-4	3.3	0
90101	松ヶ崎亀田線	松ヶ崎字上堀切16	岩城上赤平字川ノ上160	2.8	0

# (6) 市道(2級) (緊急輸送道路及びアクセス路)

路線	路線名	起点(地番)	終点(地番)	延長	自動車交通
番号	路	起	終 点(地番)	(km)	不能区間(km)
10102	砂子下浜ノ町線	砂子下7-3	水林28-7	1.3	0
10103	大町銀座通線	砂子下107-3	美倉町44-2	1.6	0
10104	小園線	中町18	鶴沼30-1	0.5	0
10114	国体環状線	新組町46-1	水林47林班	0.8	0
10116	中学校通線	上大野143-1	薬師堂字境橋58-1	0.5	0
63015	中学校線	東由利老方字楢ノ木台8-3	東由利舘合字代山73	0.9	0

# (7) 市道 (その他) (緊急輸送道路及びアクセス路)

路線	路線名	起点(地番)	終 点(地番)	延長	自動車交通
番号		た	於 尽(地番)	(km)	不能区間(km)
11124	由利橋通支線	瓦谷地12	瓦谷地1	0.1	0
11230	井戸尻線	砂子下62-6	砂子下113-6	0.1	0
20164	矢島中学校通線	矢島町	矢島町	0.9	0
20104	人 苗 中 子 仅 迪 脉	城内字築館164-2地先	本町字大川原38-1地先	0.9	
30078	狐森川尻線	岩城内道川字新鶴潟192-64	岩城二古字川尻189	1.2	0
30153	消防学校線	岩城内道川字扇田81-1	岩城内道川字扇田93-2	0.3	0
30327	内道川川向線	岩城内道川字内道川98-4	岩城内道川字川向44-10	0.2	0

# (8) 鉄道

事業所名	路線名	起点駅	終点駅	営業キロ (km)
東日本旅客鉄道㈱	羽越本線	西目	道川	28.7
由利高原鉄道㈱	鳥海山ろく線	羽後本荘	矢島	23.0

# (9) ヘリコプター臨時離着陸場

4444	hz 4hr	75.4r Hh	施設	規模	広さ
地域	名 称	所在地	大型	中型	幅×長さ(m²)
	野原	船岡字家口台 108	0		(16000)
	市営鶴舞球場	切通地内	0		144×127
本	船岡台ヘリポート	三内財の神地内	0		81×30
荘	本荘ボートプラザアクアパル	北裏地 54-1		0	100×50
	由利組合総合病院ヘリポート	川口字家後 38		0	30×30
	由利本荘市消防本部屋上へリポート	美倉町 27-2		0	22×22
矢	ふれあい広場	矢島町七日町字羽板	0		83×66
島	矢島高等学校「野球場」	矢島町立石字長泥 35			
	旧道川小グラウンド	岩城内道川字鳥森 151		0	110×47
ш	秋田県消防学校グラウンド	岩城内道川字築館	0		80×80
岩	サンスポーツランド岩城	岩城内道川字新鶴潟 3-11	0		110×110
城	岩城中グラウンド	岩城二古字向村 20-1	0		150×110
	岩城多目的グラウンド(天鷺グラウンド)	岩城亀田亀田町 45	0	中型 〇 〇	100×95
	旧鮎川小グラウンド	町村字鳴瀬台 65-1	0		100×129
	由利中グラウンド	前郷字根堀台 39	0		102×200
由	旧前郷小グラウンド	前郷字滝沢館 128	0		100×134
利	由利小グラウンド	前郷字金神 110	0		79×100
	緑地公園グラウンド	黒沢字山本 68	0		120×120
	JA カントリーエレベーター駐車場	森子字鮎瀬 150	0		71×70
	南由利原運動広場	西沢字南由利原 373	0		100×120
	旧上川大内小グラウンド	小栗山字小栗山 76-2	0		100×120
	大内小グラウンド	松本字小及位野 78	0		100×120
	旧下川大内小グラウンド	新沢字猫屋布 45	0		100×80
大	岩谷小グラウンド	岩谷町字十二柳 2		0	100×80
内	大内中グラウンド	中館字堤台 6	0		100×150
	山村広場グラウンド	小栗山字森の腰 53	0		100×120
	は一とぽーと大内ぽぽろっこ広場	岩谷字西越 36	0		100×100
士上が	八塩いこいの森駐車場	東由利田代字深山地内			30×50
東由利	秋田ルビコングラウンド	東由利舘合字上ノ代 1-1	0		100×100

地域	名 称	所在地	施設規模		広さ
地坝	<b>石</b> 柳	別在地	大型	中型	幅×長さ(㎡)
	旧八塩小グラウンド	東由利舘合字舘野 10			40×90
	東由利小グラウンド	東由利法内字宮/前 243		0	70×120
	大琴生涯学習支援センターグラウンド	東由利宿字上ノ台 73		0	80×100
	東由利運動場	東由利老方字台山 23	0		100×100
	東由利中グラウンド	東由利老方字台山 86			50×80
#	東由利中駐車場	東由利老方字台山 85			$30 \times 30$
東由	勤労者野球場	東由利老方字台山4	0		100×100
利	屋内運動広場駐車場	東由利舘合字代山 83			$50 \times 80$
不可	黄桜の里駐車場	東由利老方字畑田 28			$50 \times 50$
	老方コミセン広場	東由利老方字五升畑 13			$50 \times 50$
	蔵農村公園	東由利蔵字蔵 121-1		0	80×80
	笹山グラウンド	東由利田代字亀嶋		0	80×80
	法内運動広場	東由利法内字上苗代沢 21-4			$30 \times 50$
	東由利総合支所グラウンド	東由利老方字橋脇 112		0	$50 \times 60$
西	西目高校サッカーグラウンド	西目町沼田字新道下 2-142	0		130×130
目	西目中グラウンド	西目町出戸字浜山 6-107	0		(15280)
	上田野グラウンド	鳥海町栗沢字上野田 26	0		(13361)
	旧直根小グラウンド	鳥海町下直根字大谷地 28	0		(17761)
鳥	旧笹子小グラウンド	鳥海町上笹子字堺台 54-1	0		(11180)
海	鳥海球場	鳥海町上川内字西野 108	0		(13740)
	鳥海トレーニングセンター	鳥海町伏見字折切 38-3	0		100×90
	笹子交流広場「つきやま」	鳥海町上笹子字石神 15	0		$96 \times 86$

# 第3章 武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)への対処に関する資料

# 1 生活関連等施設の安全確保に関する資料

(1) 生活関連等施設の概況

施行令番号	生活関連施設の種類	施設数
2	ガス発生装置、ガス精製装置、ガスホルダー	1
10-3	火薬類の製造所、火薬庫	3
10-4	高圧ガス製造施設、貯蔵施設	9
10-8	毒薬劇薬の薬局、販売業、製造者	4 2

# 2 消防に関する資料

(1)消防本部・消防署一覧

消防本部・消防署名	所在地	電話番号	備考
由利本荘市消防本部	由利本荘市美倉町27-2	22-4282	
本荘消防署	由利本荘市美倉町27-2	22-0011	
本莊消防署岩城分署	由利本荘市岩城二古字狐森66-5	73-2100	
本荘消防署西目分署	由利本荘市西目町沼田字新道下2-536	33-2350	
本荘消防署東由利分署	由利本荘市東由利老方字橋脇112	69-2214	
本荘消防署大内分署	由利本荘市徳沢字才ノ神102	65-2020	
矢島消防署	由利本荘市矢島町元町字大川原127-1	55-2111	
矢島消防署由利分署	由利本荘市前郷字上川原11	53-3119	
矢島消防署鳥海分署	由利本荘市鳥海町上笹子字石神92-1	59-2199	

# 3 廃棄物の処理に関する資料

- (1) 一般廃棄物処分場一覧
- ① し尿処理施設

施設名	施設所在地	着工年月	処理方法	処理能力	
旭权石	地政別任地	竣工年月	处理力伝		
広域清掃センター	由利本荘市	H18.3 (改良竣工)	好気性硝化・活性	1 2 0 (kl/日)	
第1事業所	二十六木字下鎌田野33-1	S63.7 H2.9	高負荷脱窒素	100 (kl/日)	

# ② ごみ焼却処理施設

施設名	施設所在地	着工年月	方式	加细丝力	
	-   -   -   -   -   -   -   -	竣工年月	万式	<u>処理能力</u>	
本荘清掃センター	由利本荘市	H27. 3	全連続	1 3 0 (t/目)	
平江 信	二十六木字下鎌田野 39	(改良竣工)	土)生机		
矢島鳥海	由利本荘市	Н9. 6	直接搬入ごみ	20 (t/日)	
サテライトセンター	鳥海町下川内字上原 13-2	H29. 12	ストックヤード	20 (1/ 11)	

# ③ 粗大ごみ処理施設

施設名	施設所在地	着工年月 竣工年月	方式	処理能力
本荘清掃センター	由利本荘市 二十六木字下鎌田野 39	Н6.7	破砕	7 (t/日)

# ④ 廃棄物再生利用施設

施設名	施設所在地	着工年月 竣工年月	品目	処理能力
リサイクル施設	由利本荘市 東由利蔵字根城 71	Н13. 4	ペットボトル 古紙・瓶	ペットボトル (300kg/h) 古紙(45t/日) 瓶(13.5t/5h)

# (2) し尿・ごみ収集運搬機材

# 積載量 (t)

	直営分			委託業者分			許可業者分					
項目	収集車 運		運搬	股車 収集車		運搬車		収集車		運搬車		
	台数	積載量	台数	積載量	台数	積載量	台数	積載量	台数	積載量	台数	積載量
ごみ収集運搬機材	0	0	1	10	52	114	0	0	81	276	0	0
し尿収集運搬機材									74	269		

# (3) 一般廃棄物処分場

名称	所在地
由利本荘市本荘一般廃棄物最終処分場	由利本荘市土谷字下岩瀬地内
由利本荘市由利一般廃棄物最終処分場	由利本荘市黒沢字東由利原4番地1
由利本荘市鳥海一般廃棄物最終処分場	由利本荘市鳥海町小川字八森3番地内

# 4 文化財の保護に関する資料

(1) 国指定・登録文化財(平成30年4月1日現在)

番号	種別 (部門)	指定名称	員 数	指定年月日
1	重要文化財(建造物)	土田家住宅	1 棟	昭和 48 年 2 月 23 日
2	史跡	鳥海山	1	平成 21 年 7 月 23 日
3	重要無形民俗文化財	本海獅子舞番楽		平成 23 年 3 月 9 日
4	有形文化財 (建造物)	斎彌酒造店住宅・店舗	1 棟	平成 10 年 9 月 2 日
5		斎彌酒造店ギャラリー (旧米蔵)	1 棟	平成 10 年 9 月 2 日
6		斎彌酒造店漬物蔵	1 棟	平成 10 年 9 月 2 日
7		斎彌酒造店壜蔵	1 棟	平成 10 年 9 月 2 日
8		斎彌酒造店事務所	1 棟	平成 10 年 9 月 2 日
9		斎彌酒造店釜場	1 棟	平成 10 年 9 月 2 日
10		斎彌酒造店西蔵	1 棟	平成 10 年 9 月 2 日
11		斎彌酒造店中蔵	1 棟	平成 10 年 9 月 2 日
12		斎彌酒造店東蔵	1 棟	平成 10 年 9 月 2 日
13		斎彌酒造店文庫蔵	1棟	平成 10 年 9 月 2 日
14		斎彌酒造店門	1棟	平成 10 年 9 月 2 日
15		佐々木家住宅主屋	1棟	平成 14 年 2 月 14 日
16		佐々木家住宅養老閣	1棟	平成 14 年 2 月 14 日
17		佐々木家住宅文庫蔵	1棟	平成 14 年 2 月 14 日
18		佐々木家住宅小便所	1棟	平成 14 年 2 月 14 日
19		金嶺山龍源寺本堂	1棟	平成 16 年 3 月 2 日
20		八森苑	1棟	平成 16 年 3 月 2 日
21		大井家住宅主屋	1棟	平成 16 年 11 月 8 日
22		神明社本殿	1棟	平成 16 年 6 月 9 日
23		神明社宮殿	1棟	平成 16 年 6 月 9 日
24		神明社拝幣殿	1棟	平成 16 年 6 月 9 日
25		神明社境内社合殿	1棟	平成 17 年 7 月 12 日
26		神明社神輿殿	1棟	平成 17 年 7 月 12 日
27		神明社稲荷鳥居	1棟	平成 17 年 7 月 12 日
28		神明社両部鳥居	1棟	平成 17 年 7 月 12 日
29		森子大物忌神社本殿	1棟	平成 23 年 7 月 25 日
30		森子大物忌神社拝殿及び幣殿	1棟	平成 23 年 7 月 25 日
31		旧鮎川小学校 屋内運動場	1棟	平成 24 年 2 月 23 日
32		旧鮎川小学校 北校舎棟	1棟	平成 24 年 2 月 23 日
33		旧鮎川小学校 中央校舎棟	1棟	平成 24 年 2 月 23 日
34		旧鮎川小学校 南校舎棟	1棟	平成 24 年 2 月 23 日

番号	種別 (部門)	指定名称	員 数	指定年月日
35	有形文化財 (建造物)	長谷寺大仏殿	1棟	平成 25 年 12 月 24 日
36		松ヶ崎八幡神社本殿	1棟	平成 27 年 11 月 17 日
37		松ヶ崎八幡神社拝殿・幣殿及び本殿覆屋	1棟	平成 27 年 11 月 17 日
38		佐々木利三郎家住宅主屋	1棟	平成 28 年 11 月 29 日
39		佐々木利三郎家住宅米蔵	1棟	平成 28 年 11 月 29 日
40		佐々木利三郎家住宅人形蔵	1棟	平成 28 年 11 月 29 日
41		旧大倉沢報徳館	1棟	平成 30 年 3 月 27 日

# (2) 県指定文化財(平成30年4月1現在)

番号	種別(部門)	指定名称	員 数	指定年月日
1	有形文化財 (建造物)	八幡神社本殿	1棟	昭和 28 年 10 月 5 日
2		永泉寺山門	1棟	昭和 43 年 3 月 19 日
3		薬師堂宮殿残闕及び鬼板	1基・1枚	昭和 55 年 12 月 11 日
4	有形文化財 (彫刻)	木造岩城伊予守重隆公坐像	1躯	昭和29年3月7日
5		木造聖観音立像	1躯	昭和32年2月5日
6	有形文化財 (工芸品)	甲胄	1	昭和 28 年 10 月 5 日
7		蒔絵衣桁	1	昭和 30 年 1 月 24 日
8		金工資料	図譜 12 冊	昭和 30 年 1 月 24 日
0		並上貝村	原型 57 個	哈和 50 午 1 月 24 日
9		糸巻ノ太刀(鞘巻)外装	1 □	昭和31年5月21日
10		扇面図脇差拵揃金具	一括	昭和 51 年 12 月 14 日
11		刀 銘國重依願指料授 東海林直八 慶応元年五月日	1 🏻	平成3年3月19日
12	有形文化財 (古文書)	法隆寺一切経	1巻	昭和 27 年 11 月 1 日
13	有形文化財 (考古資料)	魚形文刻石	2個	昭和 28 年 10 月 5 日
14		魚形文刻石	1個	昭和31年5月21日
15		子持勾玉	1	昭和31年5月21日
16		魚形文刻石	1個	平成 16 年 3 月 19 日
17	有形文化財 (歴史資料)	八幡神社石製狛犬	1対	平成 24 年 3 月 23 日
18	有形民俗文化財	旧若宮八幡神社獅子頭	2頭1対	平成3年3月19日
19	無形民俗文化財	坂之下番楽		昭和45年4月2日
20		屋敷番楽		昭和 46 年 12 月 18 日
21		猿倉人形芝居		昭和 49 年 10 月 12 日
22		赤田大仏祭り		平成9年3月14日
23		日役町獅子踊		平成 12 年 3 月 17 日
24		木境大物忌神社の虫除け祭り		平成 13 年 3 月 16 日

番号	種別(部門)	指定名称	員 数	指定年月日
25	史跡	湯出野遺跡		昭和 53 年 2 月 14 日
26		亀田藩主岩城家墓所		昭和60年3月15日
27		横山遺跡		平成 15 年 3 月 25 日
28	名勝及び天然記念物	法体の滝および甌穴		昭和 35 年 12 月 17 日
29	天然記念物	カスミ桜	1本	昭和34年1月7日
30		イチイ	1本	昭和35年3月1日
31		千本カツラ	1本	昭和 35 年 12 月 17 日
32		堀切のイチョウ	1本	昭和 43 年 3 月 19 日
33		鳥海ムラスギ原生林		昭和 48 年 12 月 11 日
34		岩館のイチョウ	1本	昭和 57 年 1 月 12 日
35		法内の八本スギ	1本	昭和59年3月10日

# (3) 市指定文化財(平成30年4月1現在)

番号	種別	指定名称	員 数	指定年月日
1	有形文化財 (建造物)	鵜沼家 (武家屋敷)	1棟	昭和 50 年 10 月 1 日
2		遠藤家 (武家屋敷)	1棟	昭和 50 年 10 月 1 日
3		昇降竜図並びに鳴竜天井建造物	1 棟	昭和 57 年 3 月 31 日
4		前郷日枝神社神楽殿	1棟	昭和 59 年 7 月 24 日
5		熊野神社神殿	1棟	昭和60年10月1日
6		稲荷神社神殿	1棟	昭和60年10月1日
7		鎌田家(お抱え鍛冶屋)	1 棟	昭和 60 年 10 月 1 日
8		佐々木家(農家)	1棟	昭和60年10月1日
9		徳沢不動尊堂・鬼面板二面	1棟2面	昭和61年11月25日
10		大倉沢諏訪神社宮殿	1棟	昭和61年11月25日
11		切通稲荷神社本殿	1棟	平成5年9月13日
12		御嶽神社と境内一円	1棟	平成 11 年 1 月 12 日
13		深山軒	1棟	平成 11 年 1 月 12 日
14		物助亭	1棟	平成 11 年 1 月 12 日
15		金刀比羅神社	1棟	昭和 49 年 10 月 25 日
16		木境大物忌神社	1棟	昭和 50 年 9 月 11 日
17		宮内八幡神社本殿	1棟	平成 22 年 3 月 29 日
18	有形文化財 (絵画)	形名行列図(武者押図)絵巻	1巻	昭和57年3月31日
19		神馬	双幅	平成7年8月29日
20	有形文化財 (彫刻)	龍門寺宝篋印塔	1基	昭和 50 年 10 月 1 日
21		聖観音(坐像)	1 躯	昭和59年7月11日
22		聖観音(坐像)	1 躯	昭和59年7月11日

番号	種別	指定名称	員 数	指定年月日
23	有形文化財 (彫刻)	地蔵菩薩	1 躯	昭和60年9月10日
24		青面金剛童子	1 躯	昭和60年9月10日
25		石灯籠	2基	昭和60年9月10日
26		十六羅漢	16 躯	昭和60年9月10日
27		十一面観世音菩薩(立像)	1 躯	昭和61年2月13日
28		阿弥陀如来坐像	1 躯	昭和62年7月1日
29		御祖師 日蓮像	1 躯	昭和62年7月1日
30		善光寺式観音立像	1 躯	昭和62年7月1日
31		阿弥陀如来坐像	1 躯	昭和62年7月1日
32		金銅造 弥勒菩薩像	1 躯	平成4年7月1日
33		地蔵菩薩・十王像・奪衣婆	12 躯	平成6年7月11日
34		木造金剛界大日如来坐像	1 躯	平成7年2月20日
35		木造阿弥陀如来坐像	1 躯	平成7年2月20日
36		木造阿弥陀如来坐像	1 躯	平成7年2月20日
37		聖観音菩薩立像	1 躯	平成9年7月24日
38		阿弥陀如来立像	1躯	平成9年7月24日
39		阿弥陀如来立像	1躯	平成9年7月24日
40		阿弥陀如来立像	1躯	平成9年7月24日
41		阿弥陀如来立像	1躯	平成 11 年 6 月 29 日
42		如意輪観音菩薩坐像	1躯	平成 11 年 6 月 29 日
43		十一面観音菩薩坐像	1躯	平成 11 年 6 月 29 日
44		秋葉神社鳥天狗 (三尺坊)	1躯	平成 11 年 12 月 10 日
45		薬師瑠璃光如来像	1躯	平成5年10月27日
46		阿弥陀三尊像	3躯	平成 12 年 3 月 28 日
47		福王寺宝篋印塔	1基	平成 24 年 1 月 25 日
48	有形文化財 (工芸品)	剣(相州住伊勢大掾綱廣作)	1 □	昭和 50 年 10 月 1 日
49		由利家の守護刀 (長短)	1 揃	昭和 53 年 1 月 25 日
50		交趾焼草花紋皿	2枚	昭和 53 年 1 月 25 日
51		七官青磁竹筒花入	1個	昭和 54 年 11 月 6 日
52		Л	1 □	昭和 62 年 4 月 23 日
53		秋葉神社 瓦	1式	昭和62年5月26日
54		太刀	1 □	昭和63年1月26日
55		丸鉢賓銭箱	1個	平成5年10月27日
56		亀田焼 (黒楽茶碗・香合)	2個	平成7年8月29日
57		亀田焼(茶入・香合)	2個	平成7年8月29日

番号	種 別	指定名称	員 数	指定年月日
58	有形文化財 (工芸品)	甲胄	1点	昭和63年7月13日
59		甲胄	1点	昭和63年7月13日
60	有形文化財(書跡·典籍)	由利公正の書	1幅	昭和 53 年 1 月 25 日
61		象潟懐紙	1幅	平成7年8月29日
62		算額	1面	平成 11 年 6 月 29 日
63		生駒親睦の書	1幅	昭和 52 年 7 月 1 日
64		生駒親孝の書	1幅	昭和 52 年 7 月 1 日
65		生駒親敬の書	1幅	昭和 52 年 7 月 1 日
66		生駒壱岐守高俊の書	1幅	平成元年 4 月 28 日
67		生駒壱岐守高俊・親興の書	1幅	平成元年 4 月 28 日
68		生駒讃岐守親正の書	1幅	平成元年 4 月 28 日
69		贈従四位男爵生駒親敬の書	1幅	平成元年 4 月 28 日
70		公爵三条實美の書	1幅	平成元年 4 月 28 日
71	有形文化財 (古文書)	木村家文書(林政に関するもの) 同 (戊辰戦争に関するもの)	71 点 5 点	昭和 52 年 7 月 1 日
72		大井家文書	157 点	昭和 56 年 3 月 30 日
73		土田直鎮家文書	111 点	昭和 63 年 7 月 13 日
74		木村仁左衛門家文書	610 点	平成 11 年 2 月 26 日
75		高橋與兵衛家文書	108 点	平成 12 年 4 月 17 日
76		中山家文書	808 点	平成元年 12 月 16 日
77	有形文化財(考古資料)	須恵四耳壺	1個	昭和 54 年 11 月 6 日
78		板碑	1基	昭和60年9月10日
79		土偶	2個	平成元年 12 月 16 日
80		深鉢 (縄文土器)	1点	平成9年5月14日
81		深鉢部分 (縄文土器)	1点	平成9年5月14日
82		板碑群		平成 13 年 4 月 13 日
83		提鍋遺跡出土品	一括	平成 14 年 3 月 13 日
84		魚形文刻石	1個	平成2年5月28日
85		銅印	1 顆	平成 23 年 4 月 26 日
86		菖蒲崎貝塚出土品	649 点	平成 29 年 3 月 24 日
87	有形文化財 (歴史資料)	石沢郷検地帳	108 ∰	昭和 54 年 11 月 6 日
88		本荘藩分限帳	13 冊	昭和54年11月6日
89		武術絵馬額	16 面	平成8年6月20日
90		本荘城下絵図	1 鋪	平成 11 年 6 月 29 日
91		古雪・観音両町絵図	1 鋪	平成 11 年 6 月 29 日
92		高札	5枚	平成 15 年 11 月 26 日

番号	種 別	指定名称	員 数	指定年月日
93	有形文化財 (歴史史料)	大井五郎の什器・めし椀・ヘラ	各1個	昭和52年7月1日
94		大井五郎の旗指物	1旗	昭和 52 年 7 月 1 日
95		生駒藩主肖像画 (親正・一正・正俊・高俊・親孝)	5幅	昭和 52 年 7 月 1 日
96		出羽國油利郡岩屋内川口御検地帳	1 ∰	昭和 53 年 11 月 7 日
97		出羽之國油利郡岩屋内米坂村御検地之野帳	1 ∰	昭和 53 年 11 月 7 日
98		中帳村苗代御検地帳	1 ∰	昭和62年5月26日
99		福王寺の二師像	2躯	昭和63年7月13日
100		大杉家修験遺物	49 点	昭和63年7月13日
101		天旗	1旗	平成元年 4 月 28 日
102		生駒讃岐守一正手形写真摺	1幅	平成元年 4 月 28 日
103		大山祗神社 棟札	3枚	平成 11 年 12 月 10 日
104		由理十二頭軍記	1点	平成 12 年 4 月 17 日
105		由利十二頭記・滝澤傳来記	1点	平成 12 年 4 月 17 日
106		傳来記	1点	平成 12 年 4 月 17 日
107		<b>滝澤傳来記</b>	1点	平成 12 年 4 月 17 日
108		松上の鷹 (絵馬)	1面	昭和 53 年 11 月 7 日
109		岩屋能登守朝盛書簡	1葉	昭和 53 年 11 月 7 日
110		岩屋十右工門朝立請取証 一切	1葉	昭和 53 年 11 月 7 日
111		物成並諸役相定條々	1巻	昭和 53 年 11 月 7 日
112		真木山裁許書 並に真木山事件に関する一切の文書	1式	昭和 53 年 11 月 7 日
113		矢島藩延宝事件記録	1巻	昭和 56 年 9 月 25 日
114		鳥麓奇談	1 ∰	昭和 56 年 9 月 25 日
115		隆伯・杏斎使用の医書 隆伯・杏斎使用の薬研	59 冊 1 点	昭和63年7月13日
116		生駒記 (上・中)	2 冊	昭和63年7月13日
117		讃羽綴遺録(上・下)	2 冊	昭和63年7月13日
118		御領分中覚書	1 ⊞	平成元年 12 月 16 日
119		西目潟干拓関係文書(鈴木家文書)	1式38点	平成4年7月1日
120		西目潟古景図	1面	平成4年7月1日
121		墨引絵地図	1 鋪	平成4年7月1日
122		鶴の図 (絵馬)	1面	平成 11 年 1 月 12 日
123		組手の図 (絵馬)	1 面	平成 12 年 3 月 14 日
124		砲術献額 (絵馬)	1 面	平成 12 年 3 月 14 日
125		弓術金的奉納額(絵馬)	1 面	平成 12 年 3 月 14 日
126		弓術金的奉納額(絵馬)	1 面	平成 12 年 3 月 14 日
127		飛天の額 (絵馬)	1面	平成 12 年 3 月 14 日

番号	種 別	指定名称	員 数	指定年月日
128	有形文化財 (歴史資料)	判鑑	2 冊	平成 12 年 3 月 28 日
129		石製狛犬	1対	平成 27 年 2 月 27 日
130	無形民俗文化財	多宝院の明暦獅子頭	1頭	平成5年3月11日
131		間木の元禄獅子頭	1頭	平成5年3月11日
132		下百宅の安政獅子頭	1頭	平成5年3月11日
133		下百宅の般若面	1面	平成5年3月11日
134		下百宅の景清面	1面	平成5年3月11日
135		上直根の武士面	1面	平成5年3月11日
136		上杉沢の女面	1面	平成5年3月11日
137		下百宅の延享幕	1 張	平成5年3月11日
138		猿倉の寛政幕	1 張	平成5年3月11日
139		前ノ沢の享和幕	1 張	平成5年3月11日
140		八木山の文政言立本	2 冊	平成5年3月11日
141		獅子頭	1頭	平成 14 年 3 月 26 日
142		獅子頭	1頭	平成 14 年 3 月 26 日
143		サエの神信仰とそれに付帯する年中行事		昭和51年4月8日
144		中沢番楽		昭和 52 年 3 月 1 日
145		潟保八幡神社神楽		昭和 54 年 12 月 15 日
146		北福田のシャギリ		昭和60年9月10日
147		亀田大神楽		昭和 60 年 10 月 1 日
148		富田神社獅子舞		昭和62年7月1日
149		貝沢からうすからみ		平成元年 12 月 16 日
150		天神あやとり		平成元年 12 月 16 日
151		大栗沢神楽獅子		平成元年 12 月 16 日
152		伏見神楽獅子		平成元年 12 月 16 日
153		貝沢神楽獅子		平成元年 12 月 16 日
154		秋葉獅子		平成元年 12 月 16 日
155		切通稲荷神社梵天祭り		平成4年9月2日
156		石脇神楽		平成4年11月27日
157		大日神楽		平成7年2月20日
158		濁川獅子舞 (番楽)		平成9年1月31日
159		熊之子沢神楽		平成9年1月31日
160		飯沢菖蒲叩き行事		平成 13 年 4 月 18 日
161		曲沢精霊だち行事		平成 13 年 4 月 18 日
162		蒲田天神講行事		平成 15 年 4 月 17 日
163		八ツ杉星宮大明神神楽		平成 16 年 11 月 8 日

番号	種 別	指定名称	員 数	指定年月日
164	無形民俗文化財	矢島の神明社八朔祭り		平成 17 年 10 月 25 日
165	史跡	義烈良民之墓	1基	昭和 50 年 9 月 11 日
166		龍門寺山門を中心とするその一円		昭和 50 年 10 月 1 日
167		八森城址		昭和51年3月23日
168		根井館		昭和 56 年 3 月 30 日
169		佐藤禎卿の墓	1基	昭和 56 年 9 月 25 日
170		根城館		昭和 56 年 9 月 25 日
171		新荘館		昭和 57 年 6 月 15 日
172		川大内街道(中田代殿様道路)		平成3年12月21日
173		下村氏墓碑	1基	平成5年10月27日
174		畑中喜右衛門の碑		平成5年6月22日
175		山田合戦の跡		平成5年6月22日
176		由利仲八郎政春終焉の地		平成5年6月22日
177		万箇将軍の墓		平成5年6月22日
178		荒倉館跡		平成 13 年 4 月 13 日
179		薬師堂宮殿安置跡		平成 13 年 4 月 13 日
180	天然記念物	山寺のツバキ	9本	昭和 49 年 10 月 25 日
181		高建寺臥竜松	1本	昭和 50 年 9 月 11 日
182		サイカチ	1本	昭和50年9月11日
183		梅	1本	昭和 50 年 9 月 11 日
184		八幡神社欅	1本	昭和 50 年 9 月 11 日
185		葛岡金峯神社叢林	1 群	平成元年 10 月 19 日
186		白山神社のスギ	1本	平成2年9月17日
187		大久保のケヤキ	1本	平成3年1月21日
188		休石のカヤ	1本	平成3年1月21日
189		赤沼の赤松	1本	平成6年4月20日
190		石沢館のイチョウ	1本	平成6年4月20日
191		大台のオンコ	1本	平成7年10月23日
192		祝沢のミズナラとサルナシ	1対	平成7年10月23日
193		加田喜沼湿原	1カ所	平成 14 年 2 月 13 日
194		ホトケドジョウとその生息地	1カ所	平成 16 年 12 月 10 日
195		スズムシとその生息地	1カ所	平成 16 年 12 月 10 日
196		熊野神社のツバキ森	1カ所	平成 16 年 12 月 10 日
198		慶祥寺のケヤキ	1カ所	平成 28 年 1 月 28 日
199		潟保八幡神社のケヤキ	1カ所	平成 28 年 1 月 28 日

# 5 被災情報に関する資料

(1) 火災・災害等即報要領

昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官 改正 平成 6年12月 消防災第 279号 平成 7年 4月 消防災第 8 3 号 平成 8年 4月 消防災第 5 9 号 平成 9年 3月 消防情第 5 1 号 平成12年11月 消防災第 9 8 号 消防情第 125号 平成15年 3月 消防災第 78号 消防情第 56号 平成16年 9月 消防震第 6 6 号 平成20年 5月 消防応第 69号 平成20年 9月 第 166号 平成24年 5月 消防応第 111号 平成29年 2月 消防応第 1 1 号

#### 第1 総則

#### 1 趣旨

この要領は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

#### (参考)

#### 消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

#### 2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領 (平成 6 年 4 月 21 日付け消防災第 100 号)」、「災害報告取扱要領 (昭和 45 年 4 月 10 日付け消防防第 246 号)」、「救急事故等報告要領 (平成 6 年 10 月 17 日付け消防救第 158 号)」の定めるところによる。

#### 3 報告手続

(1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故((1)において「火災等」という。)が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村(当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までにおいて同じ。)は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置(火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等)を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うもの

とする。

- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合(災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。)には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、 災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。
- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報を都 道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要 請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものと する。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く (原則として、覚知後30分以内)、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各 即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。都道府県 は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告 を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

#### 4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告をするものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合又はファクシミリ等が使用不能な場合で当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報以後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料 (地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など)による報告に代 えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を 行うものとする。

#### (1) 様式

ア 火災等即報・・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故(火災の発生を伴うものを含む。)を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災 害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災 (特定の事故を除く。) については第1号様式、特定の事故については第2号様式 により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。なお、 火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式 による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、 この限りではない。

ウ 災害即報・・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

# (2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体(応援団体を含む。)は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

- ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等
- イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等
- ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等 (テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報 道される火災・災害等をいう。以下同じ。)
- エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

#### 5 報告に際しての留意事項

- (1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。
- (2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあっては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数(死者・行方不明者)については、都道府県が一元的に集約、調整を行う ものとする。

その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

- (4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。
- (5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村は

その状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

#### 第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

#### 1 火災等即報

#### (1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故(該当するおそれがある場合を含む。)等について報告をすること。

ア 死者が3人以上生じたもの

イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

#### (2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項 に定める個別基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。 ア 火災

#### (ア) 建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が 避難したもの
- c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- d 特定違反対象物の火災
- e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- g 損害額1億円以上と推定される火災

#### (イ) 林野火災

- a 焼損面積10~クタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの
- (ウ) 交通機関の火災
  - a 航空機火災
  - b タンカー火災
  - c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
  - d トンネル内車両火災
  - e 列車火災

#### (エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等 (例示)

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災
- イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
  - (ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又 は爆発事故
- (イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
- (ウ) 特定事業所内の火災((ア) 以外のもの。)
- ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等(以下「危険物等」という。)を貯蔵し、 又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの(イの石油コンビナート等 特別防災区域内の事故を除く。)

- (ア) 死者(交通事故によるものを除く。)又は行方不明者が発生したもの
- (イ) 負傷者が5名以上発生したもの
- (ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- (エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- (オ) 海上、河川への危険物等流出事故
- (カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故
- エ 原子力災害等
  - (ア)原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいが あったもの
  - (イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事 故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
  - (ウ) 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
  - (エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいが あったもの
- オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

- カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故
- (3) 社会的影響基準
  - (1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。
- 2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故(該当するおそれがある場合を含む。)について報

告をすること。

- (1) 死者5人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- (3) 要救助者が5人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1) から(7) に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故(社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。)

(例示)

- 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・ 救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の 事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

#### 3 武力攻擊災害即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。)第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

#### 4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

# (1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国 的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

#### (2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

#### ア 地震

- (ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

#### イ 津波

- (ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

#### ウ風水害

- (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じた もの
- (ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

#### 工 雪害

- (ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

#### 才 火山災害

- (ア) 噴火警報 (火口周辺) が発表されたもの
- (イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (3) 社会的影響基準
  - (1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

#### 第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等(該当するおそれがある場合を含む。)については、直接消防庁に報告をするものとする。

#### 1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。

- (2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。
- (3) 危険物等に係る事故((2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、

500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

- ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの (ア)海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
- (イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
- エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、 道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
- オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
- (4) 原子力災害等 第2の1の(2)のエに同じ。
- (5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
- (6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの (武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。)

#### 2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- (2) バスの転落等による救急・救助事故
- (3) ハイジャックによる救急・救助事故
- (4)映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

#### 3 武力攻擊災害即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

#### 4 災害即報

- (1)地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの(被害の有無を問わない。)
- (2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

#### 第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領(「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」)の定めるところによる。

#### <火災等即報>

- 1 第1号様式(火災)
- (1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2)消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機

関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること(消防機関等による応援活動の状況を含む。)。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を 設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。 ア 死者3人以上生じた火災

- (ア) 死者を生じた建物等(建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。)の概要
  - a 建物等の用途、構造及び周囲の状況
- (イ) 火災の状況
  - a 発見及び通報の状況
  - b 避難の状況
- イ 建物火災で個別基準の e、f 又は g のいずれかに該当する火災
- (ア) 発見及び通報の状況
- (イ) 延焼拡大の理由
  - a 消防事情
  - b 都市構成
  - c 気象条件
  - d その他
- (ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称
- (エ) り災者の避難保護の状況
- (オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況(他の地方公共団体の応援活動を含む。)
- ウ 林野火災
- (ア)火災概況(火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等) ※ 必要に応じて図面を添付する。
- (イ) 林野の植生
- (ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況
- (エ) 空中消火の実施状況(出動要請日時、消火活動日時、機種(所属)、機数等)
- エ 交通機関の火災
- (ア) 車両、船舶、航空機等の概要
- (イ) 焼損状況、焼損程度
- 2 第2号様式(特定の事故)

#### (1) 事故名(表頭)及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

#### (2) 事業所名

「事業所名」は、「○○(株)○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

#### (3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法(昭和 50 年法律第 84 号。以下この項で「法」という。)第 2 条第 2 号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第 2 条第 4 号に規定する第一種事業所にあっては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第 5 号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

#### (4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

#### (5)物質の区分及び物質名

事故の発端となつた物質で、欄中、該当するものの記号を〇で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法(昭和23年法律第186号)で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

#### (6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

#### (7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて\*\*製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分(製造所等の別)についても記入すること。

#### (8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、熊様、被害の状況等を記入すること。

#### (9)消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況 を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況につい ても記入すること。

#### (10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を 設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

#### (11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

自衛隊の派遣要請、出動状況

#### (12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えるこ

と。

- イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区 分して記入すること。
- ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ョウ素剤服用の状況を記入する とともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、 当該通報の内容を併せて報告すること。

#### <救急・救助事故等即報>

- 3 第3号様式(救急・救助事故等)
- (1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2)事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「負傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数(見込)

救助する必要がある者(行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。)で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6)消防・救急・救助活動の状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等(応援出動したものを含む。)について、所属消防本部名、 隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入す ること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を 設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示 (緊急)・避難勧告の発令状況
- ・ 避難所の設置状況
- 自衛隊の派遣要請、出動状況
- NBC検知結果(剤の種類、濃度等)
- 被害の要因(人為的なもの)

不審物 (爆発物) の有無 立てこもりの状況 (爆弾、銃器、人物等)

#### <災害即報>

#### 4 第4号様式

(1) 第4号様式(その1)(災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況 が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の 有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。

#### ア 災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

- (イ) 災害種別概況
  - a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等 の概況
  - b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
  - c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
  - d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
  - e その他これらに類する災害の概況

#### イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

#### ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等(以下「災害対策本部等」という。)を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、 任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

- (イ)消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災へリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。
- (ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方 公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難勧告等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難勧告等の発令状況については、第4号様式(その1)別紙を用いて報告すること。

(2) 第4号様式(その2)(被害状況即報)

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。 ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、 省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水 戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

- ウ 災害救助法適用市町村名 市町村毎に、適用日時を記入すること。
- エー災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

- (ア) 災害の発生場所 被害を生じた市町村名又は地域名
- (イ) 災害の発生日時 被害を生じた日時又は期間
- (ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等 オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合に はその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

# 第1号様式(火災)

			第		報	
報告日時	年	月	日	時	分	
都道府県						_
市 町 村 (消防本部名)						
報告者名						

消防庁受信者氏名

※ 爆発を除く。

火	災	種	別	1	建物	J 2	; 7	林野	3	車両	j 4	L 舟	台舶	5	舟	抗空機	6	そ	の他			
出	火	場	所																			
	火		-	(		月		月 H	時	分		1	滇圧			(		月	日日	時吐	分)	
	<u></u> 党知 元の			(		月		<u>月</u>	時	分	•)		<u>火</u> 業					月	日	時	分	
用 用	, L v >	<i>→</i> 10	途										· :表者									
	火	筃											火									
				死者	(性	别•	年的	齢)		人	-											
死	貸	百万	者	負傷	者	中等					人人人	死君理	者の:	生じ	た 由							
Z <del>-11</del>	物の	n <del>1</del> π	i and	構造								建	築面	積								m²
建	190 0	ノ 1政	上女	階層								延	べ面	i積								m²
焼	損	程	度	焼損 棟数	部			棟棟棟	計	·-	棟	焼	損	面	積	建物原建物原体		表面	積			m² m² ha
ŋ	災世	世帯	· 数		•					世	:帯	気	象	状	況							
消隆	坊活	動壮	犬況	消防消防	寸			災へ	リコフ	プター	·等)	,	台台台	• 機				人人人				
救	急・	· 救	、助																			
活	動	状	況																			
災害	<b></b> 「	6本音	部等																			
の	設置	置 状	況																			
その	<u></u> の他	参考	<b>手事</b> 工	 頁																		

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分か る範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨 (「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式	: (特	定の事故)				第		報
	$\int 1$	石油コンビナート等特別防災区域内の事故	報告日時	年	月	目	時	分
事故名≺	2	危険物等に係る事故	都道府県					
	$\begin{bmatrix} 3 \\ 4 \end{bmatrix}$	原子力施設等に係る事故 その他特定の事故	市 町 村 (消防本部名)					
		消防庁受信者氏名	報告者名					

事 故 種 別	1 火災 2	爆発 3	漏えい	4 4	この他	(	)			
発生場所										
事業所名				特別防災	災区域		レイアウ 第二種、そ		、第一種	Í,
発生日時	   月   F	日 時	分	発 見			月	目	時	分
(覚知日時)	( 月 月	時	分)	鎮 火 (処理)			月	目	時	分
消防覚知方法				気 象						
物質の区分	1 危険物 2 指定可 5 毒劇物 6 RI 等		王ガス 4 の他(	可燃性ガ	ス )	物	質 名			
施設の区分	1 危険物施設 2	高危混在	施設 3			4 その	)他(			)
施設の概要				危険物 の 区						
事故の概要										
死 傷 者	死者(性別・年齢	令)	人				症		人人人人人人	人) 人) 人) 人)
				出場			出場。	人員	出場	資 機 材
				尹	新防災約 30500000000000000000000000000000000000					
消防防災				業 共同 そ	司防災約 の	且織 他		<u>人</u> 人		
活動状況				. (	部(署			台		
及び						<del>/</del> 団				
救急・救助				消防防災	-			人_ 機 人		
活動状況				海上	保安	庁		人		
	警戒区域の設定	月 日	時 分	自	衛	隊		人		
	使用停止命令	月 日	時 分	そ	0	他		人		
災害対策本部 等の設置状況										
その他参考事項	頁									

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後 30 分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨 (「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式(救急·救助事故等)

			第		報
報告日時	年	月	目	時	分
都道府県					
市 町 村 (消防本部名)					
報告者名					

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故		事故 3	武力攻撃	災害 4	緊急対処	 事態における災害	
発生場所	2 0020311		7.194			)(\do, 1) C	7-72-N-14-17-07-CH	
発生日時	月	日時						
(覚知日時)	( 月	日時	分)	覚	知 方 法	<u> </u>		
事故等の概要								
	死者(性別・	• 年齢)		負	傷者等		人(	人)
死 傷 者					(重	症症	人(	人)
			計	人	< ≠	等症	人(	人)
	不明			人	€軽	症	人(	人)
救助活動の要否								
要救護者数(見込)				救	助人員			
消防・救急・救助 活 動 状 況								
災害対策本部 等の設置状況								
その他参考事	<del></del>							

- (注) 負傷者等欄の( )書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。
- (注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後 30 分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

#### 第4号様式 (その1)

(災害概況即報)

消防庁受信者氏名

災害名

(第 報)

報告日時	年	月	日	時	分
都道府県					
市 町村 (消防本部名)					
報告者名					

災害の	発生場所	Ť							発生	上日時		月	Ħ	時	分
概況															
被	人的	死	者		人	重傷		人	住家	全場	丧	棟	床上浸水		棟
害	被害								被害	半壊		棟	床下浸水		棟
の 状		不	明		人	軽傷		人		一部和	皮損	棟	未分類		棟
況	119 番通	報の	件数									·			
	災害対策				直府県	Į)			(市町	村))					
	設 置	状	況	(地元					  炎ヘリコプ <i>を</i>    わかる範囲			第 39 条に	基づく応援消防	5本部等(	こつい
ルロ	消防機														
急対策の	活動	状	況												
状	自衛隊	<b></b> 派	遣												
況	要請(														
	その他都	<b>3道</b> 府	:県又	は市町	が対が	講じたが	芯急求	対策							

- (注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後 30 分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)
- (注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4号様式(その1) 別 紙

道府県名

(避難勧告等の発令状況)

市町村名	避難指示	(緊急)	発令日時	避難	勧告	発令日時	避難準備・高齢	発令日時	
川町刊名	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時
				1			1		
				1			1		
				-			-		
				-			-		
				-			-		
				1		_	1		
				_			_		
				]			]		
				1			1		

<sup>※</sup> 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

# 第4号様式 (その2)

(被害状況即報)

		1/1/1/17kh:	11/4/			1					1											1 1		
都	道府県					<u> </u>	区		分	·	被	害		区		分		被	害			都道府県		
333	害 名	災害	名				田 -	流失・	埋没	ha			公	立立	文 教	施設	千円					旭府		
	- T						ш	冠	水	ha			農	林 水	産業	施設	千円			災	等	県		
盐口	告番号	第		報			畑	流失・	埋没	ha			公	共 士	上 木	施設	千円			害	Ø			
+IX	П Ш //	(	月	日	時現在)		ДЩ	冠	水	ha			そ	の他の	の公ま	共施 設	千円			対	設			
去口	告者名						<del>خ</del>	大教 施	設	箇所			小			計	千円			策	置	市		
羊权	口日石						疖	Ī	院	箇所			公共	+施設	被害市	i町村数	団体			本	状	町		
	区	分	Ì	被	害		追	1	路	箇所			,	農	業	皮害	千円			部	況	村		
人	死	者	人			そ	棉	新り よ	う	箇所			そ	林	業	皮害	千円							
的	行方不	明者	人				沪	J	Ш	箇所				畜	産	皮害	千円							
被	負重	傷	人				溎	ŧ	湾	箇所			_	水	産	皮害	千円			災	適			
害	傷	傷	人				矽	ļ;	防	箇所			の	商	工	皮害	千円			害				
	•		棟			0)	清	青掃 施	設	箇所										救	市町		計	団体
住	全	壊	世帯				盾	量くず	h h	箇所			他							助	村			
			人				釤	夫道 不	通	箇所			III.	そ	の	他	千円			法	名			
			棟				初	支害 船	舶	隻				被き	<b>手</b> 総	額	千円			1 :	1 9	番通	報件数	件
	半	壊	世帯			他	力	<	道	戸			<b>{</b> {{}											
家			人				電	<u> </u>	話	回線			災害の											
			棟				電	Ì	気	戸			概											
	一部和	破 損	世帯				ナ	Ĵ	ス	戸			淣											
			人				7	ブロック!	塀等	箇所					(地元消隊	方本部、消	防団、消	防防災ヘリコ	プター、消防約	且織法	第 39	条に基	基づく応援消防本部等	について、その出
被			棟										応	1/324	規模、活	5動状況等	を記入す	ること。)						
	床上	浸 水	世帯										急	関 等										
			人										対	の活										
			棟				り <b>ジ</b>	泛世 帯	数	世帯			策	関等の活動状況										
害	床上	浸 水	世帯				り	災者	数	人			の	況										_
			人			火	殞	ŧ	物	件			状	自衛隊	隊の災	害派遣					その	の他		
非住家	公共	建物	棟			災発	危	立 険	物	件			況											
	その		棟			生	そ	- D	他	件														
×. 1	独宝類け	AND LY	1	バーナフ	1 - 1 1 7		_			_			_	_			_			_		_		

<sup>※1</sup> 被害額は省略することができるものとする。 ※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

# 第4章 救援に関する資料

# 1 救援の原則に関する資料

(1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

平成25年10月1日内閣府告示第229号

最終改正:平成28年3月31日内閣府告示第113号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成十六年政令第二百七十五号)第十条第一項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による 救援の程度及び方法の基準を次のように定め、平成二十五年十月一日から適用する。

#### 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

(救援の程度及び方法)

- 第一条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。)第十条第一項(令第五十二条において準用する場合を含む。)の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。)第七十五条第一項各号及び令第九条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第十三条までに定めるところによる。
- 2 前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣が特別の基準(次項において「特別基準」という。)を定める。
- 3 救援を実施する都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第 一項の指定都市においては、その長)は、第一項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、 内閣総理大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

(収容施設の供与)

第二条 法第七十五条第一項第一号の収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

#### 一 避難所

- イ 避難住民(法第五十二条第三項に規定する避難住民をいう。)又は武力攻撃災害(法第二条第四項に規定する武力攻撃災害を言う。以下同じ。)により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者(以下「避難住民等」という。)を収容するものであること。
- ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用する ことが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施すること。
- ハ 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費は、一人一日当たり三百二十円 (冬季(十月から三月までの期間をいう。以下同じ。)については、別に定める額を加算した額)

- の範囲内とすること。ただし、福祉避難所(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。)を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。
- 二 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに収容することができることとし、一戸当たりの規模及び避難住民等の収容のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。
  - (1) 一戸当たりの規模は、二十九・七平方メートルを標準とし、その設置のための費用は二百六 十六万円以内とすること。
  - (2) 長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費並びに光熱水費は、一人一日当たり三百二十円(冬季については、別に定める額を加算した額)の範囲内とすること。
- ホ 長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者 の集会等に利用するための施設を設置できることとし、一施設当たりの規模及びその設置のため 支出できる費用は、別に定めるところによること。
- へ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設を長期避難住宅として設置できること。
- ト 長期避難住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。
- チ 法第八十九条第三項の規定により準用される建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十五条第一項本文、第三項及び第四項並びに景観法(平成十六年法律第百十号)第七十七条第一項、第三項及び第四項並びに法第百三十一条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第二条、第八条及び第九条の規定は、長期避難住宅について適用があるものとする。

# 二 応急仮設住宅

- イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、 武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力で は住家を得ることができないものを収容するものであること。
- ロ 一戸当たりの規模は、二十九・七平方メートルを標準とし、その設置のための費用は、二百六十 六万円以内とすること。
- ハ 前号ホからチまでの規定は、応急仮設住宅について準用する。

(炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給)

- 第三条 法第七十五条第一項第二号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号 に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。
  - 一 炊き出しその他による食品の給与
    - イ 避難所(長期避難住宅を含む。以下同じ。)に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を 受けて炊事のできない者及び避難の指示(法第五十四条第二項に規定する避難の指示をいう。以下 同じ。)に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要のある者に対して行うも

のであること。

- ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとすること。
- ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり千百十円以内とすること。
- 二 飲料水の供給
- イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して 行うものであること。
- ロ 飲料水の供給を実施するために支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の 実費とすること。

(被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与)

- 第四条 法第七十五条第一項第三号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与(以下「生活必需品の給与等」という。)は、次の各号に定めるところにより行うこととする。
  - 一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。
  - 二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。
    - イ 被服、寝具及び身の回り品
    - ロ日用品
    - ハ 炊事用具及び食器
    - 二 光熱材料
- 三 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季(四月から九月までの期間をいう。以下同じ。) 及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

<del>∡</del> .□.I	一人世帯	二人世	三人世帯	四人世帯	五人世帯	世帯員数が六人以上一人を
季別	の額	帯の額	の額	の額	の額	増すごとに加算する額
夏季	一万八千	二万三千	三万四千	四万千八	五万三千	七千八百円
<b>友</b> 学	四百円	七百円	九百円	百円	円	
冬季	三万四百	三万九千	五万五千	六万四千	八万九百	一万千百円
令学	円	五百円	円	三百円	円	

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(医療の提供及び助産)

- 第五条 法第七十五条第一項第四号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うことと とする。
  - 一 医療の提供
    - イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置 するものであること。
    - ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診

療所又は施術所(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律 第二百十七号)又は柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)に規定するあん摩マッサージ指圧 師、はり師、きゆう師又は柔道整復師(以下「施術者」という。)がその業務を行う場所をいう。 以下同じ。)において医療(施術者が行うことができる範囲の施術を含む)を行うことができること。

- ハ 次の範囲内において行うこと。
- (1) 診療
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護
- 二 医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術所による場合は協定料金の額以内とすること。

#### 二助産

- イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものである こと。
- ロ 次の範囲内において行うこと。
- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前及び分べん後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
- ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料の実費とし、助産師による場合は慣行料金の百分の八十以内の額とすること。

#### (被災者の捜索及び救出)

- 第六条 法第七十五条第一項第五号の被災者の捜索及び救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。
  - 一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃 災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又 は救出するものであること。
  - 二 被災者の捜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又 は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

# (埋葬及び火葬)

- 第七条 法第七十五条第一項第六号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。
  - 一 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。
  - 二 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。
    - イ 棺(附属品を含む。)
    - ロ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)
    - ハ 骨つぼ及び骨箱

三 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人二十一万四百円以内、小人十六万八千三百円以内とすること。

(電話その他の通信設備の提供)

- 第八条 法第七十五条第一項第七号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより 行うこととする。
  - 一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものである こと。
  - 二 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第二条第一号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。
  - 三 電話その他の通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借 上費又は購入費、必要な通信設備の設置費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。

(武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理)

- 第九条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第一号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急 修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。
  - 一 避難の指示が解除された後若しくは武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった 後、武力攻撃災害により住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない 者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。
  - 二 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり五十七万六千円以内とすること。

(学用品の給与)

- 第十条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第二号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。
  - 一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行うものであること。
  - 二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。
    - イ 教科書
    - 口 文房具
    - ハ 通学用品
  - 三 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

#### イ 教科書代

(1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十

- 二号) 第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費
- (2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費
- ロ 文房具費及び通学用品費
- (1) 小学校児童 一人当たり 四千三百円
- (2) 中学校生徒 一人当たり 四千六百円
- (3) 高等学校等生徒 一人当たり 五千円
- 四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

#### (死体の捜索及び処理)

- 第十一条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第三号の死体の捜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。
  - 一 死体の捜索
    - イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものであること。
    - ロ 死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入 費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。
  - 二 死体の処理
    - イ 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものであること。
    - ロ 次の範囲内において行うこと。
      - (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
    - (2) 死体の一時保存
    - (3) 検案
    - ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。
    - ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。
    - (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり三千四百円以内とすること。
    - (2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり五千三百円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。
    - (3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

(武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

第十二条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第四号の武力攻撃災害によって住居又は その周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」とい

- う。) の除去は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。
- 一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、居室、 炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住で きない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対 して行うものであること。
- 二 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一世帯当たり十三万四千八百円以内とすること。

(救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費)

- 第十三条 法第七十五条第一項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送 費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。
  - 一 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。
    - イ 飲料水の供給
    - ロ 医療の提供及び助産
    - ハ 被災者の捜索及び救出
    - ニ 死体の捜索及び処理
    - ホ 救済用物資の整理配分
  - 二 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

(2) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める内閣府令

平成25年 9月26日 平成二十五年内閣府令第六十九号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成十六年政令第二百七十五号)第十七条第三項(同令第五十二条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める内閣府令を次のように定める。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成十六年政令第二百七十五号)第十七条第三項(同令第五十二条において準用する場合を含む。)の公用令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ別記様式第一から別記様式第三まで及び別記様式第四のとおりとする。

### 別記様式第一

1501次1人分							
収用第 号		公	用	令	書		
		Z	Ж	<u>,11</u>	音		
				氏名 住所			
武力攻擊事態	<b>紫等における</b>	る国民の保護	隻のため	の措置に関する治	第 81 条第 2 第 81 条第 4 第 183 条によ 第 183 条によ	項 おいて準用	
81 条第 2 項 81 条第 4 項	規定に基づ	がき、次のと	:おり物	資を収用する。			
(理由)							
年	月	日		処分権者	針 氏名		印
収用すべき物 資の種類	数量	所在場	所	引渡期日	引渡場所	備	考

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

# 別記様式第二

保管第	号						
		公	用 令	:	書		
				氏名 主所	Str. O.1 St. Str.	0.75	
武力攻擊	8事態等におけ	る国民の保	護のための措置に関	する法律	第 81 条第 第 81 条第 第 183 条6 第 183 条6	4項 こおいて準	
81 条第 3 81 条第 4	块	づき、次の	)とおり物資の保管を	命ずる。			
(理由)							
年	月	日	処分	権者氏	名		印
保管すべ	き物資の種類	数量	保管すべき場所	保管す	べき期間	備	考

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

# 別記様式第三

使用領	第 号	7	公	———— 用	令	書			
			Z	用	, Tı	音			
						氏名			
						住所			
武	力攻擊事	態等におり	ける国民の保護の	つための措施	置に関する	法律 第183条に	おいて準用する質	第82条	
の規定	定に基づ	がき、次の.	とおり土地、家園	是又は物資を	を使用する	0			
(理由	)								
	年	月	日						
						処分権者 B	6名		印
名	称	数量	所在場所	範囲	期間	引渡月日	引渡場所	備	考
-			•	•	•		•	•	4

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

### 別記様式第四

取消第 号

公 用 令 書

氏名 住所

> 第81条第2項 第81条第3項 第81条第4項 第82条

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

第183条において準用する第 第183条において準用する第 第183条において準用する第 第183条において準用する第

81条第2項 の規定に基づく公用令書( 年 月 日 第 号)に係る処分を取り消したので、

81条第3項

81条第4項

82条

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令 第16条 第52条において準用する第16条 の規定により、これを交付する。

(取り消した処分の内容)

年 月 日

印

処分権者 氏名

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

### 附則

この府令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五十四号)附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成二十五年十月一日)から施行する。

## (3) 由利本荘市災害救助物資備蓄一覧

(平成 30 年 12 月 1 日現在)

	T			1	1	ı	( 1 //	, , ,		1 5亿亿/
区分	品目	本荘	矢島	岩城	由利	大内	東由利	西目	鳥海	計
	ご飯類	5, 250	800	895	850	1, 150	869	1,000	850	11, 664
	パン類	1,800	826	480	413	600	600	576	432	5, 727
I 食料品等	お粥	2, 380	250	150	250	250	250	250	200	3, 980
1 及行吅守	飲料水	10, 644	756	840	816	936	767	960	960	16, 679
	粉ミルク	48								48
	ほ乳瓶	158	6	6	6	6	6	6	6	200
Ⅱ防寒用品	毛布	1, 495	150	238	163	365	192	183	240	3,026
Ⅱ例尽用吅	石油ストーブ	36	3	10				12		61
	トイレ	17, 080	600	700	700	700	700	700	700	21, 880
	トイレットペーパー	1,510	80					300		1,890
Ⅲ衛生用品	大人用オムツ	639		333		111		111		1, 194
	子供用オムツ	2, 168								2, 168
	生理用品	4, 660								4,660
W.	発電機	10	2	4			4	3		23
IV	投光器	17	4	1	7		9	6		44
発電・ 照明機材	コードリール	17	4	8	4	4	6	7	4	54
R 97 1残17	燃料タンク	27	4	4	4	4	7	4	4	58
	タオル	1, 141	1, 420	120	550	120	500	1,040	230	5, 121
	給水タンク	372	4	500	2			16	1	895
	医薬品セット	11	2	2	2	2	2	2	2	25
	ブルーシート	100								100
Vその他	ラジオ	20								20
	懐中電灯	20								20
	室内テント	112								112
	組立式便座	18	2	2	2	2	2	2	2	32
	敷マット	80								80
		_	_				_			

# 2 収容施設の供与に関する資料

## (1) 指定避難施設の概況

(1)	行りた。世界に他記せり依代		施設						
No.				連絡	各先		連絡先		
	<b>名称</b>	郵便番号	所在地	電話	FAX	管理者名		電話	FAX
1	石脇体育館	0150011	石脇字弁慶川2	244844	-	由利本荘市教育委員会	スポーツ課	246287	236624
2	鶴舞会館	0150872	瓦谷地1	242911	-	由利本荘市社会福祉協議会	健康管理課	221834	238688
3	子吉公民館	0150042	埋田字用堰北 17	220425	271008	由利本荘市教育委員会	子吉公民館	220425	271008
4	小友公民館	0150067	三条字三条谷地 72-1	230318	-	小友スポーツ振興会	小友公民館	220318	271009
5	ウッディホールこだま	0150086	館字中島 372	292501	-	由利本荘市教育委員会	石沢公民館	292111	274000
6	南内越公民館・体育館	0150051	川口字愛宕町 192	220316	220316	由利本荘市教育委員会	南内越公民館	220316	220316
7	北内越公民館	0150024	内越字平岡 304-1	220319	271010	由利本荘市教育委員会	北内越公民館	220319	271010
8	松ヶ崎出張所	0150033	神沢字浜辺 111	282001	273000	由利本荘市長	総務課	243321	233226
9	新山小学校	0150011	石脇字山ノ神 11	221420	242260	由利本荘市教育委員会	教育総務課	246280	236622
10	尾崎小学校	0150047	桜小路1	241236	241237	由利本荘市教育委員会	教育総務課	246280	236622
11	鶴舞小学校	0150885	水林	221422	221423	由利本荘市教育委員会	教育総務課	246280	236622
12	子吉小学校	0150041	薬師堂字堂の下 93-2	242990	242991	由利本荘市教育委員会	教育総務課	246280	246280
13	小友小学校	0150063	館前字後田 20	224017	224071	由利本荘市教育委員会	教育総務課	246280	246280
14	石沢小学校	0150086	館字六角 167	292341	292342	由利本荘市教育委員会	教育総務課	246280	246280
15	本荘北中学校	0150014	石脇字山ノ神 11-304	220321	232778	由利本荘市教育委員会	教育総務課	246280	236622
16	本荘南中学校	0150885	水林 465	227153	227154	由利本荘市教育委員会	教育総務課	246280	236622
17	本荘東中学校	0150041	薬師堂字境橋 77	272311	272315	由利本荘市教育委員会	教育総務課	246280	236622
18	由利高等学校グラウンド	0158543	川口字太鼓森 7	223219	223220	秋田県教育委員会	高校教育課	018 8605161	018 8605808
19	秋田県立大学本荘キャンパス	0150055	土谷字海老ノ口 84-4	272000	272180	公立大学法人秋田県立大学	施設・安全チーム	272000	272180
20	松ヶ崎体育館	0150032	松ヶ崎字荒町北側 181-1	282780	-	由利本荘市教育委員会	スポーツ課	246287	246624
21	ボートプラザ「アクアパル」	0150831	北裏地 54-1	225611	225660	由利本荘市教育委員会	ボートプラザアクアパル	225611	225660
22	本荘由利総合運動公園	0150885	水林 379	242410	-	由利本荘市教育委員会	スポーツ課	246287	236624
23	鶴舞球場	0150873	鶴沼切通地内	246287	236624	由利本荘市教育委員会	スポーツ課	246287	236624
24	石脇公園グラウンド	0150011	石脇字弁慶川	246333	241599	由利本荘市長	都市計画課	246333	241599
25	由利本荘総合防災公園	0150013	石脇字田尻野 18	246262	233226	由利本荘市教育委員会	スポーツ課	321334	

γmi√
/m/d
र्रा
立
鯔

			施設				管理する担当	6窓口	
No.	la she	和/五平日	⊒C- <del>7-</del> Uh	連	絡先	УСТН <b>Э</b> С. Б	連絡先		
	名称 	郵便番号	所在地	電話	FAX	管理者名	名称	電話	FAX
26	石沢運動広場	0150086	舘字六角 168	246287	236624	由利本荘市教育委員会	スポーツ課	246287	236624
27	市民交流学習センター	0150854	上大野 16	244344	244344	由利本荘市教育委員会	生涯学習課	246284	242457
28	本荘高等学校グラウンド	0150869	陣場台 6	220832	220833	秋田県教育委員会	高校教育課	0188605161	018 8605808
29	由利工業高等学校グラウンド	0150012	石脇字田尻 30	225520	225504	秋田県教育委員会	高校教育課	018 8605161	018 8605808
30	本荘公園	0150871	尾崎地内	243321	233226	由利本荘市長	総務課	243321	233226
31	松ヶ崎八幡神社境内	0150032	松ヶ崎字宮ノ腰 27		-			-	-
32	折林八幡神社境内	0150034	芦川字折林 69	_	-			-	-
33	芦川配水池敷地	0510034	芦川字芦川 145-2		-			-	-
34	親川御獄神社境内	0150035	親川字親川 58		-			-	-
35	深沢運動広場	0150035	親川字濁川	_	-			_	_
36	矢島小学校	0150411	矢島町城内字八森 6	562069	552721	由利本荘市教育委員会	矢島教育学習課	562203	554224
37	矢島コミュニティセンター 「日新館」	0150404	矢島町七日町字羽坂 64-1	562203	_	由利本荘市教育委員会	矢島教育学習課	562203	554224
38	矢島体育センター	0150404	矢島町七日町字上山寺 54-1	562540	562540	由利本荘市教育委員会	矢島教育学習課	562204	554224
39	矢島ふれあい公園	0150404	矢島町七日町字羽坂 174	554951	-	由利本荘市長	矢島総合支所市民サービス課	554951	553405
40	矢島多目的運動広場	0150404	矢島町七日町字上山寺 34-2	562540	562540	由利本荘市教育委員会	矢島教育学習課	562204	554224
41	矢島中学校	0150404	矢島町七日町字助の渕 1-4	562062	552131	由利本荘市教育委員会	矢島教育学習課	562203	554224
42	矢島高等学校グラウンド	0150404	矢島町七日町字助の渕 1-5	553031	_	秋田県教育委員会	高校教育課	018 8605161	018 8605808
43	矢島ソフトボール場	0150404	矢島町七日町字上山寺20-1	562540	-	由利本荘市教育委員会	矢島教育学習課	592203	554224
44	岩城コミュニティセンター 「岩城会館」	0181301	岩城内道川字新鶴潟 50	732468	732131	由利本荘市教育委員会	岩城教育学習課	732468	732131
45	岩城総合体育館	0181301	岩城内道川字新鶴潟 50	732468	732131	由利本荘市教育委員会	岩城教育学習課	732468	732131
46	岩城中学校	0181305	岩城二古字向村 20-1	732212	733550	由利本荘市教育委員会	岩城教育学習課	732468	732131
47	亀田体育館	0181217	岩城亀田亀田町字亀田町 93	732468	732131	由利本荘市長	岩城教育学習課	732468	732131
48	岩城多目的グラウンド (天鷺グラウンド)	0181217	岩城亀田亀田町字亀田町 45	732468	732131	由利本荘市教育委員会	岩城教育学習課	732468	732131
49	二古自治会グラウンド	0181305	岩城二古字庵ノ前 1-4	_		二古自治会	岩城総合支所市民サービス課	732011	732131
50	上新谷自治会グラウンド	0181302	岩城勝手字前砂沢地内	-		上新谷自治会	岩城総合支所市民サービス課	732011	732131

			施設				管理する担当窓	ŽП	
No.	名称	和/五亚口	50 <i>1</i> Wh	連絡	各先	УСТИ <b>-</b> 2. ГО	連絡先		
	<b>名</b> 你	郵便番号	所在地	電話	FAX	管理者名	名称	電話	FAX
51	国立病院機構あきた病院	0181301	岩城内道川字井戸ノ沢 84-40	733822		由利本荘市長	岩城総合支所市民サービス課	732012	732131
52	旧道川中学校グラウンド	0181301	岩城内道川字烏森 150-70	-		由利本荘市長	岩城総合支所市民サービス課	732011	732131
53	岩城総合支所駐車場	0181301	岩城内道川字新鶴潟 50	-		由利本荘市長	岩城総合支所市民サービス課	732011	732131
54	B&G 由利海洋センター	0150341	前郷字御伊勢下 39-2	533166	533881	由利本荘市教育委員会	由利教育学習課	532245	532992
55	由利コミュニティセンター 「善隣館」	0150341	前郷字御伊勢下 24-1	532336	532992	由利本荘市教育委員会	由利教育学習課	532245	532992
56	由利中学校	0150341	前郷字根堀台 39	532526	533437	由利本荘市教育委員会	由利教育学習課	532245	532992
57	由利小学校	0150341	前郷字金神 110	328171	532013	由利本荘市教育委員会	由利教育学習課	532245	532992
58	由利体育館	0150341	前郷字御伊勢下1	532879		由利本荘市教育委員会	由利教育学習課	532245	532992
59	旧前郷小学校グラウンド	0150341	前郷字滝沢舘 76-4			由利本荘市教育委員会	由利教育学習課	532245	532992
60	鮎川学習センターグラウンド	0150363	町村字鳴瀬台 65-1			由利本荘市教育委員会	由利教育学習課	532245	532992
61	旧西沢小学校グラウンド	0150352	西沢字舞台 5-7			由利本荘市教育委員会	由利教育学習課	532245	532992
62	由利緑地公園多目的グラウンド	0150361	黒沢字山本 68	534141		由利本荘市教育委員会	由利教育学習課	532245	532992
63	西目小学校	0180604	西目町沼田字新屋下 37-1	332305	333513	由利本荘市教育委員会	西目教育学習課	334611	332210
64	西目中学校	0180602	西目町出戸字浜山 6-107	332304	334199	由利本荘市教育委員会	西目教育学習課	334611	332210
65	西目公民館「シーガル」	0180604	西目町沼田字新道下 2-533	332315	333536	由利本荘市教育委員会	西目教育学習課	334611	332210
66	中高屋公民館広場	0180602	西目町出戸字浜山 1-47	332321		中高屋町内会	西目総合支所市民サービス課	334610	334189
67	出戸交流センター敷地内	0180602	西目町出戸字浜山 6-108	334545		出戸町内会	西目総合支所市民サービス課	334610	334189
68	御月森グラウンド	0180601	西目町海士剥字御月森 1-530	_	-	海士剥町内会	西目総合支所市民サービス課	334610	334189
69	西目高等学校グラウンド	0180604	西目町沼田字新道下 2-142	332203		秋田県教育委員会	高校教育課	018 8605161	018 8605808
70	特別養護老人ホーム 「ひまわり」駐車場	0180601	西目町海士剥字御月森1	321133		本莊久寿会	特別養護老人ホーム「ひまわり」	321133	
71	紫水館	0150501	鳥海町伏見字久保 193	573020	276041	由利本荘市教育委員会	鳥海教育学習課	573020	276041
72	鳥海トレーニングセンター	0150501	鳥海町伏見字折切 38-3	573065	_	由利本荘市教育委員会	鳥海教育学習課	572881	276041
73	鳥海学習センター	0150503	鳥海町栗沢字上田野 4	572900	-	由利本荘市教育委員会	鳥海教育学習課	572881	276041
74	鳥海中学校	0150504	鳥海町上川内字西野 108	572309	572875	由利本荘市教育委員会	鳥海教育学習課	573506	572076
75	小川農村環境改善センター	0150505	鳥海町小川字倉隅 16-1	572650	-	小川農村環境改善センター管	<b>管理運営委員会</b>	572650	_
76	笹子学習センター	0150721	鳥海町上笹子字堺台 65	592233	-	由利本荘市教育委員会	鳥海教育学習課	572881	276041
77	笹子公民館	0150721	鳥海町上笹子字下野 77-2	592231	-	由利本荘市教育委員会	鳥海教育学習課	572881	276041

VIII	ī	Ì
	Y	
	٠	
₹	ŀ	Ϋ́

			施設				管理する担当領	芝口	
No.	t the	和(年平日	30 to 10h	連絡	各先	<i>к</i> ктш <b>∀.</b> Д	連絡先		
	名称 	郵便番号	所在地	電話	FAX	管理者名	名称	電話	FAX
78	直根公民館	0150514	鳥海町中直根字中山 5-2	582212	582112	由利本荘市教育委員会	鳥海教育学習課	572881	276041
79	上田野グラウンド	0150503	鳥海町栗沢字上田野 2-11	572881	276041	由利本荘市教育委員会	鳥海教育学習課	572881	276041
80	東由利体育館	0150211	東由利老方字台山 40	693609	-	由利本荘市教育委員会	東由利教育学習課	692310	692039
81	総合開発センター「有鄰館」	0150211	東由利老方字台山 36	692417	-	由利本荘市教育委員会	東由利教育学習課	692310	692039
82	老方館グラウンド	0150211	東由利老方字五升畑 13	692022	-	由利本荘市長	東由利総合支所市民サービス課	692110	692526
83	八塩生涯学習センター	0150221	東由利舘合字舘野 10	692028	692215	由利本荘市教育委員会	東由利教育学習課	692310	692039
84	東由利小学校	0150201	東由利法内字宮ノ前 243	692500	692501	由利本荘市教育委員会	東由利教育学習課	692310	692039
85	東由利中学校	0150211	東由利老方字台山 85	692420	692431	由利本荘市教育委員会	東由利教育学習課	692310	692039
86	東由利運動場	0150211	東由利老方字台山 23	692310	692039	由利本荘市教育委員会	東由利教育学習課	692310	692039
87	大琴生涯学習支援センター グラウンド	0150241	東由利宿字上ノ台 73		692039	由利本荘市教育委員会	東由利教育学習課	692310	692039
88	旧住吉小学校跡広場	0150232	東由利田代字住吉 48-1	692110		田代自治会	東由利総合支所市民サービス課	692110	692526
89	大内農村環境改善センター	0180795	岩谷町字日渡 100	652210	652841	由利本荘市教育委員会	大内教育学習課	652210	652841
90	岩谷小学校	0180711	岩谷町字十二柳 2	652220	653928	由利本荘市教育委員会	大内教育学習課	652809	653829
91	大内中学校	0180722	中館字堤台 6	652105	653929	由利本荘市教育委員会	大内教育学習課	652809	653829
92	下川大内出張所	0180855	松本字上川原 14-4	662001	662959	由利本荘市長	大内総合支所市民サービス課	652211	652610
93	旧下川大内小学校	0180842	新沢字猫屋布 45	_	-	由利本荘市長	大内総合支所市民サービス課	652211	652610
94	旧上川大内小学校	0180903	小栗山字小栗山 76-2	_	_	由利本荘市長	大内総合支所市民サービス課	652211	652610
95	上川大内出張所	0180903	小栗山字小栗山 113	672301	672918	由利本荘市長	大内総合支所市民サービス課	652211	652610
96	由利本荘市総合体育館	0180711	岩谷町字西越 62	620500	620501	由利本荘市教育委員会	大内教育学習課	652210	652841
97	由利本荘市消防庁舎	0150801	美倉町 27-2	224282	232748	由利本荘市消防本部	消防本部総務課	224282	232748
98	本荘公園前広場	0150871	尾崎 17	246332		由利本荘市長	都市計画課	246332	
99	コミュニティ体育館	0150801	美倉町 30	321334		由利本荘市教育委員会	スポーツ課	321334	
100	砂子下コミュニティセンター	0150875	砂子下 15-1	246333		由利本荘市長	都市計画課	246333	
101	文化交流館「カダーレ」	0150076	東町15	222500	223376	由利本荘市教育委員会	生涯学習課	246284	242457
102	由利本荘市職業訓練センター	0150011	石脇字田尻 30-22	235502		職業訓練センター		235502	
103	光禅寺境内	0150032	松ヶ崎字光禅寺前 105						
104	神沢緑地広場	0150032	神沢字冷水	246355		由利本荘市長	農山漁村振興課	246355	
105	神沢配水池敷地	0150032	神沢字赤砂子 25-2	246337					

			施設				管理する担当	窓口	
No.	名称	和/市巫口	=C++ Ub	連絡	各先	管理者名	連絡先		
	名 <b>你</b>	郵便番号	所在地	電話	FAX	官理有名	名称	電話	FAX
106	松ヶ崎運動広場	0150032	神沢字大森山地内	282001		由利本荘市教育委員会	松ヶ崎公民館	282001	
107	三川公民館前広場	0150031	浜三川字三川 12-1	236606		三川公民館		236606	
108	北内越運動広場	015024	内越字中の目 209						
109	南内越運動広場	0150051	川口字愛宕山 150	220316	220316	由利本荘市教育委員会	南内越公民館	220316	220316
110	石沢体育館	0150086	館字六角 168	292341		由利本荘市教育委員会	石沢小学校	292341	
111	矢島消防署	0150417	矢島町元町字大川原 127-1	552111	562119	由利本荘市消防本部	矢島消防署	552111	562119
112	旧道川小学校グラウンド	0181301	岩城内道川字烏森 151						
113	岩城小学校	0181215	岩城赤平字新鶴巻 4	625030	742229	由利本荘市教育委員会	岩城小学校	625030	742229
114	亀田出張所	0181217	岩城亀田亀田町字田町 41	722001	742002	由利本荘市長	亀田出張所	722001	742002
115	坊主森	0180602	西目町出戸外字浜山国有林						
116	B&G西目海洋センター	0180604	西目町沼田字新道下 2-682	334128	332273	由利本荘市教育委員会	西目海洋センター	334128	332273
117	旧直根小学校グラウンド	0150513	鳥海町下直根字大谷地 28	572201		由利本荘市長	鳥海総合支所市民サービス課	572201	
118	旧笹子小学校グラウンド	0150721	鳥海町上笹子字堺台 65 の一部	572201		由利本荘市長	鳥海総合支所市民サービス課	572201	
119	健康広場	0150501	鳥海町伏見字折切 38-1	572881		由利本荘市教育委員会	鳥海教育学習課	572881	
120	鳥海小学校	0150504	鳥海町上川内字西野 14-1	276311	572700	由利本荘市教育委員会	鳥海小学校	276311	572700
121	直根学習センター	0150513	鳥海町下直根字大谷地 37	572881		由利本荘市教育委員会	鳥海教育学習課	572881	
122	本荘由利広域行政センター	0150871	尾崎 17	232019		本荘由利広域行政事務組合	総務課	232019	
123	羽後信用金庫(駐車場)	0150816	本荘 13	233000	_	羽後信用金庫		233000	
124	本荘グランドホテル	0150000	岩淵下 254 番地	234511	_	株式会社本荘グランドホティ	V	234511	
125	ホテルアイリス	0150821	肴町5番地	245115	_	株式会社ホテルアイリス		245115	
126	本荘合同庁舎	0150874	給人町17番地	222335		本荘税務署		222335	
127	本荘ステーションホテル	0150075	花畑町 1-80	233611	_	株式会社本荘ステーションス	マテル	233611	
128	本荘南部コミュニティ防災センター	0150862	小人町 42-2	246238	_	由利本荘市	危機管理課	246238	
129	田尻野消防センター	0150013	石脇田尻野 23-8	246238	_	消防本部	総務課	224282	
130	石沢コミュニティ防災センター	0150092	山内下長田 39	246238	_	由利本荘市	危機管理課	246238	
131	子吉地区コミュニティ防災センター	0150045	葛法轌田 1-5	246238	_	由利本荘市	危機管理課	246238	
132	矢島保育園	0150411	矢島町城内字八森下 515	275656	_	矢島保育園		275656	
133	矢島福祉会館	0150411	矢島町舘町 25	562205	_	矢島総合支所	市民福祉課	554959	
134	西滝沢水辺プラザ	0150331	川西字高野 242-1	534141		由利総合支所	由利総合支所市民サービス課	532112	

			施設				管理する担当窓	50	
No.	名称	郵便番号	所在地	連絡	各先	管理者名	連絡先		
	<b>名</b> 你	郵便番方	所任地	電話	FAX	官理有名	名称	電話	FAX
135	大内小学校	0180855	松本字及位野 78	662010	_	大内小学校	大内教育学習課	462010	
136	岩谷体育館	0180711	岩谷町字日渡78	652210	-	大内総合支所	教育学習課	662210	
137	八塩館	0150231	東由利黒渕字野中83-5	693606	_	東由利総合支所	東由利総合支所市民サービス課	692110	
138	住吉館	0150232	東由利田代字住吉 48-1	693508	-	東由利総合支所	東由利総合支所市民サービス課	692110	
139	玉米会館	0150221	東由利舘合字向田 79-4	692855	_	東由利総合支所	東由利総合支所市民サービス課	692110	
140	大蔵館	0150202	東由利蔵字蔵 113-1	692864	_	東由利総合支所	東由利総合支所市民サービス課	692110	
141	高瀬館	0150241	東由利宿字上ノ台 363-1	693603	_	東由利総合支所	東由利総合支所市民サービス課	692110	
142	袖山館	0150232	東由利田代字滝ノ下 5-1	693602	-	東由利総合支所	東由利総合支所市民サービス課	692110	
143	老方館	0150211	東由利老方字五升畑 13	-	_	東由利総合支所	東由利総合支所市民サービス課	692110	
144	東由利克雪管理センター	0150201	東由利法内字上苗代沢 36	693500	_	東由利総合支所	東由利総合支所市民サービス課	692110	
145	「黄桜温泉」湯楽里(駐車場)	0150211	東由利老方字畑田 28	692611	_	「黄桜温泉」湯楽里		692611	
146	津波避難タワー	0180601	西目町海士剥 52-21	-	_	由利本荘市	危機管理課	246238	

# (2) 福祉避難所

No.	種別	施設名	住所	電話番号
1		萬生苑	水林 284 番地	24-3711
2		ふるさと学び舎	土谷字新谷地 157 番地	28-1165
3		花ごよみ	土谷字新谷地 160 番地	28-1187
4		あじさいの郷	水林 459 番地 2	23-3553
5	사 미나 <b>보</b> 크카	ふるさと矢島	矢島町城内字八森下 481 番地 1	28-5711
6	特別養護老人ホーム	広洋苑	内道川字上山 134 番地	73-2245
7	七八か、ム	白百合苑	前郷字家岸 79-17	53-2100
8		おおうち	岩谷町字ハケノ下80番地2	62-1133
9		東光苑	東由利蔵字蔵 83	69-2251
10		ひまわり	西目町海士剥字御月森1番地	32-1133
11		鳥寿苑	鳥海町伏見字久保 77	57-2500
12		しょうわ	石脇字田尻 33	23-7100
13	介護老人	ひまわりの里	浜三川字小山口 20	27-1133
14	保健施設	あまさぎ園	岩城富田字根本 9 番地 3	62-5001
15		グランドファミリー西目	西目町沼田字新道下2-6	32-1011
16		地域生活支援センターみずばやし	調練場 1-1	23-3551
17	障がい	和(なごみ)	石脇字田尻 108	24-0753
18	者支援施設	はまなす園	内道川字鳥森 150-297	73-3447
19		秋田県心身障害者コロニー	西目町出戸字孫七山3-2	33-2255

# 3 食品の供与及び飲料水の供給に関する資料

# (1) 学校給食施設

44 414	共同調理場	<u>1</u>	単独校調理場	
地域	名称	供給食数	名称	供給食数
本荘			新山小学校	3, 452
			鶴舞小学校	
			尾崎小学校	
			子吉小学校	
			小友小学校	
			石沢小学校	
			本莊北中学校	
			本荘南中学校	
			本荘東中学校	
矢島			矢島小学校	301
			矢島中学校	
岩城	岩城学校給食センター	253	岩城中学校	140
由利			由利小学校	349
			由利中学校	
大内			岩谷小学校	492
			大内小学校	
			大内中学校	
東由利			東由利小学校	214
			東由利中学校	
西目	西目学校給食センター	681		
鳥海	鳥海学校給食センター	240		

# (2) 浄水場・配水池一覧(平成30年12月1日現在)

No.	地域	浄水場の名称	公称浄水能力 (m³/日)	貯水量
1	本荘	蟻山浄水場	18, 025	_
2	本荘	子吉浄水場	4, 600	_
3	本荘	由利原浄水場	10, 500	_
4	本荘	石沢浄水場	1,000	_
5	本荘	大浦浄水場	65	_
6	矢島	上野浄水場	3, 020	_
7	由利	大台浄水場	2, 100	_
8	鳥海	奥山浄水場	122	_
9	鳥海	猿倉浄水場	580	_

No.	地域	浄水場の名称	公称浄水能力 (m³/日)	貯水量
10	鳥海	百宅浄水場	538	_
11	鳥海	砂子浄水場	1, 287	_
12	鳥海	荒見浄水場	330	
13	本荘	松ケ崎浄水場	300	_
14	本荘	芦川浄水場	800	_
15	本荘	山内浄水場	24	_
16	矢島	花立浄水場	126	_
17	矢島	元町南浄水場	66	_
18	岩城	滝俣浄水場	1, 706	_
19	岩城	南沢浄水場	200	_
20	岩城	内道川浄水場	558	_
21	岩城	君ケ野浄水場	1, 294	_
22	岩城	新君ケ野浄水場	383	_
23	由利	平石・堰口浄水場	46	_
24	由利	二タ子浄水場	13	_
25	由利	田代・屋敷浄水場	67	_
26	大内	加賀沢浄水場	2,000	_
27	大内	岩谷麓浄水場	125	_
28	大内	大倉沢浄水場	46	_
29	大内	大内第二浄水場	2,000	_
30	大内	大小屋浄水場	84	_
31	大内	代内浄水場	144	_
32	大内	滝浄水場	62	_
33	大内	羽広浄水場	118	_
34	東由利	ボツメキ浄水場	1, 308	_
35	東由利	松沢浄水場	1, 015	
36	本荘	蟻山第一配水池	_	3,000
37	本荘	蟻山第二配水池	_	5, 500
38	本荘	蟻山第三配水池	_	1, 500
39	本荘	子吉第一配水池	_	2,000
40	本荘	子吉第二配水池	_	3,000
41	本荘	由利原配水池	_	3,000
42	本荘	石沢配水池	_	1,000
43	本荘	石脇配水池	_	5, 000
44	本荘	赤田配水池	_	500

No.	地域	浄水場の名称	公称浄水能力 (m³/日)	貯水量
45	本荘	赤田第二配水池	_	60
46	本荘	赤田第一配水池	_	36
47	西目	西目配水池	_	2,000
48	本荘	小友配水池	_	500
49	本荘	石沢配水池	_	1,000
50	本荘	大浦配水池	_	80
51	矢島	上野低区配水池	_	1, 743
52	矢島	上野高区配水池	_	50
53	矢島	川辺配水池	_	411
54	矢島	坂ノ下配水池	_	241
55	由利	大台配水池	_	2, 459
56	鳥海	奥山配水池	_	242
57	鳥海	荒見配水池	_	295
58	鳥海	直根第2配水池	_	160
59	鳥海	直根第4配水池	_	274
60	鳥海	川内第5配水池	_	90
61	鳥海	猿倉配水池	_	509
62	鳥海	猿倉低区配水池	_	70
63	鳥海	川内第2配水池	_	50
64	鳥海	川内第3配水池	_	176
65	鳥海	上原配水池	_	94
66	鳥海	西久米第1配水池	_	123
67	鳥海	西久米第2配水池	_	156
68	鳥海	笹子配水池	_	231
69	鳥海	針水配水池	_	63
70	鳥海	小川配水池	_	150
71	鳥海	天池配水池	_	40
72	鳥海	川内配水池	_	239
73	鳥海	外山配水池	_	42
74	本荘	松ヶ崎RC配水池	_	150
75	本荘	松ヶ崎PC配水池	_	350
76	本荘	芦川配水池	_	565
77	本荘	山内配水池	_	16
78	矢島	元町南高区配水池	_	15
79	矢島	元町南低区配水池	_	41

No.	地域	浄水場の名称	公称浄水能力 (m³/日)	貯水量
80	矢島	熊之子沢配水池	-	44
81	矢島	花立配水池	_	147
82	矢島	濁川配水池	_	8
83	矢島	スキー場配水池	_	14
84	岩城	富田配水池	_	458
85	岩城	内道川受配水場	_	12
86	岩城	内道川低区配水池	_	328
87	岩城	内道川高区配水池	_	328
88	岩城	春の丘配水池	_	462
89	岩城	鶴潟配水池	_	156
90	岩城	上黒川配水池	_	10
91	由利	平石堰口配水池	_	50
92	由利	二タ子配水池	_	60
93	由利	田代屋敷配水池	_	100
94	東由利	東由利第一配水池	_	210
95	東由利	東由利第二配水池	_	118
96	東由利	八塩いこいの森配水池	_	102
97	東由利	大吹川配水池	_	56
98	東由利	東由利第三配水池	_	673
99	東由利	土場沢配水池	_	45
100	東由利	杉森配水池	_	27
101	東由利	沼配水池	_	16
102	東由利	黒沢配水池	_	7
103	東由利	小倉配水池	_	68
104	東由利	高村配水池	_	16
105	東由利	松芝配水池	_	55
106	東由利	<b>舘合配水池</b>	_	253
107	東由利	新沢配水池	_	10
108	大内	岩谷配水池	_	918
109	大内	古舘配水池	_	702
110	大内	岩谷麓配水池	_	50
111	大内	大倉沢配水池	_	34
112	大内	大内第二第一配水池	_	462
113	大内	軽井沢配水池	_	30
114	大内	大内第二第二配水池	_	630

No.	地域	浄水場の名称	公称浄水能力 (m³/日)	貯水量
115	大内	小関川配水池	_	202
116	大内	大小屋第一配水池	_	65
117	大内	大小屋第二配水池	_	65
118	大内	代内配水池	_	43
119	大内	小栗山配水池	_	145
120	大内	羽広配水池	_	108
121	大内	小羽広配水池	_	31
122	大内	滝配水池	_	52

<sup>※</sup>浄水場は『公称浄水能力』のみを記載。

※配水施設を兼用する浄水場は、配水池にカウント。

# (3) 貯水槽一覧(平成30年12月1日現在)

No.	地区	貯水槽設置箇所	名称及び貯水容量
1	本荘	由利本荘市中横町地内	飲料水兼用型耐震貯水槽 (1基40t)

# (4)給水器械、資材一覧(平成30年12月1日現在)

No.	地区	資機材名	単位	数量	備考
1	本荘	給水車 (3 t)	台	1	
2	本荘	給水車 (2 t)	台	1	
3	本荘	可搬式給水タンク	個	17	1.0 m³ 3個 0.5 m³ 8個 0.3 m³ 6個
4	本荘	ソフトタンク	基	1	1. 0 m³
5	本荘	応急給水袋	個	8, 600	6. 0L 200 個 10. 0L 8, 400 個
6	大内	ポリタンク	個	158	10. OL 2 個 18. OL 149 個 20. OL 3 個 23. OL 4 個
7	矢島	ポリタンク	個	90	20. 0L
8	本荘	発電機 (可搬式)	台	3	
9	本荘	水中ポンプ	台	3	

# 第5章 安否情報に関する資料

- 1 安否情報の収集・提供に関する資料
- (1) 武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令

武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他 の必要な事項を定める省令

(平成十七年三月二十八日総務省令第四十四号)

最終改正:平成二十七年九月十六日総務省令第七十六号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成十六年政令第二百七十五号)第二十五条第二項及び第二十六条第四項(これらの規定を同令第五十二条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令を次のように定める。

#### (安否情報の収集方法)

第一条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。)第九十四条第一項及び第二項(法第百八十三条において準用する場合を含む。)の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第一号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第二号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

### (安否情報の報告方法)

第二条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。)第二十五条第二項(令第五十二条において準用する場合を含む。)の総務省令で定める方法は、法第九十四条第一項及び第二項(法第百八十三条において準用する場合を含む。)に規定する安否情報を様式第三号により記載した書面(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。)の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

### (安否情報の照会方法)

第三条 法第九十五条第一項(法第百八十三条において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規 定による安否情報の照会は、令第二十六条第一項(令第五十二条において準用する場合を含む。)に規 定する事項を様式第四号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより 行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしよ うとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話 その他の方法によることができる。

- 2 法第九十五条第一項(法第百八十三条において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあっては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。
- 3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

#### (安否情報の回答方法)

第四条 法第九十五条第一項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第五号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

### (安否情報の提供)

第五条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村(特別区を含む。以下同じ。)の長が法第九十五条 第一項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第九十四条第二項の規 定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、 書面により提供することとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則(平成一八年三月三一日総務省令第五○号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、本則に一条を加える改正規定及び附則 第二条の別表の改正規定のうち第五条に係る部分については、平成十九年四月一日から施行する。

附 則(平成二七年九月一六日総務省令第七六号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下この条及び次条第一項において「番号利用法」という。) 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平

成二十八年一月一日)から施行する。

(経過措置)

## 第二条

2 次に掲げる省令の規定の適用については、住民基本台帳カード(第五条の規定による改正前の住民基本台帳法施行規則別記様式第二の様式によるものに限る。)は、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時までの間は、個人番号カードとみなす。

### 一及び二略

三 第十一条の規定による改正後の武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安 否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令第三条第二項

### 様式第1号(第1条関係)

# 安否情報収集様式 (避難住民・負傷住民)

記入日時(年月日時分)

1	氏名	
2	フリガナ	
3	出生の年月日	年 月 日
2	男女の別	男  女
(5)	住所 (郵便番号を含む。)	
6	国籍	日本 その他()
7	その他個人を識別するための情報	
8	負傷(疾病)の該当	負傷 非該当
9	負傷又は疾病の状況	
10	現在の居所	
11)	連絡先その他必要情報	
12	親族・同居者からの照会があれば、①~⑪を回答する予定	回答を希望しない
7	ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	凹合を布主しない
13	知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回	回答を希望しない
徨	「「「「「「」」」。	四合で加主しない
14)	①~⑪を親族・同居人・知人以外の者からの照会に対する	同意する
E	□答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲ん	
7	ですさい。	同意しない
*	備  考	

- (注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、 上記⑫~⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、 国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがありま す。さらに記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。
- (注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は書面申請により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。
- (注3) 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- (注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

## 様式第2号(第1条関係)

## 安否情報収集様式 (死亡住民)

記入日時(年月日時分)

1	氏名	
2	フリガナ	
3	出生の年月日	年 月 日
4	男女の別	男  女
(5)	住所(郵便番号を含む。)	
6	国籍	日本 その他()
7	その他個人を識別するための情報	
8	死亡の日時、場所及び状況	
9	遺体が安置されている場所	
10	連絡先その他必要情報	
11)	①~⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し回答	同意する
,	けることへの同意	同意しない
*	備考	

- (注1) 本収集は国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報ほ保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。
- (注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。
- (注3) 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- (注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

⑪の同意回答者名	連絡先		
同意回答者住所		続柄	

(注5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

### 様式第3号(第2条関係)

# 安否情報報告書

報告日時: 年 月 日

市町村名: 担当者名:

①氏名	②フリガナ	③出生の 年月日	④男女 の別	5住 所	<b>⑥国籍</b>	⑦その他個人を識別 するための情報	⑧負傷(疾病)の状況	⑨負傷又は 疾病の状況	⑩現在の居所	①連絡先その他 必要情報	②親族・同居者 ~の回答の希望	③知人への 回答の希望	望親族・同居者・知人以外の 者への同意または、公表の同意	備考

#### 備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を 記入すること。
- 5 ⑫~⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」 欄に記入すること。

# 様式第4号(第3条関係)

# 安否情報照会書

(都)	総務大臣 道府県知事) 市町村長)	殿			(居所)		4	<b>F</b>	月	日
	記の者につい							めの	措置に	関する
(( の場	照会をする )を付けて下 場合、理由を ナ。)	でさい。③	2			(又は同居) (大、職場関係				るため。
	備	考								
被照合	氏	名								
会者を特定	フリ	ガナ								
特定力	出生の	年月日								
するた	男女	の別								
めにと	住	所								
必要な事	<u>国</u> (日本国籍を有し	<b>籍</b> ない者に限る。)		日	本	その他	(		)	
事項	その他個 するため									
}	※ 申請者の	)確認								
;	※ 備	考								

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 2 法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
  - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
  - 4 ※印の欄は記入しないで下さい。

## 様式第5号(第4条関係)

# 安否情報回答書

		殿				年	月	日	
				総務 (都道府 (市町	県知事)				
	年 月 日付	けで照会	があった安石	5情報につ	いて、下詞	記のと	:おり[	回答しま	きす。
避難	住民に該当するか	否かの別							
	文撃災害により死 た住民に該当する								
	氏	名							
	フリカ	i ナ							
被	出生の年	月日							
1/又	男女の	)別							
照	住	所							
会	国 (日本国籍を有しな)	<b>籍</b> い者に限る。)	Ħ	本	その他	Ţ (		)	
者	その他個人 するため <i>0</i>								
14	現在の	居所							
	負傷又は疾病	ちの状況							
	連絡先その他	必要情報							

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
  - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
  - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
  - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

(2) 安否情報の収集及び提供に係る留意事項等について(平成17年4月1日消防国第22号)

#### 第一 安否情報の収集及び提供に関する基本的事項

1 他の国民の保護のための措置との関係について

安否情報の収集及び提供は、武力攻撃事態等という極限状況の中で行う措置であることから一定の限界があり、武力攻撃事態等や武力攻撃災害等の状況を踏まえ、他の国民の保護のための措置の実施 状況を勘案し、その緊急性や必要性を踏まえて行えば足りるものであることに留意すること。

2 個人情報の保護等への配慮について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。)の規定及び国民の保護に関する基本指針(平成 17 年 3 月 25 日閣議決定。以下「基本指針」という。)を踏まえ、安否情報の収集及び提供に当たっては、個人情報の保護及び報道の自由について特に配慮願いたいこと。

#### 第二 安否情報の収集に関する事項

- 1 市町村長の行う安否情報の収集
  - (1) 市町村長は、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市町村が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、 避難者名簿を作成する等により安否情報の収集を行うものとする。
  - (2) 市町村長は、(1) に加えて、消防機関からの情報収集を行うほか、あらかじめ把握している 運送機関、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情 報の収集についての協力を求めるものとする。
- 2 都道府県知事の行う安否情報の収集
  - (1) 都道府県知事は、市町村長の行う安否情報の収集を支援するという立場から、当該都道府県の 区域内の市町村における安否情報の収集方法、収集先などの安否情報収集体制を平素から把握す ることにより、都道府県と市町村の安否情報収集における役割分担を定めるものとする。

また、必要に応じ市町村における体制整備のための助言を行うよう努め、体制が不十分な市町村に対しては必要な支援を行うよう努めるものとする。

(2) 都道府県知事は、必要に応じて自ら安否情報を収集するほか、都道府県警察への安否情報の照会を行い、また、運送機関、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求めるものとする。

### 第三 安否情報の報告に関する事項

- 1 市町村長から都道府県知事に対する安否情報の報告
  - (1) 市町村長から都道府県知事に対する安否情報の報告は、安否情報省令に規定する様式第3号の安否情報報告書に必要な事項を記載した書面の送付により行うものとし、下記の事項に留意するとともに、別紙記入例を参考にすること。
    - ① 安否情報の報告は、収集した安否情報の整理を円滑に行う観点から、できる限り電子データ を電子メールで送信することにより行うものとする。

② ただし、武力攻撃災害等により電気通信設備の機能に支障をきたした場合等電子メールの送信によることができない場合や、事態が急迫し職員によるデータ入力を行う時間的余裕がない場合等には、ファクシミリ装置を用いた送信、口頭、電話その他の方法により安否情報の報告を行うことができるものとする。

#### (2) 安否情報の報告時期

- ① 安否情報の報告は、断片的な安否情報を収集するたび逐次報告を行う必要はなく、武力攻撃 事態等の推移や避難住民等の誘導、避難住民等の救援その他の国民の保護のための措置の実施 状況を勘案し、市町村長の判断により都道府県知事に報告するほか、都道府県知事から報告時 期の指定があった場合は、当該時期に従って報告するものとする。
- ② 都道府県知事は、消防庁からの助言等に基づき、又は独自の判断で、市町村長に対し安否情報を報告すべき時期を適宜指定するものとする。
- ③ 都道府県知事は、特に必要があると認める場合には、市町村長に対し、死亡した者及び重傷者等についての安否情報を優先的に報告するよう求めることができるものとする。
- 2 都道府県知事から総務大臣(消防庁)への安否情報の報告
  - (1) 都道府県知事から総務大臣(消防庁)への安否情報の報告は、市町村長から都道府県知事に対 する安否情報の報告に準じて行うものとする。

なお、安否情報の報告先については、武力攻撃事態等において消防庁対策本部が設置された後に、速やかに消防庁対策本部から都道府県知事に対し連絡され、また、安否情報の報告時期については、適宜消防庁対策本部から都道府県知事に連絡されることに留意すること。

(2) 都道府県は、市町村長からの報告を受けた安否情報及び自ら収集した安否情報について、名寄せ等を行いできる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努めるとともに、重複が排除できない情報や真偽が定かではない情報については、安否情報報告書の備考欄に記述するなど、その旨を明らかにして報告するものとする。

#### 第四 安否情報の照会に関する事項

#### 1 安否情報の照会

- (1) 安否情報の照会をしようとする者は、原則として、安否情報省令に規定する様式第4号の安否情報照会書に必要な事項を記載した書面を提出することにより行うものとされている。そのため、武力攻撃事態等において、地方公共団体の長は、下記の事項に留意し、別紙記入例を参考として、適切な安否情報の照会が行われるよう住民に対し周知等を行うものとする。
  - ① 安否情報の照会は、原則として、照会窓口に安否情報照会書を提出することにより行うものとする。
  - ② ただし、安否情報について照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合や窓口に人が 殺到すること等による危険を回避するため必要がある場合等には、電子メールの送信、ファクシミリ装置を用いた送信、口頭、電話その他の方法により照会を行うことができるものとする。
- (2) 安否情報の照会に当たっては、照会をする理由、照会に係る者を特定するために必要な事項等を明らかにさせるとともに、必要に応じて本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証等)の提示を求めるものとする。

また、(1)②の窓口における書面の提出による照会以外の場合にあっても、同様に、必要な 事項を明らかにさせること。

#### 第五 安否情報の回答に関する事項

- 1 安否情報の回答
  - (1) 安否情報の回答方法

安否情報の回答は、原則として、安否情報省令に規定する様式第5号の安否情報回答書に必要な事項を記載した書面の交付により行うものとし、下記の事項に留意するとともに、別紙記入例を参考にすること。

- ① 安否情報の回答は、原則として、窓口において書面を交付することにより行うものとする。
- ② ただし、安否情報の照会方法に応じて電子メールの送信、ファクシミリ装置を用いた送信、口頭、電話その他の方法による回答も可能とする。
- ③ 安否情報を回答した場合は、照会を行った者の氏名等及び回答した安否情報の内容等について、できる限りその回答状況を記録しておくものとする。
- (2)避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否か について回答する場合には、下記の事項に留意すること。
  - ① 安否情報の回答は、安否情報の照会が「不当な目的」によるものと認めるとき又は安否情報の照会に対する回答により知り得た事項が「不当な目的に使用」されるおそれがあると認めるときを除き、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かを回答するものとする。
  - ② この場合において、「不当な目的」とは、他人の安否情報を知ることが社会通念上相当と認められる必要性ないし合理性がないにもかかわらず、その安否情報を探索したり、暴露したりなどしようとすることをいい、例えば、債権を取り立てるため債務者の所在を聞き出すための目的で行われる場合などを指す。
  - ③ 「不当な目的に使用」とは、例えば、住民の住所、氏名等を転記して名簿を作成し、これを不特定多数の者に頒布、販売するような行為などを指す。
  - ④ 「不当な目的」又は「不当な目的に使用」を判断するに当たっては、本人の確認、照会をする理由の真実性の確認等により判断するものとする。

本人の確認については、安否情報の照会時に運転免許証等本人であることを証明する書類により行うものとし、照会をする理由の真実性の確認については、原則として安否情報照会書の記載内容によって確認すれば足りるが、その真実性につき疑義を生ぜしめる特段の事情があるときは、安否情報を照会しようとする者に対し口頭で質問し、関係文書の提示を求める等適宜の方法により行うものとする。

- ⑤ 安否情報の照会が、窓口における書面の提出以外の電子メールの送信、ファクシミリ装置を 用いた送信、口頭、電話その他の方法により行われた場合は、照会をしようとする者の本人確 認や「不当な目的」等の確認について特に注意するものとする。
- (3) 居所、負傷又は疾病の状況等個人情報の保護に特に配慮を要する安否情報について回答する場合には、下記の事項に留意すること。

- ① 避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか 否かに加え、さらに詳細な個人の情報については、照会に係る者の同意があるとき又は公益上 特に必要があると認めるときに回答を行うことができる。
- ② 照会に係る者の同意については、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集時に、 同意を得るものとする。この場合における同意の方法については、原則として、包括的に安否 情報を開示するか否かについての同意を得るものとし、開示する安否情報の種類を限定した り、開示する対象を限定するなどの同意については、やむを得ない場合に限り行うものとする。 なお、安否情報の開示について同意を得たことを証明するため、安否情報の収集時にできる 限り本人の自筆の署名、押印等を求めるものとする。
- ③ 「公益上特に必要があると認めるとき」については、一概にその基準を提示することは困難であるが、個人の情報を保護することによる利益と安否情報を公にすることの公益上の必要性との比較衡量を行い、公益上の必要性のほうがより高いと判断されるときを指す。

この場合において、公益上の必要性の判断には、開示する情報の範囲の判断も含まれるものであり、例えば、「公益上特に必要があると認めるとき」として報道機関に安否情報を開示する場合においても、「居所」については、具体的な地番までは示さず、「〇〇市内の避難所」「病院」等にとどめ、「負傷又は疾病の状況」については、「重傷」「全治〇週間」等にとどめるなどの個人情報の保護に配慮すること。

#### 第六 その他の留意事項等に関する事項

1 その他の留意事項について

安否情報の収集及び提供に関しては、基本指針において、「国〔総務省、消防庁〕は、安否情報の収集及び提供の在り方について、効率的なシステムの検討を行い、円滑な安否情報の収集及び提供が行われるよう努めるものとする。」とされている。

これを受けて消防庁では、平成17年度以降、安否情報の収集及び提供の在り方を検討するとともに、安否情報の収集及び提供のシステムに必要な基本的機能を整理した上で、当該システムの具体的な開発に取り組む予定である。

そのため、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び提供については、当該システムの運用体制が整備されるまでの当面の間は、第二から第五に掲げるところに従い、既存の手段・方法を用いて行うものとする。

2 安否情報省令の見直しについて

安否情報省令は、地方公共団体及び総務省(消防庁)が現在保有する手段における当面の間の手続等を定めているものであり、今後の国における検討の進展に伴い、必要に応じその見直しを行う予定であること。

別紙 (省略)

(3) 安否情報の収集及び回答に係る留意事項等について(平成18年4月3日消防国第13号)

#### 第一 安否情報の収集方法について

地方公共団体の長は、やむを得ない場合を除き、避難住民及び負傷した住民の安否情報については 様式第1号の収集様式により、死亡した住民の安否情報については様式第2号の収集様式により情報 を収集することとする。その際、別紙記入例を参考とし、適切に安否情報が収集できるよう住民に対し 周知等を行うものとする。

この場合、負傷した住民については病院等、死亡した住民については警察等の積極的な協力を得て、 情報を収集することとし、予め、地方公共団体の長、病院、警察との間において、連携方策について、 十分協議しておくことが適当である。

### 第二 安否情報の照会における照会者の本人確認について

- (1) 安否情報の照会に当たっては、本人確認等を行うため、照会者に対し、本人であることを証明 する書類(運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住基カード等)を照会窓口に おいて提出又は提示させることとする。
- (2) ただし、やむを得ない理由により当該書類を提出又は提示できない場合、若しくは電子メール、ファックス、電話等の方法により照会があった場合においては、回答する主体となる総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法により本人確認を行うことができることとする。

具体的には、照会者の住所、氏名、生年月日及び性別(以下「4情報」という。)について、 照会者の住所地市町村が保有する住民基本台帳と照合することにより、本人確認を行うことが適 当である。

- (3)(2)の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長は、安否情報省令第3条第3項及び個人情報保護条例に基づき、照会者の本人確認を行うため、照会者の住所地市町村に問い合わせることにより、4情報の照合を行うこととする。
- (4) なお、これらの本人確認には相当の時間と事務負担を要することから、(1) の方法により窓口において照会することを原則とし、その旨住民に周知を図るものとする。

#### 第三 安否情報の提供について

総務大臣は都道府県知事から報告を受けた安否情報を、全ての都道府県知事及び市町村の長が安否情報の照会に回答することを可能にするため、安否情報システムを活用し、照会に対する回答に必要な情報を都道府県及び市町村の長に対し提供を行うこととする。

### 第四 その他の留意すべき事項について

1 安否情報システムの構築について

消防庁においては、安否情報の収集及び提供を効率的に行うため、平成18年度において安否情報システムを構築し、平成19年度より運用を開始する予定である。そのため、平成18年度中の運用については、既存の通信手段・方法を用いて行うものとする。

このため、安否情報素ステムの構築が前提となっている安否情報省令第5条については、施行期日

を平成19年4月1日としている。

### 2 安否情報の収集・報告・提供に係る書類の授受について

安否情報の収集・報告・提供に係る書類の授受については、今回、「総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成15年総務省令第48号)」を改正し、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)」第3条第1項に基づき、電子情報処理組織を使用して行うことができることとした。併せて、安否情報システムについては、セキュリティ対策を十分に講じることとしていることから、個人情報保護条例におけるいわゆる「オンライン禁止規定」には当たらないと考えられる。

# 別紙

様式第1号(第1条関係)

### 安否情報収集様式(避難住民・負傷住民)

記入日時(20〇〇年〇月〇日〇時〇分)

1	氏名	ショウボウ タロウ
2	フリガナ	SHOBO TARO
3	出生の年月日	1980年8月5日
3	男女の別	男 女
5	住所(郵便番号を含む。)	015-0001 秋田県由利本荘市○○
6	国籍	日本 その他 (()()()
7	その他個人を識別するための情報	
8	負傷(疾病)の該当	負傷 非該当
9	負傷又は疾病の状況	重傷 (左足を骨折 全治2ケ月)
10	現在の居所	<ul><li>○○病院</li><li>(秋田県由利本荘市○○)</li></ul>
11)	連絡先その他必要情報	0184-00-000
12	親族・同居者からの照会があれば、①~⑪を回答する予定 ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
① ② 答	知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回 なる希望しない場合は○で囲んで下さい。	回答を希望しない
	①~⑪を親族・同居人・知人以外の者からの照会に対する □答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する
	備  考	

- (注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、 上記⑫~⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、 国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがありま す。さらに記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。
- (注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は書面申請により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。
- (注3) 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- (注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

### 様式第2号(第1条関係)

# 安否情報収集様式 (死亡住民)

記入日時(20〇〇年〇月〇日〇時〇分)

1	氏名	消防 花子
2	フリガナ	ショウボウ ハナコ
3	出生の年月日	1980年7月29日
4	男女の別	男 安
5	住所(郵便番号を含む。)	015-0001 秋田県由利本荘市○○
6	国籍	日本 その他 ( )
7	その他個人を識別するための情報	
8	死亡の日時、場所及び状況	20○○年○月○○日 ○○爆発により死亡
9	遺体が安置されている場所	○○病院 (秋田県由利本荘市○○)
10	連絡先その他必要情報	0184-00-000
11)	①~⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し回	同意する
名	答することへの同意	同意しない
	備  考	

- (注1) 本収集は国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報ほ保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。
- (注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。
- (注3) 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- (注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

⑪の同意回答者名	消防 次郎	連絡先	0184-0	00-000
同意回答者住所	秋田県由利本荘	#○○	続柄	父

(注5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

# 〈記入要領〉

### (様式第1号、様式第2号)

1 外国人であって、氏名をローマ字で記載できる場合には、氏名欄にカタカナでフリガナ欄にローマ 字で記載する。

また、住所が日本国以外の場合であって、住所をローマ字で記載できる場合には、住所欄にローマ字で記載する。

- 2 国籍欄には、外務省発行の「国名表」を参考に国籍を簡潔に記載する。 「国名表」に未掲載の国にあっては、「その他」と記載する。
- 3 その他個人を識別するための情報欄には、氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍のいずれかが 不明な場合に、当該情報に代えて個人を識別することができるような身体的特徴等を記載する。
- 4 居所欄には、避難施設の名称及び住所など、避難住民等の現在の所在をできるだけ具体的に記載する。
- 5 負傷又は疾病の状況欄には、負傷の程度を「死亡」、「重傷」、「軽傷」と区分して記載する。負傷の程度が不明な場合は「不明」と記載するものとし、負傷していない場合は空欄とする。

この場合、「死亡」とは、当該武力攻撃災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。

「重傷」とは、当該武力攻撃災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1月以上の治療を要する見込みのものとする。

「軽傷」とは、当該武力攻撃災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1月未満で治療できる見込みのものとする。

- 6 連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報欄には、親戚や身元引受人の所在・連絡先やかかりつけの病院など、避難施設以外で、避難住民本人と連絡を取り得る連絡先等を記載する。
- 7 備考欄には、安否情報の公開への同意に関する特段の条件等、特に必要と認める事項を記載する。
- 8 氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍、居所の各欄において不明事項がある場合は、「不明」 と記載するものとし、その他の欄において特記事項がない場合は空欄とする。

# 由利本荘市国民保護計画 平成31年 3月

編集·発行 由利本莊市 総務部 危機管理課

〒015-8501 秋田県由利本荘市尾崎 1 7
TEL 0184-24-6238 FAX 0184-23-8191
E-mail kikikanri@city.yurihonjo.lg.jp